

令和4年第3回定例会

河津町議会会議録

令和4年 8月29日 開会

令和4年 9月12日 閉会

河津町議会

令和四年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和四年第三回〔九月〕定例会

河津町議会会議録

令和4年河津町議会第3回定例会会議録目次

第1号（8月29日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○仮議長の選任を委任する件	4
○諸般の報告	5
○町長の行政報告	8
○一般質問	14
宮崎啓次君	14
渡邊弘君	29
大川良樹君	46
渡邊昌昭君	61
○散会の宣告	76
○署名議員	77

第2号（8月30日）

○議事日程	79
○出席議員	80
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	80
○事務局職員出席者	80

○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○一般質問	81
遠藤嘉規君	82
○報告第2号の上程、説明、質疑	91
○報告第3号の上程、説明、質疑	93
○同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第35号～議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託	132
○日程の追加	144
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○散会の宣告	147
○署名議員	149

第 3 号 (9月12日)

○議事日程	151
○出席議員	151
○欠席議員	152
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	152
○事務局職員出席者	152
○開議の宣告	153
○議事日程の報告	153
○議案第35号～議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決	153

○河津町議会改革調査特別委員会委員長報告について……………	160
○第1 常任委員会委員長報告について……………	161
○第2 常任委員会委員長報告について……………	162
○議員派遣の件……………	164
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………	164
○日程の追加……………	165
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	165
○閉会の宣告……………	167
○署名議員……………	169
○議案等審議結果一覧……………	171

第 1 日

8 月 29 日（月曜日）

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○副議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

上村議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の本職が議長の職務を行いますので、よろしく申し上げます。

欠席議員は1名で、定数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○副議長（遠藤嘉規君） これより令和4年河津町議会第3回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

8番、土屋貴議員、9番、渡邊弘議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、8月24日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より9月13日までの16日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

30日は、一般質問1名、報告事項、人事案件、条例案件、補正予算、令和3年度決算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

31日から9月12日午後3時までを休会とし、その間に決算審査特別委員会による決算審査を願い、12日午後3時から本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の決算報告についての審議、委員会の調査報告等をお願いしたいと思います。

なお、13日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月13日までの16日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎仮議長の選任を委任する件

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第3、仮議長の選任を委任する件を議題とします。

上村議長が欠席のため、地方自治法第106条第3項の規定によって、本日及び明日中における仮議長の選任を本職に委任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 異議なしと認めます。

本日及び明日中における仮議長の選任を本職に委任することに決定しました。

◎諸般の報告

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第4、諸般の報告を行います。

第3回定例会が開催されるに当たり、令和4年第2回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

7月21日、賀茂郡町議会議長会議が西伊豆町で開催され、出席しました。

①郡議員研修会について。

②議会運営上の諸問題について。

を協議しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

7月5日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①見高地区護岸嵩上げ工事について。

②河津バガテル公園指定管理者の候補について。

③長野地区防災拠点整備事業について。

の説明を受けました。

同日、令和4年第1回河津町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

7月12日、川根本町議会特別委員会が視察のため来庁し、議員定数等について意見交換を行いました。

7月20日、議員月例会を開催し、株式会社リバティ代表取締役、福原良佐氏を講師に迎え、「地域再生」をテーマに研修を行いました。

8月19日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

①令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について。

②河津小学校スクールバス業務委託について。

③仮称、河津町地域子育て支援センター「かわづっこひろば」について。

の説明を受けました。

8月23日、議会全員協議会を開催し、第3回定例会の議案について町から説明を受けました。

河津町議会改革調査特別委員会。

7月20日、河津町議会改革調査特別委員会を開催し、今後の活動事項等について協議しました。

8月19日、河津町議会改革調査特別委員会を開催し、委員会調査報告書の内容について協議しました。

例月出納検査結果報告。

6月27日、令和4年5月分の出納検査報告書を受領しました。

7月26日、令和4年6月分の出納検査報告書を受領しました。

8月26日、令和4年7月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

8月10日、令和4年度財政援助団体等に対する監査結果を受領しました。

同日、行政監査の結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

8月24日、議会運営委員会を開催し、令和4年第3回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

6月30日、7月14日、7月22日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第2回町議会定例会の広報紙面作成・発行作業を行いました。

8月24日、議会広報編集委員会を開催し、令和4年第3回町議会定例会の内容について広報紙作成打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

6月23日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、運営協議会委員4名が出席しました。

6月27日、第2常任委員会で河津町商工会役員との意見交換会を開催し、コロナ禍の町内の経済対策などについて意見交換を行いました。

7月1日、「静岡県青少年の非行問題に取り組む強化月間」に関連する青少年非行防止街頭キャンペーンが行われ、第2常任委員長が出席しました。

7月5日、第2常任委員会を開催し、河津町商工会役員との意見交換会での内容について

協議しました。

7月19日、河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

7月22日、河津町民生委員推薦会委員の委嘱及び推薦会が開催され、第1常任委員会正副委員長が出席しました。

8月3日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第2常任委員会正副委員長が出席しました。

8月4日、第1常任委員会を開催し、視察研修報告書、委員会調査報告書の作成等について協議しました。

8月10日、第2常任委員会を開催し、委員会調査報告書の作成等について協議しました。

3、一部事務組合について。

7月27日、東河環境センター議会第1回臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

8月22日、下田メディカルセンター議会8月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

8月23日、下田地区消防組合議会8月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

8月25日、伊豆斎場組合議会8月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

6月9日、令和4年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会総会が書面決議に付され、表決しました。

同日、令和4年度伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会総会が書面決議に付され、表決しました。

令和4年度伊豆縦貫自動車道「河津・下田道路」及びアクセス道路建設促進期成同盟会総会が書面決議に付され、表決しました。

6月10日、令和4年第2回静岡県市町村振興協会理事会がオンライン会議形式で開催され、出席しました。

7月6日、令和4年度富士山静岡空港利用促進協議会が開催され、出席しました。

7月11日、「夏の交通安全県民運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

7月14日、静岡地方税滞納整理機構定期監査及び決算審査が静岡市で開催され、出席しました。

7月22日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会が開催され、出席しました。

8月3日、国道414号整備促進期成同盟会要望活動が愛知県で開催され、出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第5、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和3年度決算について申し上げます。

令和3年度一般会計決算は、歳入総額50億5,873万4,598円、前年度比2.1%の減、歳出総額は47億5,419万5,699円、前年度比3.2%の減、歳入歳出差引額は3億453万8,899円となりました。

歳入の状況は、町税は主に固定資産税が土地・家屋の評価替えや償却資産の減価償却による課税標準額の減少等により、対前年度比5.1%減の5億5,966万530円となり、固定資産税以外の税目では増額となったものの、町税全体で対前年度比1.4%減の9億7,684万1,095円となりました。また、地方特例交付金が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填分の増額により、前年度比367.5%増の2,833万4,000円、地方交付税が普通交付税の増額により、前年度比18%増の18億3,347万1,000円、国庫支出金が特別定額給付金給付事業の終了や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減等により、対前年度比49.9%減の6億4,517万4,607円、町債はコミュニティーセンター耐震対策事業に伴う緊急防災・減災事業債や子育て支援施設建設事業に伴う過疎対策事業債、臨時財政対策債などにより、対前年度比98.8%増の3億6,015万6,000円となり、歳入総額では1億846万3,374円の減収となりました。

一方、歳出の状況は、子育て支援施設建設事業費や住民税非課税世帯等臨時給付金給付事業費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業費等の増額はありましたが、特別定額給付金事業や防災公園土地購入事業等の終了により、歳出総額は対前年度比3.2%の減、1億5,570万5,887円の減額となりました。詳細につきましては、令和3年度決算について本定例会に提出しておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表することになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質公

債費比率は6.0%、将来負担比率は22.6%で、危険信号である早期健全化基準の25%、350%をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できる場所ですが、今後はさらなる財源確保が難しくなる中、最少の投資で最大の効果を挙げることを念頭に、活力あるまちづくりを推進していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の情報発信について申し上げます。

4月から新規感染者の減少により、防災メールやホームページでの情報発信を終了してまいりましたが、新規感染者が増加し、医療逼迫警報が発令されていることから、8月5日から直近1週間ごとの年代別感染者数等の情報発信を再開いたしました。

引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、感染しない、させないための慎重な行動をお願いいたします。

河津町フラワートライアスロン大会について申し上げます。

第7回フラワートライアスロン大会は、先日第1回実行委員会を開催し、10月30日に開催することとなりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されるため、開催の最終決定は、10月上旬の実行委員会で判断することといたします。関係者を含めると約1,000人が訪れる大会です。大会成功に向けて、町民の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

河津バガテル公園指定管理事業について申し上げます。

令和5年度からの民間事業者による指定管理事業委託を目指し公募を行いました。指定管理者選定委員会において基準点に達せず、該当する候補者がありませんでした。

その結果を受けて、7月に河津バガテル公園再生検討委員会を開催し、基本的な条件は変更せずに、一部指定管理者の経費負担を考慮する見直しを行い、再公募を行うことといたしました。8月19日に行った説明会には3社が参加をいたしました。今後は、9月下旬に申請受付を締め切り、10月中旬に指定管理者選定委員会を開催し、年内に町議会へ指定管理者の議案上程を予定しております。

令和5年4月の指定管理者業務の開始に向けて事務を進めてまいります。

白馬村児童交流事業について申し上げます。

6月30日、7月1日の2日間、姉妹都市長野県白馬村の白馬村立南小学校児童が来町し、磯遊びなど約3年ぶりに東小学校児童と対面での交流事業を行いました。来年1月にはスキー交流も予定しており、町内小学校統合後も継続できるよう進めてまいります。

都市等交流事業について申し上げます。

7月30日に東京で行われた「静岡まるごと移住フェア」に参加し、移住希望者と直接顔を合わせ、意見交換を行いました。帰庁してからも、ウェブでの相談会等を随時実施しています。

また、浜地内のチャレンジショップには7月から地元事業者が入店し、伊豆近海で採取できる中層深層水を利用した食事を提供し、地場製品の開発・普及促進に努めていただいております。

8月4日には、渋谷区にある学校法人服部栄養専門学校と共同で「家庭で作れるプロの味を習おう」と題したイベントを保健福祉センター調理実習室で開催し、一般町民16名と賀茂地域の中高生14名が参加をいたしました。

今後も様々な交流事業に参加・実施・支援し、関係人口の増加促進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について申し上げます。

町では、国からの臨時交付金により様々な事業に取り組んでいるところですが、今回、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」がメニューに創設され、追加交付されることとなりました。臨時交付金を活用し、感染症対策事業のほか、水道料金免除事業、給食費負担軽減事業、公共交通機関等燃料高騰対策支援事業等を計画しております。事業経費について本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

マイナンバーカード交付申請サポートについて申し上げます。

マイナンバーカード普及率向上を目指し、交付申請サポートを6月から8月にかけて計6日間実施いたしました。これは、写真撮影や申請書の作成、提出などを町職員が補助するもので、町民が利用しやすいように、参議院議員通常選挙の期日前投票期間や夏休み期間に合わせて実施をいたしました。6日間の利用は102件でした。

マイナンバーカードは、公的な身分証明として利用できるほか、コンビニでの各種証明書の取得や行政手続のオンライン申請など、様々な場面で利用機会が増加します。まだ申請されていない方は、早めの手続をお願いいたします。

証明書コンビニ交付システム導入業務委託について申し上げます。

8月8日に、庁内既存システムの取扱業者である株式会社TKCと証明書コンビニ交付システム導入業務委託を197万650円で随意契約をしました。この事業は、町民がマイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで証明書交付サービスを受けるためのシステムを導入するもので、対象となる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、

課税（非課税）証明書、納税証明書の予定です。

なお、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関連し、印鑑条例の一部改正について本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

町税の滞納対策について申し上げます。

賀茂地方税債権整理回収協議会による7月末までの滞納整理の状況は、預貯金・生命保険・給与等の財産調査及び実態調査223件、預貯金・生命保険の財産差押え16件を実施しております。さらに、徴収困難な事案については静岡地方税滞納整理機構に移管しており、今年度は10件、376万6,000円を移管しております。また、滞納者には年3回の催告通知を予定しており、今年度は、1回目を8月15日に送付いたしました。今後は、11月、3月に通知予定で、納税促進を図ってまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

60歳以上の方、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方を対象とした4回目の集団接種を7月18日から保健福祉センターで実施しております。8月22日現在の老人福祉施設、病院等での接種を含めた4回目の接種者数は1,567人となっております。なお、9月23日まで集団接種を行っていますので、接種を希望される方はワクチンコールセンターでの予約をお願いいたします。あわせて、12歳以上、小児を対象としたワクチン接種の機会も設けていますので、予約をお願いいたします。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種が秋以降に予定をされており、本定例会に体制確保に関する補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

各種がん検診事業について申し上げます。

7月21日から30日にかけて計8日間、各種がん検診を町内各所で実施し、延べ899人が受診しました。今後、特定健康診査・総合検診を予定しており、対象者には郵送でご案内いたしますので、受診をお願いいたします。

（仮称）河津町子育て支援施設について申し上げます。

現在建設中の（仮称）河津町子育て支援施設については、新型コロナウイルスや社会情勢の影響により建設工事の工期を延期をしておりますが、9月末に完成し、11月に開所をする予定で準備を進めております。

なお、本施設に関連した条例を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

地籍調査事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、谷津地区海側0.11平方キロメートルを実施区域として、7

月29日、30日に説明会を開催し、調査の目的及び実施方法等を関係者の皆様に周知しました。

また、昨年度に現地立会を実施した笹原地区の一部0.09平方キロメートルについては、測量成果の閲覧を8月から実施しており、9月7日まで行う予定です。

夏の海水浴について申し上げます。

7月16日に今井浜海水浴場の海開きを行い、8月21日まで運営しました。海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドラインに沿って安全対策を徹底しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響はあったものの、まん延防止等重点措置による行動制限が取られなかったため、今井浜海水浴の入り込みは2万4,478人となり、海水浴場を開設した一昨年と比べ大幅な増となりました。

教育委員会事業について申し上げます。

今年度新たに平和学習事業として、8月2日、3日の2日間、河津中学校生2名を広島に派遣をしました。戦争や原爆がもたらした深い悲しみと癒えることのない心の傷を真摯に受け止め、命の貴さや平和の大切さを育むことが目的で、派遣をした2名には、11月に行われる青少年の主張大会で学習を通して感じたことを発表していただく予定となっております。

また、町と青山学院大学による連携協定の一環として、8月22日、23日の2日間、河津中学校の3年生12名が参加し、渋谷区内で青山学院大学体験教室を行いました。生徒たちは、ドローンを使った実験や水素エネルギーに関する講義を受講し、貴重な体験をすることができました。

主な入札結果について申し上げます。

6月22日に実施した町道谷津・浜線（館橋）調査設計業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、792万円で契約をしました。この事業は、橋梁点検で判定Ⅲが出たものについて計画的に補修工事を行うために設計業務を実施するものです。

同日実施をした河津町防災公園配水計画検討業務委託は、日本水工設計株式会社静岡事務所が落札し、396万円で契約をしました。この事業は、防災公園の整備に伴う水道施設について、常時及び災害時の防災拠点としての機能を踏まえ、効率的、効果的な施設を整備するための検討を実施するものです。

7月28日に実施した河津町景観計画策定業務委託は、昭和設計株式会社沼津営業所が落札し、1,012万円で契約を締結しました。この事業は、町の景観を保全するために、景観法に基づく景観計画及び景観条例を作成するために実施をするものです。2か年をかけて完成を

目指します。

8月24日に実施をした見高地区護岸嵩上げ工事は、東海建設株式会社が落札し、9,061万8,000円で仮契約をしました。この事業は、レベル1の津波に対応するため、見高地区ペロバ海岸の約200メートル間の護岸をかさ上げするものです。昨年度からの継続事業で、今年度完成を目指します。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

最後に、台風8号による被害状況について申し上げます。

町内では、8月13日から14日にかけて土砂災害特別警報が発令され、約530戸の停電が発生しましたが、幸い大きな被害はありませんでした。しかし、河津川の増水により護岸が洗掘されたため、現在、下田土木事務所の指示により、町道笹原・大堰線、トリムコース豊泉橋から有限会社二千翔付近までの区間を通行止めとしております。町民の皆様にはご不便をおかけしますが、9月上旬には仮復旧が完了し、規制解除の見込みとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、松崎町からの要請を受け、台風8号の影響で太田川が氾濫した松崎町雲見地区に8月16日から断続的に職員と給水車1台を派遣し、給水支援を行っております。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、今後も、被災地の状況に応じて要請があった際には積極的に協力をしていきたいと考えております。

報告は以上のとおりでございます。

依然、新型コロナウイルス感染拡大による不安定な状況が続いております。町民の皆様には、改めて感染リスクの高い行動や場面を避けていただき、引き続き感染に注意していただくようお願いいたします。町といたしましても、社会経済活動の維持と医療逼迫の回避に取り組んでまいります。今後とも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○副議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第6、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

11番、宮崎啓次君、9番、渡邊弘君、1番、大川良樹君、3番、渡邊昌昭君、4番、遠藤嘉規君。

◇ 宮 崎 啓 次 君

○副議長（遠藤嘉規君） それでは、11番、宮崎啓次君の一般質問を許します。

宮崎啓次君。

〔11番 宮崎啓次君登壇〕

○11番（宮崎啓次君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告の項目に沿ってお伺いいたします。一問一答方式でお願いいたします。

まず、質問に入ります前に、今月13日から14日にかけて、松崎町の水害につきましては床上浸水という大変な被害に遭われ、地元雲見地区あるいは岩科地区の皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、コロナウイルスに感染される方々が増えております。気をつけていても感染する場合があります。どうぞ療養され、早く回復されるようお見舞い申し上げます。

さて、私の今回の質問は、1問目に加速する人口減少の対策について、2問目、伊豆縦貫自動車道整備に伴う発生土の関連について、3問目に下田地区消防組合の広域化協議の再開に向け町の考え方について伺います。町長、副町長並びに教育長、担当課長の答弁を求めます。

まず、1問目としまして、加速する人口減少の対策について質問いたしますが、人口減少に対する対策として、大きく分けて、まず移住者支援策あるいは子育て支援策、教育の充実、企業の誘致などがございます。今回は、この中から次の4点に絞ってお伺いしていきます。

1点目、現状、町内への移住者に対する支援策はどのようなことがあるか伺います。

2点目、空き家バンク登録の建物について、片づけあるいは改修、要するにリフォームに対しての補助金の制度または移住者の起業に対する補助金等は考えられないか伺います。

3点目として、先日、議会と商工会役員さんとの意見交換会があったわけですが、その中の意見として伺った中で、子育て世代の転入を目的とする条件付戸建て町営住宅の建設は考えられないか、実現できないかとの意見であります。中小の工務店や大工さんたちの仕事の創出につながっていきますし、まして関わる協力業者が他業種にわたります。町内経済の循環効果につながるわけです。長野県小川村では、子育て世代の移住者獲得に大きく貢献しております。入居には義務教育のお子さんがある転入家庭との条件とするのもよいのではないかと考えております。この建設について町長に伺います。

4点目として、地元下田高校、稲取高校の魅力化について伺いますが、これは近年、賀茂圏域外高校への進学が増えております。河津中学から今年は3割弱もの賀茂圏域外への進学があり、最近では、これをきっかけに母親、兄弟が町外に転出し、その後、父親も住所を移し、転出につながる例が見受けられます。子育て世代の転出は、町としてもダメージの大きいことです。教育を含め、地元高校の魅力化について町として何ができるか、町長としてのお考えを伺います。7月6日に県教育委員会の地域協議会が下田市で開かれましたが、この情報を踏まえ、伺います。

以上、1点目、移住者への支援策、2点目、新規の補助金制度は考えられないか、3点目、条件付戸建て町営住宅の建設はどうか、4点目、地元高校の魅力化に関する件、以上、伺います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、宮崎議員の一般質問にお答えします。

大きくは、加速する人口減少の対策についてということでございます。4項目あって幅広いものですから、少し時間かかりますけれども、順次説明したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、現状ということでは少し答弁したいと思います。その中で、特に移住に関する支援策等の考え方についてお答えしたいと思います。

お尋ねの質問項目にもありますように、河津町も含めまして、賀茂地区全体でも人口減少はご承知のように進んでおります。特にこの30年間では、賀茂地区全体では65.5%、河津町では73.8%と減少しまして、賀茂地域では約3万人減の5万8,300人、河津町では約2,380人減の6,730人と推移をしております。国立社会保障人口問題研究所発表の将来の推計人口では、2045年には賀茂地区全体で約3万1,500人、河津町では、ご存じのように3,820人と推定されておまして、このままの状況ではさらに減少が加速すると、そういう予想が示されております。

この人口減少対策につきましては、町の根本的な課題でありまして、これまでの子育てや安心・安全対策などについても、人口減少を防ぎ、高齢者を支える働く世代の定住を進めることが解決の道であると考え、行ってきたもので、この方針は引き続き維持し、さらに経済活性化による地域産業力の強化や移住定住、企業誘致、にぎわいづくりを進めることにより、さらに対策が強化できるものと考え、取り組みたいと考えております。

この約3年間のコロナの感染拡大状況下で、国民の暮らし方や働き方、仕事場所の変化あるいは健康への考え方、地域の魅力や特色などの再認識、生き方の価値観、考え方が多様になり、特に都会人の地方への移住定住が注目をされております。町においても、コロナの影響で経済活動が停滞し、今後のコロナ収束後のまちづくりを考えたときに、根本である人口減少問題、少子高齢化対策について力を入れるべき課題として、地域産業力の強化や企業誘致、移住定住促進、公共用地や施設の利活用を進めることが重要であると考えております。

その中で議員がお尋ねの移住促進に対する支援策であります。移住定住人口の拡大を図るため、移住を希望する方を対象とした空き家情報バンクやお試し移住体験施設の活用を町にあるNPO法人に一部委託をし、行っているところであります。また、東京などで行われる各種移住相談会やフェアなどにも積極的に参加をしまして、オンラインによる移住相談なども行っております。さらに、移住をされ就業される方には、支援補助金制度なども創設をして支援をしております。詳しいことについては、後ほど担当課長より説明させます。

次に、空き家バンクの登録の関係ですとか、あるいは改修に対しての補助金の制度の関係でございますけれども、これにつきましては、空き家情報バンクの活用支援補助金ですとか、住宅取得費補助金や家賃補助、登録物件改修支援制度なども創設をしておりますので、これについても後ほど担当課長より答弁させます。

次に、子育て世代の転入を目的とした条件付戸建て住宅の町営住宅の建設はということで、先ほど議員が商工会との懇談会の中でお話が出たということですが、この問題については、

これらの少子化、人口減少と大きな問題を抱えていまして、特に子育てしやすい、子供を産みやすい、安心・安全な暮らしを中心に各施策を行っているということで、働く世代、高齢者を支える世代の増加を目指して取り組んでいるところでございます。次のステップは、さらに地域産業力の強化や企業誘致をはじめ、にぎわいや雇用を増やすことに取り組み、働く世代の就業の機会を増やし、子育てなどしやすい、暮らしやすいまちづくりが重要であると考えております。

お尋ねの子育て世代の転入を目的とした条件付戸建て町営住宅の建設についてでございますが、移住の機会の一助になるかもしれませんが、現状では考えておりません。しかし、町内には貸家やアパートなどもありまして、現在の移住者向けの補助制度の拡張によりまして、特別に働く世代の転入者の家賃補助などの制度については今後考えていきたいと、そういうふうに考えております。

次に、最後になりますが、4点目の高校の問題でございます。特に7月に行われた地域協議会の内容かと思っておりますので、お答えしたいと思います。

高校の魅力化によりまして高校の存続をつなげることを目的に、これまで広域連携会議の中で、それぞれの高校について地域で持続化推進協議会をつくって協議を重ねてまいりました。しかし、これまでの河津町が参加しております稲取高校の魅力化推進協議会の中では、いろいろな意見が出ておりますが、実際はなかなか対策がまとまっていない状況がございます。方向性がまとまっていない状況がございます。ただ、協議の中で稲取高校のつながりを強めていくことと、それぞれのまちで協力できることは協力していこうという点では一致をしております。河津町としては、マイクロバスの使用ですとか地域のイベントなどへの高校生への協力も行ってきております。

お尋ねの県教育委員会による県立高等学校の在り方に関わる地域協議会については、これまでのふじのくに魅力ある学校づくり推進計画、これ第3次長期計画というそうですけれども、に基づきまして、状況の変化や課題を踏まえた高校の在り方を協議するもので、新たに賀茂地域が対象とされまして、協議会の中で地域の意見を伺う場として設置をされたものでございます。ただ、先日、県教育委員会の教育官ほか2名が当町を訪問されまして、地域協議会に向けた内容についての意見交換では、今後、賀茂地区だけではなく、全県下で高校の在り方を協議する場として設ける方針であるとお話がありました。

私は、高校再編の計画に賀茂地区が取り込まれるものと危惧をしておりましたが、議員がお尋ねのように、先日開催された第1回協議会で県の教育長は、白紙の状況であると答えて

ございました。しかし、この協議会が統廃合のための既成事実を積み上げるためのものでなく、丁寧な説明を重ねた上で意見集約の場であることを今後も求めていきたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、移住者に対する支援策について説明をさせていただきます。

町長が言われましたとおり、空き家情報バンクやお試し移住のための体験施設の運営のほか、移住就業支援事業補助金として、首都圏から移住して5年以上継続して移住する意思のある方で中小企業等に就職した方やテレワークにより業務を継続している方等に個人で60万円、世帯では100万円を支援する制度がございます。こちらにつきましては、起業の方についても該当する制度でございます。昨年度は1件の支給、今年度は2件の申請、2件の相談を受けております。

また、県の制度でございますが、テレワーク対応リフォーム補助制度がございまして、要件次第では事業費の2分の1、最大35万円の助成にせずおか優良木材等補助制度の加算を設けることもできまして、最大14万円の加算を受けることもできる制度がございます。

そのほか、従来からある制度で木造住宅建築等助成制度、子育て応援住宅整備支援事業なども移住者につきましても対象となると思われまますので、ご活用いただきたいと考えております。

次に、空き家バンクの登録の片づけや改修に対しての補助制度はということでございますけれども、当町では空き家活用支援補助金制度がございます。本制度は、物件改修支援事業と物件利用促進事業がございまして、改修支援事業につきましては、住宅の機能、性能の維持向上を目的とした10万円以上の改修等事業費の20%、20万円上限に助成をしております。

次に、利用促進事業でございますが、登録物件の取得経費の3%以内、30万円を上限に助成または登録物件を賃貸借した場合の家賃2分の1、月3万円を上限に3か月分助成をするものでございます。

お尋ねの建物改修、登記費用等にも対象費用ということになりますので、ご活用いただければと思います。昨年度当初制度が創設をされてございまして、利用者は利用促進事業で1件ございました。

次に、起業者への支援というような質問もあったかと思いますが、先ほど言いまし

たとおり、移住就業支援事業補助金につきましては、起業者についても該当するというところでございます。また、県の広域財団法人の産業振興財団というところが行っております地域創生起業支援金というものがございまして、こちらにつきましては、新たに起業する者とか、あと事業継承を行う者、第二創業を行う者といったもの、ほかにも条件がありますが、そういった方に対して補助対象の2分の1、上限200万円ということで助成を募集しているというような情報もございます。そういったものを活用していただき、起業等も促進をしていただければと思います。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今、課長のほうから補助制度、細かく説明していただきました。やはり若い人たちがこちらに移住していただくのが一番町としてもありがたいことなんですけれども、過去にももうかなり、10年前から河津町でも子育て支援を重点的にやったおかげで若い人たちがこちらへ来て、こちらで起業してやっておられる方が何件か見当たりますね。ですから、やっぱり働く世代を何としても河津へ、こちらへ来ていただくということに重点を絞りながら、リタイアした方々も河津に来てはいますけれども、総合的に人口が増える方策といたしますか、そういったことが重要だと思います。

今、課長のほうからリフォームの補助制度もありますよと、起業に関しても産業振興財団というのが今年からですよ、県のほうから補助が出るようになったと。移住相談のときにやはりそういった点を説明していただいて、特に東京で行われる移住相談会、あれがすごく重要なんですよ。あれをきっかけに河津という町を覚えていただいて、河津へ移住してくれる方が結構おります。今、地域おこし協力隊を卒業された方も話しておられましたけれども、60件ぐらい自分が取り組んだ中で相談があったと、かなりの確率で河津へ移住していただいているというお話でした。

ただ、問題は、私、言いましたけれども、空き家バンクの登録物件数がどうしても数が出てこない。いい条件のものが出てきてもすぐ決まってしまう状態で、リフォームの補助金もいいんですけども、まず、その前に空き家を登録していただくのに何が今、必要なのかというと、やはり空き家をお持ちの方は、そこを片づけるのがあれだよと。それが問題で、私は、それができないから登録できないよという意見が私の知っている中でも何件か伺っております。ですので、その辺をもう少しまた具体的に補助制度を考えていただくということが必要かなと思います。

それから、教育の関係ですけれども、高校のほうの関係です。町長、稲取高校のほうへ出ておられると。下田高校のほうはメンバーに入っていないようですけれども、なかなか具体策は出ていないというお話でした。まして稲取高校は、ここ2年ぐらいコロナで会合は開かれていないというお話を伺いましたけれども、下田高校のほうは、やはり魅力化ということで教育と、あるいは部活動とか、そういったところに視点を向けて何とか魅力化を上げて県外から子供たちを募集しようかと。

それと、この賀茂郡内の子供たちでも、やはり教育目的に山越えて天城を越えた高校へ行く子供たちを何とか地元で教育に重点を置いて引き止めたいなという、そういうようなお考えがあって、提案が中高一貫教育とか、あるいは寄宿舍というものを今後設ける案が出ています。そういったことも県のほうへまた今後要望することも出てくると思いますので、その辺も町長のほうは協力をお願いしたいなというふうに考えます。

町長からもお話ありました、この賀茂郡下の地域協議会の中で、再編はまだ今、白紙の状態だと。本当に助かったなという気がするんですけれども、この再編については、ほかの3地区でもやはり地域協議会等やっているようです。西部のほうで。あちらでは大きな問題になっているようです、今ね。県のそういう方針に対してやっぱり反対の意見が多いということで、やはりそれは当然のことだと思います。ですから、やっぱりその辺で町長のそういう会合に出るときの意見は非常に重いものだと思いますので、ぜひとも地元の意向を酌んで発言を今後ともお願いしたいと思います。

その辺で、私、今、いろいろ言いましたけれども、もう一つ、町長から新規の若者世代の町営住宅の建設は、今は考えていないということでした。そういったところでちょっと例を私、先ほど言いましたけれども、長野県の小川村です。私、ちょっと見てきたんですけれども、新規に住宅を4軒かな、まず建てたところが即埋まったそうです。皆、子育て世代です。家賃は4万円、3DKぐらいです。やはりそういったことで、建築するとまた埋まると。やはりそういった形で今、移住者の若者世代の人口が増えているというお話でした。

山形県の遊佐町というところでは、やはりそういったほかの地域の例を見て、今、計画中だと。町内に若者が定住できる、この場合は町営アパートということらしいですけれども、その建設を予定しているということで、4世帯分を2棟、要するに8世帯ですよね。こういった形で東北のほうでは皆さん、やはり危機感があって、こういう制度を設けてやろうということに進んでいるようです。

ですので、町長のほうのもう一度ご意見を伺いますけれども、その辺の考え方、今後の、

今はできないでしょうけれども、近い将来といたしますか、そういった形で進めることもある
なとか、そういったご意見を伺いたと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今、宮崎議員から何点かお尋ねですので、お答えしたいと
思っております。

まず、空き家バンクの関係ですけれども、確かに議員がおっしゃるように、登録件数が少
ないというのは、今、河津町の大きな課題かなど。当然持ち主さんの意向もあるものでは
から、その辺の意向も踏まえてということでございますけれども、比較的登録すると早めに埋
まってしまうような状況もあります。そういう意味で、利用者のそういう事情があるのかな
と思いますけれども、なかなか町民の方の中で提供してくれる量が少ないというのが私の
ちょっと状況でございます。

その辺も含めて担当課のほうでいろいろ、例えば固定資産税の通知の中にそういう空き家
バンク制度ありますよという、今年、そんなものを入れさせてもらいましたけれども、それ
で少しは町外の方からも増えたようなこともありますんで、そういう努力をしていきたいな
と、そういうふうに思っております。

それから、2点目の高校の再編の話ですけれども、これについては大変大きな問題だと思
っております。確かに河津町については、町内に高校がないわけでございますけれども、た
だ、父兄の皆さんに聞きますと、やっぱり例えば稲取高校がなくなることによって郡外に出
なきゃならないという状況もあると。そうすると負担等の問題も大きくありますし、大変大
きな問題だよということは私も認識はしております。

これまで魅力化の中では学校ごとの協議会をつくってきたわけですがけれども、今回は賀茂
地区全体で協議会をつくるということで、県の教育委員会のほうでそういう方針だったもん
ですから、ある面では賀茂地区全体の問題としてやっぱり捉えたほうが今後はいいいのかな
と思っております。その中で高校の再編をどうしていくのかということも、確かに協議会の中
では白紙だとは言っておりますけれども、内容によっては、私は計画の中に取り込まれる可
能性もあるんじゃないかなと思いますんで、そういう面でちょっと危惧はしております。そ
ういうことで、協議会の中で皆さんの意見をしっかり述べて、それを県がどう受け止めるか、
そういうことも大事かなと思っております。

これは、特に統廃合については、町内の小学校もそうだったんですけれども、やはり人数
が減るといのは大きな問題でございます。特に高校については、簡単に外から呼べばいい

じゃないかと、それもなかなか簡単にはいかない問題だと思います。魅力の問題もあります。それから、人数が減ることによって、子供の数が減ると教員の数も減るわけですね。そうすると、学力の低下の問題もあるのかなと、そんな気がします。ですから、その辺で統廃合はどう考えていったらいいのかなと大きな問題があるかと思っています。

そういう中で、今後は、この協議会の中でそれぞれの賀茂地区の構成市町の首長さんたちの意見を聞いたり、各団体の意見を聞いたり、保護者代表、PTA等の意見を聞いて、私も存続の方法ができればそのことが一番いいかと思っていますので、そういう方法で進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

それから、働く世代の定住の話でございます。私、先ほど答弁で申し上げたのは、やはり若者世代がこの町に定住するにはどうしたらいいのかということでございます。ただ、議員もいろいろ提案をいただいたわけですが、町内には空き家も大分ありますし、リフォームの仕方によっては活用が十分図られるものもあるような気がします。そういう意味で、特に若い世代にはそういう補助制度と申しますか、そういう特別なものが設けられれば、そういう移住のきっかけなるのかなと思いますし、一戸建てまでいなくても、そういうことも一つの政策として考えたらどうかと、そういうふうに思っております。

特に町営住宅につきましては、過去の例を見ますと、町営住宅建てて、そこに移住というか、働く人たちですとか住む方たちに住んでもらった例がありますが、最近の話をよく聞くのは、最近、町営住宅の入居者が少なくなったり、施設が老朽化して困ったというような話を聞きますので、やっぱりライフサイクルコストというか、全体のものを見た中で戸建てがいいのか、あるいは家賃補助がいいのか、そんなことも含めて総合的に判断をして今後の方針を決めたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今の町長の建設に関して空き家があるじゃないかというお話でしたが、空き家がなかなか登録されないから、最終手段としてそのような提案をしたわけですね。ましてアパート関係、貸家も今、伊豆縦貫自動車道の関連業者が借りていまして、空き物件がないですよ、今、現実的に。ですから、せっかく河津へ移住したいという人たちが物件がなく困っているということで、今、提案しているところですので、ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

伊豆縦貫自動車道整備に伴う発生土の関連について伺います。

伊豆縦貫自動車道、質問では以降、縦貫道と申し上げますが、この縦貫道の工事に関しましては、近隣の住宅の皆様には多くのご協力と騒音、振動、ほこり等、大変なご迷惑をおかけしてきましたことに心よりおわびと感謝を申し上げたいと思います。

さて、3月の議会予算審査特別委員会の附帯意見として、伊豆縦貫自動車道整備に伴う発生土の受入れに関わり、防災港等を含めた活用の可能性を調査されたいと議員全員の附帯意見として提出してあります。

1点目として、この意見書に対する感想を伺います。

2点目として、この意見書のための調査費を計上するなど今後のお考えを伺います。

3点目として、この発生土の受入れに関し、現状で上峰の防災公園のほかに計画されている場所があれば、その活用についても伺いたいたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点目の伊豆縦貫自動車道の整備に伴う発生土の活用についてお答えしたいと思います。

3点ほどあるかと思います。

まず、1点目でございますけれども、これについては6月の議会に他の議員より同様の質問を受けておりました、それにお答えをしております。発生土の活用につきましては、国や県と関係市町で協議会をつくりまして、賀茂地区全体の中での協議を進めております。河津町においても防災公園の造成用として発生土を考えておりました、そのほかにも賀茂農林事務所などと農村整備事業としての可能性も含めて現在検討を進めているところでございます。

お尋ねの議会の意見書による埋立てについても承知をしておりますが、現状では、他の候補地の検討も進めている状況でございます。

2つ目の調査費等の計上の考え方でございますけれども、現状では、広域の中で発生土の受入れについては検討しております、町としてはこの計画を優先して考えておりますので、今の段階では新たな候補地については考えておりません。

なお、広域での検討内容につきましては、担当課の主幹より後ほど答弁させます。

それから、防災公園等のほかに受入れ計画の場所はあるのかということにつきましても、担当課長よりそれぞれ答弁させます。よろしく申し上げます。

○11番（宮崎啓次君） 答弁のほう、簡単をお願いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 建設課主幹。

○建設課主幹（友田佳伸君） 広域での検討状況ですが、国の沼津河川国道事務所、県の賀茂地域局、賀茂農林事務所、下田土木事務所、それから賀茂地区の1市5町で構成されております河津・下田道路建設発生土利活用連絡調整ワーキンググループという場で発生土利用について調整を行っています。

伊豆縦貫自動車道の工事は規模が大きく、発生土の量も多いので、賀茂地域全体として利活用の調整を行っているものです。河津町の防災公園や最近まで搬入されておりました松崎町的那賀川横の圃場整備などもこの調整の中に入っております。今後も、引き続きこのワーキンググループで調整が行われていくものと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは農村整備事業の検討についてということでお答えさせていただきます。

近隣では、松崎町は、もう既に農村整備事業で残土利用、有効利用しているところでございます。有効な農地として利用できる形態にするということが可能ですので、今後、農業施策として利用できないかなど、河津町としても近い将来、大量に発生する掘削残土受入れについては、継続して検討していかなくてはいけないと考えております。

また、農村整備事業ですので、埋立て可能な候補地を探すだけでなく、しっかりとした現実的な目的を持った上での候補地選定が必要と考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今、いろいろ答弁いただきました。河津としましても、工事現場から距離が近いということのメリットがあります。国交省の立場でいきますと、前にも伺ったんですけれども、地元の都合もあるだろうけれども、松崎、南伊豆町に運ぶことを考えると、向こうへ1回運ぶうちに河津町では四、五回運べると、経費の削減になるというようなお話もありました。ですから、河津町でも、目的、先ほど課長言いましたけれども、何とか利活用を考えて、積極的にそのような発生土を受け入れるような形を町のためになるような形で考えていただきたいと思います。これから天城路線の事業化が近い将来あると思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

それでは、3問目に移りますけれども、下田地区消防組合の広域化協議の再開に向け、町

の考え方について伺います。

下田地区消防組合は、平成25年4月、下田西伊豆地区を先行広域化いたしましたけれども、小規模市町の広域化協議体制の整備を行った上で、最終的に沼津市をはじめとする4市3町で構成の駿東伊豆消防組合に合流することが前提になっており、駿東側市町の要望を受けて下田地区消防組合のそれぞれ首長間で覚書を締結しております。これは平成33年、令和3年に予定されていた駿東伊豆消防組合の消防指令施設の更新に併せて5市7町の統合に関する協議を行うことを約定したものであります。しかし、統合に関する協議が現在は進んでおりません。消防組合議会議員全員賛成の下、つい先日、消防組合議会において、「協議を一日も早く再開するための」決議書が提出されました。

そこで、1点目、消防組合の統合に関して、現状をどう感じていますか伺います。

また、令和元年6月には、東京オリンピック・パラリンピック後に本格的な協議を行う、それまでの間は事務担当者レベルで統合に向けた調整を実施することが確認されております。

そこで、2点目ですが、河津町の首長として運営会議等で協議が進んでいない点を問題提起されたか伺います。

最後に、3点目として、今後、河津町として広域化協議の方向性をどう考えていらっしゃるか伺っておきます。

以上、3点お願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の中で下田地区消防組合の広域化の協議の関係で質問かと思えます。3点ほどございますので、宮崎議員と若干重なる部分があるかもしれませんが、状況等から少し話をしたいと思います。

消防救急体制の広域化の推進につきましては、国の方針を受けまして、県計画に基づいて推進されていると理解をしております。近年の災害などの頻発状況を受けまして、特に大規模災害などの対応については消防救急力の強化が求められておりまして、その方針の中で広域化による組織体制が進められてきております。

議員がお尋ねのように平成22年頃より駿東伊豆地区8市8町で協議会が組織をされ、その後、平成24年に5市7町で駿東伊豆地区消防救急広域化協議会が設立をされ、この枠組みの中で、賀茂地区の現状を踏まえ、先行をして西伊豆広域消防組合と下田地区消防組合の統合が平成25年4月1日に行われまして、同日に賀茂地区を含む12市町の首長による、先ほど議員のお話がありました駿東伊豆地域及び下田地区の消防救急広域化協議に関する覚書が調印

をされました。また、賀茂地域以外の4市3町で協議をされた結果、平成28年4月1日から駿東伊豆消防組合が設立、運用開始となりまして、その後、これまで単独組織だった東伊豆町が組合加入をされた、そういう経緯でございます。

そういう中で、その後、両組合の事務レベルでのすり合わせ等が行われまして、令和3年2月3日開催の下田地区消防組合の運営会議で統合に関する現状での協議結果、初期費用の概算などの説明を私ども構成市町の首長が職員から説明を受けました。

説明では、駿東伊豆地区消防組合幹事会、これ課長で組織するそうですけれども、の協議の結果を受けまして、参与会、これは首長で組織をする参与会だそうですけれども、参与会では、幹事会による今後の協議について、必要性は認められるものの、現時点では新型コロナウイルスの感染拡大による今後の見通しが見えない、統合が消防力強化につながる判断に至らない、統合による駿東伊豆消防組合構成市町側の財政負担増加が予想されるなどの理由により、協議に入るのは時期尚早であるとの結果を尊重すべきであり、参与会でも幹事会での協議した結果と同じ結論であるとのことでした。

そういう中で、今回、下田地区消防組合議会の議員の決議を受けまして、管理者がこれまで進めてきたとは思いますが、何かしらの協議再開のアクションをさらに行うかが現状では未定でございます。

次に、2点目のオリンピック・パラリンピック後の本格的な協議を行うということの確認をされたということで、今年に入っての私の運営会議の中での問題提起についてお答えいたしたいと思います。

今月、8月8日開催の下田地区消防組合運営会議における管理者の下田市長の話では、相手方、駿東伊豆消防組合の管理者である沼津市長には協議再開のお願いはしてあるが、その後の連絡は今のところないとのことでした。下田地区消防組合の構成市町の意見は、覚書のとおり、協議を一日でも早く進めたい意向であります。しかし、相手があることでありまして、また、あくまでもこれは私自身の想像でございますが、相手方の管理者であります沼津市長が各構成市町の考え方を調整している状況で、大変苦勞しているのではないのかなど、そういう推測をしております。

その運営会議の中での私の発言でございますが、私は、先般の運営会議の中で、令和3年2月に報告を受けて以降、何も進んでいないわけですので、内容はともかく、話し合いをするかどうかの問題であるとの発言をいたしました。いずれにせよ進めるべき重要な案件でありますので、今後、具体的に管理者であります下田市長より、進め方について協議があれば早

急に推進できるよう意見を述べたいと思っております。

それから、河津町としての協議会についての方向性の考え方でございます。先ほど申しましたように、これまでどおり、消防救急の広域化は災害対応などを含めて重要であると考えております。ただ、統合には両組合での初期費用や経常経費など負担増大も懸念される材料です。今後の協議の中で問題点が出てくるかと思いますが、現状では事務レベルの段階でありますので、協議が進めば運営会議等で協議され、判断されるものと考えております。

とにかく、私としては一日でも早い統合が実現できるよう組合の運営会議でも推進したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 町長から今、答弁を伺いました。やはり向こうの参与会ですか、その意見がなかなかまとまらない、予想ですよ、じゃないかという意見でした。過去は、向こう側から覚書を交わした時期は、駿東側の首長さんたちは、伊豆は1つであると。ですから、統合すべきということで、時間を置かずに早く統合すべきという形で、令和3年度には本来であればもう統合している時期でした。

しかしながら、いろいろ問題があって今のような状況になっているわけですが、町長、今、事務レベルでやるべきことであるので、まだ我々が首を突っ込む状況じゃないような、ちょっとそういうニュアンスに受け取ったわけですが、今、事務レベルで駄目だから、やはり首長さんたちの力である程度政治的に動くことも必要ではないかという、そのような気がします。

これいろんな人の、町民の中でも意見がありまして、合併するとデメリットがあるじゃないかとか、具体的に言うと、昼間サイレンが鳴らないであるとか、そういった意見も聞くわけですが、合併するデメリットよりも合併できないデメリットのほうが非常に大きい問題です。合併できない場合、十数年後は本当に深刻で、若者の人口が賀茂郡下で減少している状況で、職員採用の問題、これが非常に大きい問題になってきます。あるいは、先ほど町長からはありましたけれども、消防力、装備の面、この辺で駿東伊豆消防組合との間でますます格差ができてくると。

まして今後、この賀茂郡下の財政力ですよ。各市町の財政力を考えると、どこまでこの消防組合が維持できるのか、やはりその辺の危機感を各首長さんたち持っていると思うんですけれども、そのような観点から、どうしても広域化に向けて協議を再開すべきだというこ

とで、この間も消防組合議会の中でも各議員の意見は一致したわけです。

今後の方向性ですけれども、やはり管理者を柱に賀茂郡下の首長さんたちで連携していただいて、政治的に沼津市長さんなり向こう側の首長さんたちに個別でもいいですから接触を図りながら、やはり、まず合併の具体的な話よりも協議に参加していただくことをやっていただきたいと思います。

さっき町長のほうから、合併したときのこうなるといふ否定的な何か項目が多かったですよね。それは事務レベルの、それがやはり消防組合議会の中もそういう報告がありまして、合併すると何かデメリットが多いような報告があったので、私は、それは違うんじゃないかと意見述べさせてもらいました。例えば、会議を行うのに、今度、距離が遠くなるので会議がしにくくなるとか、今、リモート会議の時代にもう根本的からそこは違うので、やはり首長さんたちがそういう会議に出たときは、そういう事務レベルのやつもアドバイスしてあげて、本当はそういうところからやるのはおかしい問題ですけれども、何とかそういうような形でお願いしたいと思います。

このままいきますと、覚書に基づく協議が十分に行われないうまま風化していってしまうんじゃないかという危機感を覚えています。関係市町及び議会は、先行して西伊豆地区と第1段階の広域化の実現で一応の充実を見た消防組織の現状を楽観することなく、地域の将来を見据えて、強い危機感を持って消防広域化に正面から向き合っていかなければならないと考えますので、その辺、もう一度、町長の心意気をちょっとお伺いしていきたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私からお答えします。

基本的には議員と同じ考え方でございます。先ほど私が事務レベルと言ったのは、特に協議の中で、まず事務的なレベルで詰めていったということで、その報告を私は受けております。そういう中で、さっき言ったメリット、デメリットの話も出てきています。ただ、やっぱり事務レベルでのお話なので、職員なんで、やっぱりいろんな財政のことだとか、どうしてもやっぱりそういう考えの中で出ているのかなという気もしないでもありません。ただ、それが参与会でも同じような見方をしてくれているのかなという感じがちょっと心配なところでは。

その辺の中で、特に沼津市長さんを中心とした相手方の組合の行政の方たちのトップの方たちの考え方が非常に重要になってくると思います。今の段階では、取りあえず今までは事務レベルのほうとしては、参与会といえますか、構成市町の首長さんたちが協議をするよう

にという指示がないとなかなかやりにくいよというような話も聞いております。そういう中で、事務レベルだけでは進めないということもありますので、これから特に下田市消防組合の管理者であります下田市長の考え方もあるわけですけれども、そういう組合の中で、今後、特に事務レベルではなくて、相手方のやっぱり首長といいますか、その辺にどう話を進めていくのか。

取りあえず協議を始めないと、私どもも何がメリット、デメリットかとはっきり認識できないこともありますし、特に費用の面なんかも大きいと思います。いろんな面が協議の段階にいていないものですから、取りあえず協議を始めるということの手段として、今回議員の方たちから決議書が出たわけですので、それを受けて管理者として、例えば皆さんで協議して対応を図ると、そういうことも提案されると思いますので、その中で河津町としても既定方針どおり一歩でも前へ進むように努力したいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 11番、宮崎啓次君。

○11番（宮崎啓次君） 今回のこの広域化につきましては、歴代の沼津市長さん、管理者になるわけですけれども、非常に骨を折ってくれております。今回の頼重市長も統合の方向で努力していらっしゃるの、何とかそれに、こちら当事者ですからね、何とか首長さんたちにも政治的に頑張ってください、よりよい方向になることを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 11番、宮崎啓次君の一般質問は終わりました。

1時まで休憩します。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君の一般質問を許します。

9番、渡邊弘君。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和4年第3回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりです。

1件目、新型コロナウイルス感染対策と支援対応について伺います。

2件目、河津バガテル公園指定管理者公募不調について伺います。

町長及び副町長、及び担当課長の答弁を求めます。

早速でございますが、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策と支援対応について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染者、濃厚接触者が増えております。1つの家庭で感染者が出て全員に感染した場合、感染者と濃厚接触者の同居の場合、独り暮らしの場合、周りに頼る人がいない場合などいろいろな状況が考えられます。感染した家庭、個人など自宅療養の場合、外出もできず食事も取れない、そのような状況が発生をいたします。町として対応は考えているのでしょうか、伺います。

また、発熱、せきなどの症状がある場合は発熱外来、保健所となっております。町として対応のできる相談窓口などは設置をしているのでしょうか。

以上、2点お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問、大きい項目としては、新型コロナウイルス感染対策と支援対応についてということでございます。

1点目の感染した場合の支援策についてお答えいたします。

今、議員がお尋ねのように、コロナウイルスの感染拡大がまだ続きまして、また今後も大変心配される状況でございます。そういう中で、今井浜海水浴場も先月16日に海開きを行いまして、この21日で特に大きな事故もなく終了することができました。関係者の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。

現時点でコロナウイルス感染による国や県による行動制限は発令されておりませんが、静岡県では、感染者の増大によりまして新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床の占

用率が、かつては80%を超える過去最悪の逼迫状況がありまして、現在も70%以上と続いております。

オミクロン株のB A. 5の強烈な感染力によりまして、各病院で医療従事者が感染あるいは濃厚接触者となり、休職する事態も頻発をしております。そのため、病棟閉鎖によりまして一般患者の入院や手術が制限されてきており、日常診療が提供できなくなりつつあります。

こうした医療機関の状況から、県内の医療提供体制の逼迫状況をこれ以上悪化せず、少しでも早く県内医療を正常化させるために、国から8月9日にB A. 5対策強化地域に位置づけられました。これまで同様に医療体制を維持するためにも、コロナにかからないうつさない行動を心がけ、対策を万全にして臨むことが大事だと思いますので、これまで同様、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

お尋ねの自宅療養者などへの食料支援などについては保健所の対応となりますが、協力が必要な場合の町対応につきましては、できるだけ協力したいと考えております。

相談窓口などの町の対応についても、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 私からは、感染した場合の支援施策について説明させていただきます。

家族や親族等から支援が受けられず支援を必要とする自宅療養者に対して、静岡県は約5日分の食料品等を自宅に送付しています。町といたしましては、配送の時差に対して対応する準備をしております。

発熱症状のある方については、町のほうでは対応できませんので、健康増進課のほうで相談があれば医療機関等の受診の案内をしております。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

実際問題、このコロナの関係で、要は感染しますと本当に町民の中で現実として、例は食料の問題だとか、結局一家でかかっちゃうと要は誰かが支援しないと買い物にも行けないような状況です。それを今、県のほうの仕事だということでお伺いをいたしました。県の仕事なんだけれども、要は町としてもそういう部分については、ちゃんとした要は支援対応を私はしていくべきじゃないかなというふうに思っています。もちろん、町のほうで5日分の食

料は県から来ます。その配送について、要はその準備もして取り組んでおります。確かにそうなんですけれども、実際問題、その本当に発症した人たちの、要は不安というんですか、自分の家の中で発症したときに、そういう不安を持って各町民は対応しているわけです。その県からの食料補助がちゃんと支給されるということなんですけれども、実際問題、かかった人が家族の人が毎日ご飯を運んだとか、そういう話が実際問題ございますので、そこら辺のかかった人のケアというのは、やはり県がやるから町は知らないよじゃなくて、もしかかったときに町はどういうような対応ができるのかということ、本当に相談窓口とかそういうものが僕は必要じゃないかなというふうに思って、今回質問をさせていただいていますので、そこら辺のお考えがあればひとつ伺いしたいと思います。

次の回答のときに、3問行っちゃいますので。

次に、検査の状況について伺いをしておきたいと思います。

検査については無料検査、有料検査がございます。この検査を受ける基準はどのようになっているのか伺いをいたしたいと思います。

町内で受けられる施設、例えば、ウエルシアだとかいろいろあると思うんですが、そこはどこで受けられるんでしょうか。町外でも受けることができるのかどうなのか、そこら辺もちょっと伺いできればなというふうに思います。

検査のできる情報、町民に対してこういうふうになれば検査が受けられますよという情報をどのような形で、どのように町民に提供しているのか、それを伺います。

あと団体のイベント、子供たち、学生のイベントとかそういうのがあると思うんですが、そのようなイベントに対して検査の必要性、町としてこういうイベントについてはこういう検査が必要で、要は抗原検査をやって出場しなさいとか、例えば、河津のほうのイベントを行う上ではそういう検査をもって出場してくださいとか、そういうようなお話はどのようになっているのか、そこら辺も伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の今、全問に関わる質問についてお答えしたいと思います。

これは、この後の4点のお尋ねの件とも関連をしますが、基本的には保健所対応になりますけれども、町では協力体制ということでその準備はできているつもりでございます。特に、その中でご心配の方は町のほうに電話なり相談をしていただければその対応を取ることができます。ただやっぱり保健所の指導によるものですから、保健所の指示が当然なけれ

ばできませんし、食料支援なんかも現実的には、例えば保健所のほうから町のほうに、こう
いうことで協力してくれと言われれば、それは当然するような体制になっております。聞く
ところによると、保健所のほうの聞き取り調査によると、河津町の例としては、比較的親戚
の方とか隣近所の方がそういう形で支援をしている方が多くて、直接、保健所のほうから指
示をしてというのはあまり例は少ないように聞いております。そういうことで、ある面では
ふだんの近所付き合いのよさがあったりとか、そういう面では河津の場合はあるのかなとい
うことで、あまり件数が多いような話は聞いております。ただそういう方だけでもない
ものですから、今後も心配される方もいると思いますので、遠慮なく町に相談していただい
て保健所と連携を取って対応していきたいなと思っています。

当然、検査については、また保健所と連携を取ってやっていきたいと思っております。

お尋ねの件については、担当課長より説明いたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） 検査の対応について説明させていただきます。

無症状の方で感染が不安な静岡県民であれば、静岡県に登録した薬局、病院で無料検査を
受けることができます。町内では伊豆今井浜病院、ウエルシア薬局、ヒカリ薬局の3か所で
検査ができます。県の事業になりますので、県のホームページ等を確認してください。なお、
県の対象者確認フローチャートに該当しない場合は有料になります。町でもホームページ等
で案内していますが、問合せに個別で対応しております。

また、医療機関逼迫解消を目的とした自己検査支援事業として、18歳以上40歳未満の症状
のある人のうち重症化リスクの低い方を対象に、抗原検査キットの無償配布を8月18日から
実施しております。

団体のイベントに対する検査につきましては主催者等の判断によります。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 各種団体のイベント等に関する検査の必要性ということでご
質問ありましたので、私からは、町が行うイベント等の検査の必要性ということで説明をさ
せていただきます。

町のイベントに関しては、原則的には来場者については特に検査等の必要性を考えており
ません。各個人で体調管理いただいて検温や消毒薬等の感染症対策のほうは十分行ってい
たきてまして、注意喚起等を行って実施したいと考えております。ただ運営スタッフ等につき

ましては、業務に就く前に自己申告等で事前に検査が必要と判断した場合等、必要に応じて用意した検査機材で対応したいと、そのように考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 私のほうからは、子供たちの検査について説明をさせていただきます。

小学校、中学校で先週から新学期が始まりました。学校では、今学期も家庭と連携して子供たちの検温など体調管理を継続しております。そして、不調があれば病院での受診を基本としています。感染しない、感染しても広げないということで学校生活を送ることに取り組みたいと思っております。幸いなことに、保護者の皆さんは教育委員会配付の対応マニュアルに従って対応してくださっており、集団感染が起こることがこれまではありません。ありがたいと思っております。

お尋ねの中体連等の大会の参加の場合ですけれども、これについては、主催者の感染防止対策マニュアルに従って学校は対応しております。子供たちの健康を守ることを第一に考え、感染拡大防止に心がけています。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 学校関係の部分につきましては、イベントの中体連なら中体連の要はあれに沿ってということでした。今、河津の感染の状況もいろいろ毎日毎日報道されるわけですけれども、その中で非常に多くなっているのは、子供たちの部分がやっぱり相当見受けられましたので、今回このような質問をさせていただきました。

学校関係の要はイベントというかそういう部分については、やはり抗原検査なり何なりをするような状況の中で河津の学校の中に持ち込まないと、そのような準備態勢が必要ではないかなというふうに思いました。まだ収まっているわけではございませんので、そこら辺は抗原検査キット等を十分、学校の中で用意された中で要は対応をしていただきたいというふうに思っております。

あと検査の仕方だとかそういうものを実際問題、回覧版だとかそういうもので目にさせていただいておりますけれども、そこら辺を例えば、今、課長のほうからお話ございましたけれども、県のホームページがとか、例えば、河津のホームページがとかいう、それはやっぱりホームページ見られる人はいいんだけど、見られない人もたくさんいらっしゃいますの

で、ぜひそういうご案内は町の健康増進課のほうのお仕事の中に組み入れていただいて、明確な相談窓口みたいなものをしっかりとした形で町民にご提示いただければ一番ありがたいかなというふうに思いますので、そこら辺は今後、毎日毎日、今コロナ患者さんが増えていて、例えば、10日間のサイクルで患者さんを見ていきますと、今まで9日間出ていた人が、今度はまた今日新たに加わっていくわけで、それがずっとずれていくわけなんです。だからそうすると、河津の中にいる患者さんが100人とかそういうレベルでいらっしゃるよという認識の下にちょっと考えていかないと、やっぱり相談窓口というのは困ったときに町役場だよというような感覚を町民の方にお伝えいただければ一番ありがたいかなというふうに思いますので、そこら辺はひとつこれからの取組の中でお考えいただければありがたいなというふうに思います。

それでもう一点です。生活支援、経済支援ということでお話を伺いたいと思います。

感染者、濃厚接触者になりますと、ちゃんとした会社に勤めていらっしゃったりすると、収入の面だとかそういう部分は意外と会社で面倒見てくれたりしているんですけども、そういうところでないと基本的にかかっちゃうと収入が途絶えちゃう。そんなことも考えられます。また、外に外出もできなくて収入もない。そういう人たちに対して、そういう人たちに収入がコロナにかかっちゃって何にもないような人たちに、要は支援だとかそういうようなお考えはあるのかということをもまず1点お伺いしたいと思います。

次に、飲食店、居酒屋、そういうような部分も含めて商店も含め、業者が今コロナ関係で全員に影響が出ているというふうに思われます。こういうところに対して町独自の支援体制が必要ではないかなというふうに感じます。例えば、建設業にしても何にしても、基本的にコロナの関係においてでも、この事業者がもう駄目だと手を挙げてやめちゃったら、今後、河津町のこういう町の中でそういう商店から何からなくなったらどうするのという、僕は重大な危機に立っているのではないかなというふうに思うんです。だから、そういうものを要は何でもかんでも町に頼るんでなくして、もちろん個人も努力していただくんですけども、そういうものをいかに支援することができるのか。またそこら辺を、支援策についてもできればお伺いしたいというふうに思います。

それに伴いまして、前年度、繰越金がありまして、それを財政調整基金に最後に追加して1億5,000万ほど積み上げました。合計とすると3億5,700万ぐらい積んでいるわけですけども、3年度で。実際問題、僕はこれはコロナは災害だと思うんですけども、そこら辺を含めて、町民全体の支援策として、水道料の減免、保育料の減免、教育費の支援などいろい

ろ公平にできる支援策とか、そういうことも財政基金を活用してできていかないのか、そこから辺をもうちょっとお伺いできればありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、生活支援、経済支援についてお尋ねです。

大変難しい問題といたしますか、私自身は、国の制度として基本的にはやっぱりやるべきことではないのかなと、その辺が制度としてなかなか見えてこないというのが現状です。

そういう中で、今回も補正予算等で対応しておりますけれども、地方創生臨時交付金の国の中で、国のほうの指示としても、例えば、材料の高騰ですとか子供の関係、あるいは経済支援、あるいは対策等に使っていいということでございますので、そのお金をいかに有効に使うかということが今、町に課せられた課題ないのかなと思っています。

ただ1人ひとりの対応というのはなかなか難しい部分もあります。特に、町だと調査の限界もあります。そういう中で、議員がおっしゃるように、それぞれの事業者なり、個人が大変ご苦労しているということも聞いております。先行きが不安だということもあります。特に借入れをした方については、今後返済が始まるということで、それも国のほうが今後どうするのか、その辺の部分も、私も大変心配をしているところでありますし、それについてなかなか町のほうで対応を考えられないこともありますので、国の対策等を待つ町でできることをやっていくしかないのかなと、そんな考え方でございます。

現在はコロナ対策の地方創生臨時交付金を活用して当面の原油高騰対策などということで、本定例会に補正予算を計上してございますので、詳細については担当課長より答弁させます。よろしく願いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、町長申しましたとおり、臨時交付金を活用した生活経済支援、原油価格高騰対策事業について説明いたします。

令和4年度当初予算で計上した生活経済支援事業としましては、プレミアム商品券補助金事業3,180万円、プレミアム工事券補助金事業680万円、小規模事業者おもてなし工事補助金事業263万円、教育旅行合宿スポーツ大会等参加誘致促進事業補助金200万円等を計上しております。感染症対策と合わせますと8,428万5,000円を計上しております。

次に、補正予算で計上及び計上予定の事業でございますが、生活経済支援事業といたしまして、町内宿泊者特産品給付事業1,400万円、原油価格高騰対策としまして、水道料金補助事業3,450万円、農業資材価格等高騰支援事業1,200万円、保育園・幼稚園・小中学校給食費

物価高騰対策並びに負担軽減事業1,202万1,000円、公共交通機関運送事業者等燃料高騰対策事業支援補助金895万2,000円など感染症対策費と合わせまして9,250万1,000円、総事業費1億7,638万6,000円の予算計上を行う予定でございます。

その財源としまして、国から新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金内示額1億5,766万7,000円を活用する予定でございます。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 言っていることも全て分かるんですけども。1つ、ここで先ほどもちょっと触れましたけれども、要は国の支援金はこれだけあるよと、それを要はこういう形で使ってコロナ対策に充てていくよと。それは十分分かるんです。じゃ、国の支援金だけで要はこういう災害対策ができるのかという。だから本来、最後に積んだ1億5,000万、1億5,000万、例えば財政調整基金に積むということは財政調整基金自体が何かあったときに、要は町民の生命・財産を守るために使うと。これは基本的な考え方だと思うんですよ。じゃ、今のコロナ対策が何かあったときじゃないのかどうなのか。国もそこまで、要は財政支援をしていくということは、国自体も、地方も、それは災害レベルの事案なんだよという意味合いで、俺は国は補助していると思っているんですよ。だから、あえてここで貯金もいいですけども、でもそれは災害対策費として町の町民の中で苦しんでいる人たちにいかに要は支援ができるのか、こういうことを考えてできれば一番ありがたいなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も含めまして、今後の支援体制をつくり上げていただければありがたいなと思いますので、これは質問ではございません。ありがとうございます。

次に、バガテル公園指定管理者公募不調に終わりました。不調についてということで質問をさせていただきます。

令和4年4月に公募をかけ、県内3、県外3の参加により現地説明会が行われました。5月に一事業者から申請がございました。選定委員会によるプレゼンテーション、ヒアリングがあった中で、結果、該当者なしという形になりました。そこでお伺いをいたします。

不調になった原因は为什么呢。選定委員会のメンバーはどなたが選定委員会に参加されているんでしょうか。それと、言われた基準点未滿、これはどのような部分が基準点未滿として認定をされたのかお伺いをいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問の河津バガテル公園の指定管理者の不調の

理由ということでお答えしたいと思います。

これは行政報告と重なる部分がありますが、もう一度繰り返したいと思います。

河津バガテル公園につきましては、2015年、平成27年に第三セクターの会社の経営から町の直営に移行となりました。その中で運営の改善が課題となっておりまして、私としては民間事業者の指定管理による再生化を目指しまして、公募による事業展開を模索してきたところでございます。

議員お尋ねのように、本年4月22日に来年度から3か年の指定管理者の新たな公募を行い、県内3社、県外3社の事業説明会及び現地説明会に参加いただきました。その後、参加者からの質問を受け付け回答を行いまして、指定管理者指定申請書類の受付を5月末で締め切りまして、議員お尋ねの最終的に1社の申請の受付を行いました。しかし、6月の選定審査委員会において基準点に達せず、該当する候補者がありませんでした。

その結果を受けまして、7月初旬に河津バガテル公園の再生検討委員会を開催しまして、また議会への説明会を開催し、方向性としては、基本的な条件を変更せずに一部指定管理者の経費負担を考慮する見直しを行いまして再募集を行うこととしました。

現時点では再募集告知、説明会の開催は既に進んでおり、今後は9月上旬から下旬に申請受付開始、9月下旬には申請書の締切り、10月中旬に選定の審査委員会、10月から12月に向けまして町議会の指定管理者の議案上程ということで、議決後に最終決定として指定管理者へ通知をすることになります。それから、10月から12月に協定書の締結を行う予定です。ということで、来年、令和5年4月から指定管理者が事業を行う予定で今現在進めている状況でございます。

お尋ねの不調の原因等につきましては、副町長より答弁させますのでよろしく願います。

○副議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） 今、町長のほうから経過についてごは説明ありましたので、質問があった3点について答弁させていただきます。

選定委員会の委員長に私がなっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、指定管理者の指定については、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例同規則及び河津町指定管理者選定委員会設置要綱に規定をされております。公の施設を指定管理者に管理を行わせようとする場合には、基本的には公募することになっております。公募した指定管理者の指定を受けようとする法人等の公募者の選定等を公正・公平

かつ適正に行うために、河津町指定管理者選定委員会が設置されているところでございます。選定委員会において公募要項及び仕様書を決定して選定を行っております。

不調の原因につきましては、指定管理者選定委員会にて審査するに当たりまして、評価項目として9項目を規定しております。それぞれに配点がなされておりまして総合点で300点となっております。基準点を満点の60%、180点としておりまして、審査の結果、基準点に満たないため、公募要項により適当な公募者がいなかったと判断をしたところでございます。

基準点まで届かなかった細かな内容については、公表しないということで要綱に決まっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

2問目の選定委員会のメンバーについてでございます。

指定管理者選定委員会のメンバーにつきましては、指定管理者選定委員会設置要綱第3条第3項に副町長及び各課局長をもって充てるというふうに規定されておりますので、それで副町長並びに各課長らが選定委員会のメンバーとなっているところでございます。

続きまして、基準点未滿というところは先ほどの1問目とちょっと重複いたしますが、評価項目としまして9項目、300点満点ということで、その基準点を60%、180点としております。これは、申請してきた団体の最上位者でも基準点まで届かない場合には、指定管理を任せることはできないというような考えの基で設定をした基準点でございます。入札というところも最低制限価格といったようなところで解釈していただければというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、公平かつ適正な選定を行うためのもので、公募要項にのっとった決まりの中で実施をしたものというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、それで要はどこを基準にどのような審査をして、どのような基準点になって、それは公表できませんよという、そのやり方が条例で決まっているからと。これで皆さん、俺納得できるのかなというふうに思うんですけども、実際問題、じゃ、この選定委員会のメンバーが、そういうその営業施設をちゃんと理解した中で評価をされたのか、どのような部分が駄目で、だからこれは要は業務委託をするに当たらないと、指定管理に当たらないと、そういうようなことが実際問題公表されない中で、結局3,000万の、要は指定管理料では指定させることはできないよと。それでなおかつ、後に出てきますけれども、要は別の形の補助をして新たな部分を補助するからやってくれというような指定管理の出し方というのは全然ちょっと理解できないんですけども。

それとそのプレゼンテーションが行われたと。このプレゼンテーションというものの内容も全然知らされないわけですよ。例えば、あそこの中でプレゼンテーションをして、こういうような施設をこういうような形で運営することによってこの施設はこういうふうな観光施設として有意義な施設になりますよとか、そういうことも全然知らされないで、結局300点の、三・六18に満たなかったから、これはもう駄目ですよと言ってぽんと突っ返して、それが町の指定管理をする形の中の考え方なのか、そこら辺をちょっと理解できないので、そこら辺もまた次の質問のときに、できればお答えいただければありがたいと思いますけれども。

今後、民間の手法を取り入れ再生を図りたいと、非常に人任せなことだなというふうに思っているんですけども。町が今考えている指定管理の在り方というのが、一応書かれていた部分があってちょっと見てみたんですけども、公園の集客と営業業務に関する事、これは指定管理に出しますよ。公園の施設、整備の維持管理に関する事、これも出しますよ。公園内のバラ及び植栽植物、樹木の育成管理に関する事、これも出しますよ。その他、公園の管理運営に関して町長が必要と認めた業務を指定管理に出せますよ。これでどういう再生を考えているのか。この民間に出す指定管理の在り方の中にこれでどんな再生ができるのかというのを考えているのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと再度、公募の実施に際して一部見直しをして公募をしていると。検討事項として、町民利用の町の負担、これは町民が公園を利用するときに1人について幾らとか払うよという話だと思うんですけども、あと町内観光周遊シャトルバス費用の町の負担、次に町の観光宣伝による公園の宣伝の協力、町が宣伝をしますよということですよ。提案により町が認めた施設の改修等を令和5年度以降実施とあります、5年度以降ですよ。5年から指定管理に出すのに5年度以降に要は施設の整備をしてあげますよということですよ。これ令和5年4月1日に間に合わないですよ。そういうこともありますので、その中でこれに関わる費用の負担が出てくると思うんですよ。費用負担はどれくらいを見込んでいるのか。例えば、指定管理者がこここのところの建物、ここを調子悪いから、例えば、窓ガラス変えてくれといったことは要は取り決めてやりますよとかいろいろなことがあると思うんですけども、そういうものも含んで金額としてはどのような金額を見込んでいるのか。そんなこともちょっと考えながらお話をいただければありがたいなと思います。

あと、これ新聞にも出ていましたので、会社の名前が。言いますけれども、実際問題として、共立メンテナンスさんというのはホテルの寮や運営を手がける会社であって、伊豆地区

においても熱海にホテルの建設を進めて今100億か何百億かと、そういう事業をやっている。また、伊東においてもホテルだとかきらの里だとか、そういう経営に取り組んでいる立派な会社だと思うんですよ。町において行政事務包括委託契約を締結している会社です。これ人材派遣の会社です。そういう会社であるのに、どういうところが不備で駄目だったのか、本当に分からないんですよ。教えてほしい。

今後の方針において、バガテル公園で再生検討委員会で協議をし再度公募を実施しているんですけども、協議の内容と結果は再公募するということで決定をしました。この決定はどなたが決定をされたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えします。

今の質問の内容をお聞きしておりますと、質問の通告書の中の申請会社の不備と今後の方針とはというのをまとめて質問された認識があるんですが、それでよろしいでしょうか。

○9番（渡邊 弘君） はい。

○町長（岸 重宏君） じゃ、2番と3番をまとめてお答えしたいと思います。

それで、まず申請会社の不備という点についてお答えいたします。ちょっと経緯も若干説明したいと思います。

さきに平成23年に河津バガテル公園の在り方検討委員会が7人の委員さんで組織をされ提言をいただいております。また新たに平成30年に再生検討委員会を立ち上げて方針に沿って町は進んでおります。

在り方検討委員会の中での検証結果の趣旨は、入園者減少問題や町民への寄与など極めて限定的な効果しかなかったとはいえ、町内の施設でこれだけの集客実績のある施設は少なく、また公園の存在を誇りと感じている町民も多い。したがって、リストの協議に基づいて、管理運営の自由裁量を拡大できる可能性を勘案すれば、公園を廃止するのではなくコンセプトを再設計して公園全体の在り方を見直していく必要があると必要性が提言されております。

このような提言を受けまして、現在でもその必要性を感じているところであります。再生に向けて取り組んでいるところであります。

民間手法を取り入れた再生につきましては、これまでの町直営ではなくて指定管理制度を活用して、指定管理者の創意工夫や営業努力によりこれまで以上に誘客を図り、公園の魅力創出や運営の健全化を果たしたいと考えております。

お尋ねの点につきましては、後ほど副町長、担当課長よりお答えいたします。

次に、今後の方針でございますが、指定管理の条件の見直しにつきましては、これまでの要綱の中で示されていなかったもののうち、町の施設について町民の利用料、料金負担、シャトルバスの負担、公園の宣伝の協力などを加えまして、管理者の提案により町が認めた施設の改善費用などを明記いたしました。

令和4年度中に指定管理者を含めた今後の方針を決定する予定でございます。再公募によります指定管理者選定については、町で公募者の内定を行いまして、最終的には議会の議決を経て最終決定となります。これまでの経緯も含めて、現段階ではバラ園についてもこれまでどおり、フランスの文化の薫る公園として維持管理をしまいたいと思っております。

閉園も視野に入れた今後の考えについては、現状では指定管理の選定に力を注ぎまして、そのようなことは考えておりません。

なお、内容につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、申請会社の不備とはということについて答弁させていただきたいと思えます。

どこが不備なのかというようなご質問でございます。共立メンテナンスという会社に問題があったというようなことではありません。提出された申請書が部分的に募集要項にのっとった作成の仕方ではなかったということでございます。詳細については、先ほども申しましたとおり非公表としておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、再公募の一部見直しをした項目について説明をさせていただきます。

1つ目に、町民利用時について一部町が負担するという事にいたしました。平成26年度以前、第三セクターの株式会社への支払い実績でいきますと、1人300円の負担で約100万円から130万円程度の負担でございました。町内の観光周遊シャトルバスでございますが、今年度の実績から話しますと約200万円でございます。ただほかの観光施設を周遊というような形になりますので、費用は増加する見込みでございます。

なお、民間観光施設の周遊の協議をさせていただいておりまして、費用負担も含め経費節減に努力していきたいと考えております。

観光宣伝費は、現状の費用内での対応を考えております。

また、前回の公園もしくは観光レジャー施設の運営管理の実績がないと公募ができない条件でしたが、その項目については排除し、実績により加点する方式として門戸を広げてございます。特に、建物の改修や解体、建設等によりまして集客増やサービス向上が見込まれる項目について、業者の提案いただいた項目について、町が認めた提案について施設改修等の支援をするというような形を考えております。予算規模については、提案等の内容がありますので、ここではどのぐらいかというのはちょっとまだ未定ということでございます。

あともう一点質問がありました再生検討委員会での協議内容と結果及び再公募の決定は誰が行うのかというような問いですけれども、再生検討委員会は7月4日に実施をいたしまして、指定管理者公募の結果報告と公園運営に係る今後の進め方について協議をいただいております。

今後の方針としましては、町からの提案をご協議いただきまして、条件面の見直しを行い再公募するというところで了承いただきました。再公募の決定は委員会の意見を受け、町長が最終決定したところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題、共立が落とされたというお答えもいただけませんので、費用負担については、不明の部分があったり、ちょっとまだまだ問題がたくさん山積しているということでございます。

民間の手法を取り入れた再生を図りたいとしているんですけれども、町の今やっている再生の在り方というのは、今のバラ園をそのまま管理した中でフランスの広場のほうで何か商売して利益上げてやってくださいよと。そういう考え方で進んでいるのかなという理解をするわけです。本当にその事業者があそこのフランス広場で収益が上がるようなものがどんな形で出てくるのか、これもう一度そのプレゼンテーションなり何なり、我々も全然知らされていないので、我々もどんなプレゼンされているのか分からないんですよ。だから、あえて聞いているので。そこら辺はやはり開示できる部分というか、その説明のときにちゃんとした形で議員には説明をしてほしいと。その代わりに、マル秘と書いてもいいから。説明してもらわないと何かこう勝手にやられていて、また5,000万、6,000万、金使うよと言われて、例えば、3,000万使って、だけれど3,000万プラスお金がまたかかって、地代も要はまたかかる。だから、何だかんだといってもやっぱり5,000万とか、それぐらい行っちゃうのかなという

感じはするんだけど、そういうような税金の使い方というのは、やっぱり我々もチェックする必要があるわけだから、そこら辺を要は情報として開示できることは開示してほしいというふうに思います。

令和4年度においてバガテル公園の今後を含めた方針を決めていくと。町長、先ほどその閉園の話も出ましたけれども、指定管理の業務委託においては、業務内容、例えば、バラ園も含めてあそこ全体を指定管理に出しますよ。その代わり、だけど、今やっていることが失敗しているからあそこの施設は成り立っていないわけだから。失敗しているんですよ、今、事業は。失敗しているから成り立っていないんですよ。変えないと駄目だと思うんですよ。じゃ、その変え方としてどういう変え方ができるのか。それが今の我々に課された課題だと思っています。

ですので、その指定管理の業務委託において業務内容の変更だとか、そういうのが考えられるのか。また、バラ公園全体の施設、管理運営を指定管理者に任せるような、そういうようなお考えはあるのか。それに基づいてすばらしい再生計画なり、プレゼンテーションがなされない場合、これは町として閉園も視野に入れた今後を考えているのか、お答えをお願いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ちょっと今内容が少し理解できないところがありますので、ご質問に沿ったお答えができるかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

まず、バガテル公園については指定管理という制度、民間手法を取り入れたということで、直営のものを指定管理制度を使おうということでございます。

指定管理制度というのは、行政手続上の1つの方法でございます、ある面ではこれ入札といったようなところがあります。公平性みたいなところもありますし、なかなかそういう行政手続としての制度という仕組みの中でやらなきゃならないということでもあります。そういう中で、内容がなかなか公表できない場合もあります。

ただ決まった場合には、その後のお示しはできると思いますので、ただそれまでの過程についてはなかなか、例えば、提案した業者の意匠的な問題がいろいろあったり、そのアイデア的な問題もあったりするものですから、手続の中でこれからも今回についてはやっていきたいなと思っておりますし、また提案が出されて、それで指定管理者が決まれば、その中で皆さんにはまた説明があると方向性が出てきますので、それで説明できると思いますが、どちらにしても、最終的には議会の皆さんの議決が1つの契約と同じような形になりますので、

決定になりますので、議会に最終的には理解してもらわないとこの指定管理は成り立たないということがございますので、またその場でもいろいろなご意見伺った中で指定管理制度を進めたいと思います。

何よりも、ただこの指定管理制度の今説明会に出てきた会社は3社ということで、今後、本申請まで至るかどうかわかりませんが、それから申請をいただいた中で、ある程度、先ほど言った選定委員会の中の点数に値するのかわかりませんが、まだまだちょっと先行きがはっきりしていないところがありますけれども、そういうことが、方向性がなされれば、決まってくれば、議会の皆さんにも議決いただかなきゃなりませんので、その中でいろいろ質問等受けたいと思います。

それから、バラの管理の問題とバラ園の関係ですけれども、これはもともとこの指定管理制度をやる段階において、議員がお尋ねの2つのやり方がありました。バラ園と分けてやるかという話と一緒にやるかという話と、そういう中で再生の検討委員会の中で論議したわけですが、その中では両方一緒にやってもらったほうが中の連携といいますか、それが取りやすくいいだろうということで。ただ費用については、その分、バラ園等の管理にかかる部分については、ある程度指定管理料の中で補っていただくというような形で考えて、そういう方針がなされました。

そういう中で、フランス広場についてはまだ改良が利くものですから、その中であと営業的なものは頑張ってください、施設改修も含めてですね。町は協力して、その中でやっていければいいのかなと思って、そんな方針だったものですから、今もその方針に基づいてバラ園とフランス広場一緒になった形で全体の中で指定管理を募集していると、そういう状況でございます。

それから、閉園については、先ほど申しました今の段階では指定管理制度の中でやっていくということで魅力ある公園造りをしていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 質問の時間が終わりましたので仕方がないんですけども、令和4年度の中で、要は指定管理がまとまらなかったと、それはまた同じように6,000万、7,000万の費用をつぎ込んでバガテル公園を運営するという解釈をしてよろしいんでしょうかということで質問を終わりたいと思います。いいですか。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） この質問については、以前にも私したかと思うんですけども、ほぼ今年度に方向性が決まらない場合には、一部閉園も検討しなければならないのかなど、そんな思いもありますけれども、今のところはとにかくまとめていきたいという考え方です。そういうことで進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○9番（渡邊 弘君） 質問を終わります。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘君の一般質問は終わりました。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

1番、大川良樹君。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和4年河津町議会第3回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、賀茂地域県立高校在り方と自治体の関わりについて。

2件目、令和3年度ふるさと納税についての検証と課題について。

3件目、ふるさと納税委託業者について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

1 件目、賀茂地域県立高校在り方と自治体の関わりについてお伺いいたします。

7月7日の伊豆新聞に、大きく「県教委 賀茂地区高校再編を検討 地元関係者は一斉反発」の記事を目にいたしました。これは、かなり衝撃的な記事で、今まで賀茂地域1市5町の首長会議とも言える賀茂地域広域連携会議の中では重点課題として、賀茂地域の県立高校の存続のため、その高校に合った魅力化について何度か議題に上がっており、また、それぞれの地域ごとに、河津町であったら東伊豆町と共に県立稲取高等学校魅力化推進協議会という会議体の下、自治体関係者、学校関係者、また、その地域の方々と共に稲取高校存続のために特色のある地域に根づいた学校づくりを目指し、検討されているということを令和元年9月議会の私の高校生への通学補助の中の高校の魅力化について、町長からもご答弁をいただいております。

それらを踏まえ、質問いたします。

①賀茂地域広域連携会議では、それぞれの地区で、学校関係者、自治体、地元の方々を含め高校の魅力化推進協議会を立ち上げ検討されていたと思うが、その現在の進捗状況は。

②県立高校第3次長期計画の中では、当初、小笠、沼駿地区の再編が懸案事項であったと思うが、その中に、今回、少子化が顕著な賀茂地区が再検討に盛り込まれたことについて、どのように感じておられますか。同じく、7月7日の静岡新聞の記事では、岸町長のコメントとして、これまで議論した各校の魅力増進案が再編議論に取り込まれてしまう印象と掲載されていまして。それを踏まえ、お伺いします。

③賀茂地区・県立高校の在り方に関わる地域協議会での町長見解は。

以上、3件お伺いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の賀茂地域県立高校在り方と自治体の関わりについて、3つほどお尋ねでしたので、順にお答えしたいと思っております。

まず、1つ目の県立高校の魅力化の進捗状況についてお答えします。

これは、先ほど、他の議員の質問にお答えしておりますので、若干重なる部分もあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思っております。

まず、経緯でございますけれども、平成29年11月に東伊豆町の町、教育関係、産業団体などの委員による第1回の稲取高等学校魅力化推進協議会が行われまして、地域にとってなくてはならない重要な学校である稲取高校の魅力化を推進すべく、「地域の活力を結集し、高校を核とした教育力と地域活力向上を図る」を目的とした規約や今後の協議事項が決められ、

スタートいたしました。その後、平成30年7月より、東伊豆町だけではなく河津町も同じような選出団体から委員を決めて、両町により、21人体制で協議会を進めることになりました。その後、平成30年度に3回、令和2年度に1回協議が行われましたが、コロナの感染状況などにより、その後は開催をされておられません。

同じように、松崎高校、これは松崎町と西伊豆町でございます。それと、下田高校南伊豆分校、これは南伊豆町でございますが、それぞれの魅力化推進協議会がそれぞれの構成市町で始まりました。平成30年度に、広域連携会議において、中学生及び保護者に対しまして賀茂地域の高校についてのアンケート調査を行いまして、課題を克服するための高校の魅力化の必要性が話し合われ、平成31年2月に、専門部会において賀茂地域学校魅力化推進協議会を立ち上げ、賀茂地域の高校全体の魅力化について検討を開始いたしました。

主な検討事項は、今後の入学者の推移、確保策、市町の連携等であります。これまでの稲取高校魅力化協議会での協議内容につきましては、それぞれの情報共有とアンケート結果の分析や、魅力化に向けての提案や高校への地元協力体制などが話し合われましたが、テーマが幅広く、まとまり切っていないのが現実でございます。

2つ目の議員がお尋ねの県立高校の第3次長期計画の再検討に賀茂地区が取り込まれたかの質問についてお答えいたします。

5月24日付の静岡新聞の夕刊の記事によりますと、県立高校第3次長期計画「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画」2018年から2028年の再検討をするために、地域を絞って、地域協議会を通して市町の代表や地域住民の意見を聞くための協議会であると新聞記事に掲載されております。

これまで、賀茂地区については、県教委の全日制の適正規模を計画の中で1学年6から8学級と設定をしていると聞いておりますが、賀茂地区は、具体的な再編の対象になっていなかったと私は理解をしております。県教委の協議会の開催地区に、これまでなかった賀茂地域が入ってきて、意見を聞いて、今後の方向性を決めたいと言っております。しかし、さきの他の議員の質問にもお答えしましたが、8月25日に県教育委員会教育官ほか2名が当町を訪問され、地域協議会に向けた意見交換では、今後、賀茂地区だけでなく、全県下で高校の在り方を協議する場として設ける方針であるとの話がありました。しかし、議論の状況次第では、県教委が2018年に策定をした長期計画の再編案を見直す可能性もあると考えられるので、いよいよ統廃合を含めて真剣に議論をしなければならないと思っております。

現状での県の推進計画、内容及び状況については、後ほど、教育長より答弁させます。

それから、3問目の賀茂地域の地域協議会での私の見解のことについて答弁させていただきます。

賀茂地域は、ご存じのように少子化が進みまして、現状では小中の義務教育学校や高校でも人数の減少をしていることは明らかであります。各市町では、小中学校など、教育効果ですとか維持、費用面などを考えて、統合との動きも多くあります。

その中で、地域の核である学校がなくなることは、地域住民にとって重要な事項であり、それぞれの市町では、その際には住民の意見を聞きながら、丁寧な説明をして理解を得て進めてきております。高等学校は、県立であり義務教育ではないのかもしれませんが、地域住民にとって重要な問題であり、首長としてもその存続については、これまでの魅力化推進協議会において重要な問題だと取り組んできたつもりであります。それこそ教育原点である地域と共に歩む学校づくりが求められているのではないのでしょうか。

賀茂地域の現状は承知をしておりますが、地域の実情や父兄の負担増大、地域の活力低下など、現在の高校と地域の関わり関係が深いので、説明や理解を得ることが今後の町づくりにとっても大事であるので、しっかりと考えて発言をしなければならないと思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） それでは、私のほうから、県教委の推進計画及び現況について説明をさせていただきたいと思えます。

平成30年の3月ですが、静岡県教育委員会から、ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第3次長期計画）が示されました。2028年度、10年後を見据えた計画でした。そこには、新構想高等学校計画として4地区が示されています。田方地区の伊東3校、沼津駿東地区の沼津西高等学校と城北高等学校、志太榛原地区の金谷高校、小笠地区の横須賀高校と池新田高校、4地区の高等学校の新しい高校構想が示されていました。

県教育委員会は、これまで、適正の学級数や中学校の生徒数など、適正の数を中心に高校再編を進めてきました。しかし、計画期間の半分が過ぎ、社会情勢も変化する中、数だけでなく、多様化する生徒の実態や地域社会の実情を踏まえ、生徒1人ひとりの能力や適正を最大限に伸ばす教育内容の提供なども考慮しながら高等学校のありようを構想しようとしています。

今後、全地区に地域協議会が設置され、それぞれの地域の声を聞きながら、地域の実情を

考慮した新構想高校の推進がなされると思われま

す。賀茂地区には、広域連携会議という土壌があったので、モデルケース的に賀茂地区の地域協議会の開催となりました。賀茂地区としては、魅力化推進会議など、様々な場で地域の率直な思いや声を届けていく必要に迫られていると考えています。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 今、町長のほうからも、やっぱり高校は、地域としても存続が重要だよということで、本当に、先ほどの同僚議員のお話もありましたけれども、やっぱり首長の皆さんが意地を張っていただけてもらうことが本当に大切だなと。県立高校の存続が地域にもたらす背景というのは、本当に大きいものだと思いますので、引き続き重要な問題として捉えていただきたいと、そう思います。

本当に今回、第3次計画が見直されたということで、今までは、地域としてそれぞれの高校を残すという方向で議論してきたものが、あたかも賀茂地域を含めて県全体ということなんですけれども、県立高校の維持の在り方、再編を見直さなければいけない。同じく私の令和元年9月の議会の質問でも、教育長はこう答弁されております。「中山間地の小規模校に関して、近隣学校との再編整備による教育環境の改善、整備が困難な場合には教育を受ける機会を保障する観点から、引き続き、小規模校の充実を努めるものとする。しかしながら、それは条件があって、1学級規模にならないことが高校の存続の条件」と答弁されております。ということは、1クラスになったら高校とはいえず、分校になってしまう。しかしながら、その分校も各高校に対し1つの分校、また、2年連続して入学者が15人を下回ると募集を停止するなど、少子化が急速に進むこの地域では、今の形のまま維持することが本当に厳しいように感じます。

現在の賀茂地域の中学3年生は391人、そのうち河津中学の3年生は51人、河津中学でも、ここ数年は2割から3割の子供が域外の高校へ進学をしております。ちなみに、今の賀茂地域の小学校2年生においては298人と300人を割り込んでしまいます。本当にこの地域で現在の県立高校を維持できるのか、地域として突きつけられた問題だと思います。これらを含め、河津町は高校を持たない町だからこそ地域内の高校を存続させていくために、自治体として存続への協力をする必要があると思いますが、そこでお伺いします。

県教委の考える再編を見据えた状況と高校のない町の関わりは、今後、どのように進めていくつもりか、お伺いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の、再編を見据えた状況と町の関わりはということ、答弁させていただきます。

新聞報道によりますと、新しい県教育長がこれまでの反省も踏まえて、強引ではなく地元に関わりや意見を聞きながら進めていく姿勢で、白紙の状態であるとの話であります。賀茂地区の高校再編が県の計画の見直しも含めて、新たに協議会で議論していくことに賀茂地区は対象となりまして、私も驚いているところでございます。

これまでの県教委の再編の進め方を見ていきますと、横須賀、池新田高校の再編については、昨年12月に掛川市議会から横須賀高校の存続を求める意見書が採択をされて、県と県教育委員会に計画の修正を要望する内容でありまして、県教委も地元の理解なしには進めないとの約束をしていると聞いております。賀茂地域も地元の理解なしには進めない同様の姿勢であると思いますが、そのような理解でよいのか、県教委に今後確認を取ってみたいなど、そういうふうに思っております。

今後、どのような地区協議会が開かれるか分かりませんが、新しい県の教育長に代りまして、県の教育長も地域に訪問をして意見を聞くという話もありますので、私としては、個々の高校だけではなく賀茂地区全体での問題であるところでも考えていたので、この協議会を通して、今後、賀茂地区の高校の再編や魅力化について考えていくのが自分なりにベストではないかと現段階では思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 私の所属する第1常任委員会では、公共交通をテーマに勉強会を開催してきました。そこで、交通インフラの衰退は、利用客数の減少によるものと考えられますが、特にその要因の第一が通学通勤のお客様の数が鍵なのかなど。交通インフラの維持は、それをベースに大きく保たれているものと感じております。

河津中学の生徒も、通学定期の半額補助制度を活用し、以前は多くの生徒がバスを利用されておりました。上地区に向かう夕方6時台のバスも多くの学生が利用されておりました。しかしながら、時代とともに町の通学補助制度ができ、車での送り迎えがほとんどになった結果、今年度より、自主運行バスの削減で上地区へ向かう夕方6時台のバスはなくなり、私も多くの町民から相談というか苦情をいただいております。生活路線であるはずの自主運行バスも利用が少なければ廃止になり、利用されていたお客様に対しては本当に不便をかけてい

る。

もう既に、鉄道においても同じことが起きているように感じます。このコロナ禍のダイヤ改正で、通常列車の本数が間引かれ、東京からの直通運転の特急電車は削減されています。

今年に入り、新聞、テレビの報道でもよく目にするのが鉄道事業の路線バス転換など、国も鉄道会社への聞き取りなども始めており、もしこの伊豆半島を東海岸から鉄道会社の撤退などが起こったら、第一の主産業の観光はもとより、生活路線を含めどうなってしまうのでしょうか。10年後、20年後に伊豆縦貫自動車道天城越え線が開通したら高速バスは必ず走るでしょう。三島まで通学圏内に代わる、そうしたときに、町内の自主運行バスと同じような状況が鉄道でも起こり得るのでないでしょうか。

先ほど来、申し上げているとおり、河津中学校の進学は、ここ数年、2割から3割の中学生が域外の高校へ進学しております。高校のない町だからこそ、地域内の高校に通うのには鉄道を利用しなければいけない。賀茂地域の高校を存続させるためにも、鉄道インフラを守るためにも賀茂地域に通う高校生の鉄道利用の際、高校生通学補助制度の新設を要望いたしますが、ご検討いただけないでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまお尋ねの鉄道の通学補助制度の新設検討はということでございます。

議員のお尋ねのとおり、河津町には高校がなく、バスや電車での通学をしなければならぬ、そういう状況でございます。特に、最近では、議員おっしゃるように郡外ですとか、郡内でも南伊豆や松崎に通う生徒もいると聞いておりました、経済的な負担が大きいことも承知をしております。

議員がお尋ねのように、議員の前の質問でもあったかと思うんですけども、電車通学の費用補助についても、前々から検討をしておりましたが、現状では町の負担が大きくて断念をした経緯がございます。伊豆急行でも学生割引制度があると聞いておりますので、有効に活用してほしいなと思っております。

検討した経過については、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、令和2年9月に行った伊豆急行で通学する高校生への通学費援助の検討経過について説明させていただきます。

総合計画のローリング時に、幼稚園児から中学生までに行っている通学費補助を、伊豆急行で下田高校、稲取高校に通学する高校生に拡充できないか、経費の試算を行いました。そのとき、試算された金額は、下田高校に通う場合、年間の定期代金は7万910円で対象者91名、同じく稲取高校に通う場合は3万7,180円で対象者は41名、定期代金の総額は約800万円となり、仮に2分の1を補助した場合、約400万円の年間経費が必要となるため、町では財源の確保が難しいと判断した経緯がございます。

検討経過については以上であります。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 今、聞いて、検討はしてくれているようです。本当にありがたいことで。

以前、私が質問した際にも、引き合いに賀茂地区で高校がない町というのは、西伊豆町のうちだけだよという中で、西伊豆町のお話をした中で、やっぱり西海岸は電車が走っていない分、バスの補助をして交通インフラの維持をしていると思うんですね。その中で、松崎高校へ通う子には、通学費一月当たり3,000円を引いた額の3分の1、松崎高校以外の通学生に対しては、通学費から一月当たり3,000円を引いた額の4分の1ということで、2分の1というのはかなり大きな額になると思うんですね。ただ、やっぱり伊豆急線がなくなったときのデメリットを今のうちから考えていかないと、本当になくなったときに気がついてということでは遅いと思うんで、やっぱり高校のない町だからこそ河津町ができることというので、本当に2分の1とは言いませんけれども、再度、3分の1なり4分の1でも検討していただければ、家庭の負担も減って、少しでも賀茂地区の学校へ行こうかということになれば、やっぱり賀茂地域の高校を持たない町としても非常に応援ができるんじゃないかなと私は感じておりますんで、ぜひ再度ご検討をいただければありがたいなと思ひまして、次の2問目に入りたいと思います。

令和3年度ふるさと納税について、検証と課題についてお伺いいたします。

この4年間、議員にさせていただいて、少子高齢化、人口減少が急速に進む昨今、自主財源が減少していく中、それを自治体独自の努力で確保できる国が認めた制度がふるさと納税の制度であります。私もこの4年間、一般質問をさせていただいている中で、自主財源確保のために重点課題に置き、質問をさせていただいたのがふるさと納税です。平成20年から始まったこの制度ですが、河津町は平成27年から本腰を入れ、町内事業者などを集い、協力を求め、町内の特産品、名産品などを中心に返礼品として活用し始めたのがこの頃で、平成27

年度の寄附額は997件で2,670万円でした。それから、事業者としてはお客様を待っているしかなかった商売を町が窓口になり、全国にお店の存在を広めてくれ、通信販売など新たな事業へのきっかけづくりになったといっても過言ではないと思います。

また、町としても利用していただいたお金は、寄附金として自主財源としての活用ができるふるさと納税、このコロナ禍の中で、人流の移動制限や旅行需要が減少する中、行きたくても行けない、食べたくても食べられないなどコロナ禍の巣籠もり需要で、県内でも多くの自治体がふるさと納税を増額しているという記事を見ましたが、当町においてはどのような状況であるか、お伺いします。

令和3年度ふるさと納税についての寄附額、経費状況をお伺いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 令和3年度のふるさと納税について、寄附額、経費の状況をお答えいたします。

さきに、広報などでもお知らせをしましたが、令和3年度のふるさと納税の実績は、前年度比で122%、約2,900万円増の1億5,851万3,000円となりました。

その内容について、詳しい点につきましては、担当課長より答弁させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、ふるさと納税の件数、主な返礼品、伸びの目立った返礼品、新規の返礼品について説明をさせていただきます。

寄附総件数は2,926件でございますが、令和2年度と比べて1,596件の減でございます。件数は減少しておりますが、寄附額は、先ほど町長が申しましたとおり増加をしているという状況で、1件当たりの寄附額が増加している状況でございます。

主な返礼品の内容でございますが、ウナギのかば焼きセットや町内宿泊施設の宿泊券及び補助券、地魚の干物や煮つけなどの海産物等でございます。伸びの目立った返礼品でございますが、件数並びに金額で大きく伸びているのが宿泊施設の宿泊券及び補助券でございます。新規の返礼品ですが、海産物やワサビ製品等、自家産品の町内事業者の新規出品のほか宿泊施設の補助券、珍しいところではイノシシや鹿等のジビエ商品やヘリ周遊プラン、浴衣のリメイク商品等、新規出品がございました。

次に、経費の内訳でございますけれども、会計年度任用職員の経費が234万6,000円。送料を含む寄附の謝礼ということで事業者さんにお渡しするお金ですけれども、4,897万3,000円。需用費として、チラシの印刷製本費7万6,000円、各サイトの取扱い手数料及びクレジット

決済手数料として1,204万4,000円、事業代行業務の委託料として1,271万2,000円、システム使用料が12万1,000円ということで、合計7,627万2,000円となっております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 令和3年度と2年度ですと、件数は減っているけれども、寄附額が増えていますよということでご答弁いただきました。

令和3年度のふるさと納税は、令和2年度の7月に一部を業務委託し、ポータルサイトの増設、また、令和2年度から地域おこし協力隊による返礼品の魅力化、新規発掘など、ふるさと納税にも重点を置かれたと思います。今、課長が言ったような形で新規の返礼品も増えてきたのかなと思います。

今後、さらに寄附額を伸ばすためにも、ふるさと納税の検証と課題、問題点の洗い出しなどは行っているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ふるさと納税の検証と課題でございます。

昨年度の状況は、コロナ禍の中の実績だということで、特に河津町は宿泊関係の寄附が大変大きい割合を占めております。そういう状況でございますので、平常時ならもっと寄附額が多かったのではないのかな、そういうふうに思っております。

今後も、いろいろな角度から分析をしながら、寄附額の増加に向けて取り組んでいきたいと思っております。

実績の検証と課題については、担当課長より答弁させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、ふるさと納税の検証と課題ということで説明をさせていただきます。

さきに申しましたとおり、件数は減少しておりますが、寄附額が増加しているということで、寄附単価が上がっている状況であります。新型コロナウイルス感染症が拡大しているが、行動制限は行われない状況でありまして、寄附額の動向についてつかめないのが現状でございます。

町長が申したとおり、宿泊関係の寄附が増えるというような声もあれば、先ほど、議員が申しましたとおり、去年はコロナ禍で旅行等へ行けないため、そのお金でふるさと納税が増えているというようなこと言われている声もございます。行動制限がない今年は、納税額

が減るのではないかとの声もございまして、事業代行委託を令和2年8月から行い、掲載サイトを追加、掲載方法の支援、返礼品の掘り起こし等を推進しておりまして寄附額を伸ばしてきている状況でございます。しかし、返礼品につきましても出尽くした感もちょっとありますけれども、新たな体験型の商品の開発など、今後も委託業者と協力しながら状況の把握と事業の推進策を協議、努力していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 新しいものも出尽くしたかなということなんですけれども、いろいろな、後ほど申し上げたいと思うんですけれども、各自治体ではいろいろな工夫を本当にしております。最近、新聞紙上でも、近隣市町でもふるさと納税に力を入れるべく記事が多く掲載されています。東伊豆町では、町長を中心に各課を越えた横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、ふるさと納税に力を入れていたり、町内の旅館では、ふるさと納税の自販機の設置、松崎町でも、ふるさと納税とは違うかもしれませんが、各課を越えた横断的なプロジェクトチームを4つに分け、まちづくりの課題解決につなげる取組をしている。近隣市町で行っているような各課を越えた横断的なプロジェクトチーム等の充実の検討はされないのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 近隣市町でのプロジェクトチーム等の内容について検討はどうかということでございます。

当然、新聞等で近隣市町が寄附額を増やすためにプロジェクトチームをつくって進めていることは承知をしております。

ただ、河津町もこれまで同様に、委託業者も含めて返礼品の開発や地場産品の特殊なPRによる寄附額の増額に、当面はそれに向けて進んでいきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） ぜひ、そういった、町長が先頭を切って、東伊豆なんかはプロジェクトチームを行っているようなので、ぜひお願いしたいと思います。

新聞記事で拝見したんですけれども、伊東市では、ふるさと納税の対面接客での道の駅での感謝券の交付や、清水町では、飲食店でふるさと納税を直接できるような手法も取り入れているようです。

私の第1常任委員会では、西伊豆町にも視察研修でお伺いしたんですけれども、西伊豆町の、今回、議会だよりも載せたんですけれども、職員さんの名刺に納税サイトへ飛ぶQRコードをつけたりして、本当に貪欲だなということを感じました。

そういったことも含め、本当にふるさと納税に力を入れるのであれば、ぜひそういうところまでまねというか、いいところは本当に取り入れて、ぜひとも自主財源を確保するような形でご検討いただければと思います。

プロジェクトチームなんですけれども、私も議会報告会の中でも町民の方からご指摘を受けまして、本当に町民の方々も各課を越えた横断的なプロジェクトには関心があるようです。今後、ぜひともふるさと納税だけでなく、町の施策、まちづくりにおいても、今後の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、3件目、ふるさと納税の委託業者についてお伺いしたいと思います。

平成27年度から、町独自でふるさとチョイスというポータルサイトを活用し、力を入れてきたふるさと納税ですが、令和元年の4月に、追加でさとふるの導入、令和2年7月に、レッドホースと契約をし、ポータルサイトを新規に楽天など6つのポータルサイトの拡充、販路を増やし、寄附額の増額を図ってまいりました。それを踏まえ、お伺いします。

①それぞれ委託業者のポータルサイトの取扱い状況は。

②委託業者との契約内容はどういった内容なのか。例えば、レッドホースの場合、ポータルサイトが6つあります。取扱いの少ないところを減らしたりしたら、契約金額が安くなるのか、契約内容をお教えいただきたいと思います。

合わせて2件、お願いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、私から、さとふる、レッドホース社の取扱い件数、合計金額と、あとはポータルサイトの掲載送料、事務手数料等の契約金額について説明をさせていただきます。

各ポータルサイトの取扱い件数、現行計画ですけれども、令和3年度でございまして、実績で、さとふるにつきましては1,025件で3,195万2,000円です、レッドホース社につきましては、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天等、6ポータルサイト及び電子感謝券、パンフレット等の寄附額を管理いただいております、1,901件で1億2,450万4,000円でございます。

次に、ポータルサイトの掲載送料等の契約金額でございますが、さとふるは単独で契約を

してございまして、掲載等の委託料として、寄附額の12%で契約をしております。次に、レッドホース社でございまして、先ほども申しましたとおり、6サイトと電子感謝券、パンフレット寄附金の管理をしていただいております。管理委託料として、寄附額の6%で契約をしております。別に、各サイトの掲載等、手数料は各サイトへ支払うこととなっております。手数料はそれぞれ異なり、寄附額に対し安いところで5%、それから、高いところで10.5%の手数料がかかっている状況でございます。

また、決済方法でございまして、現在、ほとんどクレジットカードや電子マネーの決済でございまして、その手数料が別途かかっているという状況でございます。

そのほかに、会計年度任用職員1名の経費がかかっておりまして、送料については、返礼品は寄附額の3割、手数料を含めた経費は5割までと決まっておりますので、令和2年8月から返礼品等を含め寄附額の3割以内でお願いをしているところでございます。

お尋ねの取扱いの少ないポータルサイトを減らすと委託契約料は減るのかというようなことでございますが、先ほど説明しましたとおり、全て寄附額に対する一定率の委託料、手数料をお支払いする契約でございますので、多くのサイトに掲載をし、1つでも多く寄附をいただいたほうが有益と考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 委託業者については、一定率の手数料ということで、少ないところを減らしても、販路を広げればそのほうが得だよということで理解できました。

町内事業者からお伺いしたのですが、以前、町から手軽に寄附ができるようにと海産物など5,000円で寄附ができる返礼品をつくってほしいという依頼があり、その手軽さで多くの地場産品が取り扱われました。しかしながら、昨年7月20日付の河津町企画調整課とレッドホースの連名で、「寄附額の変更による返礼品の在り方について」という文書が各事業者に送られ、送料の改定があり、その商品の寄附額が5,000円のもの1万円に、1万円のもの1万5,000円になり、取扱いが一気になくなったという声があります。令和3年度、送料の見直しがあったが、その前後の取扱い状況での推移を教えてくださいませんか。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、令和3年度の送料の見直し後の状況ということでございます。

令和3年度の見直し後の状況でございますが、議員の指摘のとおり、令和2年度、5,000

円で寄附できる商品の寄附額が大幅に落ち込んでおります。例えば、令和2年度、5,000円だった返礼品、干物セットを送料の関係で7,000円にした結果、年間で150件ほど減少した例もございます。ただ、少額の商品は、寄附額の変更をしていないものも合わせて全体的に減少をしておりますので、寄附単価が上がったから件数が減ったと判断するのは、現時点では難しいと考えております。先ほども申しましたとおり、コロナ禍で飲食や旅行等の自粛の中で、寄附単価の増額も一因ではないかと意見もありまして、コロナ禍の収束後の状況により判断をさせていただきたいと考えております。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） ふるさと納税の目的が地場産品というか、特産品などをいろいろな、先に河津町を知ってもらう上での返礼品ということで、本当に手軽に返礼品をつくっていたのが、先ほど、課長がおっしゃっていた返礼品の3割以内の事務手数料が5割という中でできなくなったというのが、これは本当によく分かるんですけども、そういったことも含めて、やっぱり令和2年度は4,522件あったものが、令和3年度には2,926件に約1,600件ぐらい数字が減ったというのは、そういう送料の見直しなんかも急に浮上したものですから、そういったものも減った結果の数字なのかなと思います。

令和2年9月議会の私の一般質問で、レッドホースの実績と成功事例をお伺いした際に、当時の担当課長の答弁では、「県内の13市町が業務委託をしており、2018年と2019年の対比では、1.4倍から4倍強になっているというデータがあり、こうしたことからレッドホースとの業務委託を採択した」と答弁されております。それらを含めお伺いたします。

①業務委託契約の検証と課題はなされているのか。また、送料の見直しが件数の落ち込みと私は感じておるのですが、例えば、高額な宿泊券などは紙媒体なので、宅急便のコンパクトなどで済むと思うので、その分を冷凍、冷蔵の商品への送料代に回すとか、②として、業務委託契約を通じた返礼品に対する送料の見直しはできないのか。

以上、2件お伺いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、まず、業務委託契約の検証と課題についてということですが、先ほどから申しているとおり、コロナ禍でも状況が刻々変動中でございますので、今現時点での検証は大変難しいと考えております。昨年度は、感染症拡大により行動制限がありまして、今年度は感染症拡大は収まらない状況ではございますが、行動制限は行われておりません。こうした状況の中、事業代行業者業務委託での事業形態を検

証するには大変難しいと考えております。事実として、業務委託後着実に寄附額は増額している状況でございます。

改善が必要な点は、業者と協議し、改善に向け取り組んでまいります。事業形態の検証は、コロナ禍収束後、行っていきたいと考えております。

次の点の返礼品に対する送料の見直しでございますが、さきに述べましたとおり、返礼品の寄附額は3割以内、その他経費を含めて5割以内というようなルールでございます。令和3年度の実績として、経費は48.7%ございまして、現在の形態では送料につきましては現状のとおり、返礼品含め寄附額の3割以内でお願いしたいというふうに考えております。

都市部から遠方の自治体では、送料がかかり不公平だというような意見もいろいろ出ております。あわせて、国への意見は上げていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 先ほど来、申し上げているように、3割の返礼品にその他経費が5割以内ということで、送料の見直しがされたと思うんですけども、本当に順調に令和2年からスタートして令和3年に入っていったと思うんですよね。そこで一気に送料の見直しが出てから、急に落ちたのかなというふうに僕はちょっと捉えていたものですから、ぜひ、町としても委託業者に今後交渉できるところは、ぜひお話しをしていただいて見直しなど協力をお願いできればと思います。

結果はどうであれ、前の担当者が少しでも河津の地場産品、特産品をふるさと納税に出してもらい、多くの方に河津を知ってもらいたいという気持ちで、先ほど言ったような安いような商品をお願いしたんだと思います。その担当者が創意と工夫を凝らしたアイデアだったと思うんですけども、そういうチャレンジを潰すんじゃなくて、まさしく今回のようなトライ・アンド・エラーで、どうしたらそういった発想をもうちょっと生かせるのかとか、問題を洗い出して、どうしたらこの問題を逆に生かせるのかを検証して、ぜひいただき、問題点をクリアしていただきたいと思います。町長の言うところの、まさにチーム河津として職員の発想を形に成功事例をつくって、職員のやる気に結び付けていただきたい。本当に最近、町長の行政報告にもありましたけれども、企画調整課が渋谷区とのつながりの中で、今月も服部専門学校から講師を招いて料理教室の実施を行ったりして、新たなチャレンジをしてくれています。また、先日の議員全員協議会でも、来年度、産業振興課がトレイルランニングの大会を計画していたり、今日も伊豆新聞に載っていましたが、観光協会とともに伊

ーバイクの事業なども、最近、新聞紙上でも多く掲載してもらっています。本当に、町民の一人としてもとてもうれしく思います。本当に、職員さんたちの発想を成功へ導くチームづくりを町長にお願いをして、あわせて、最後にわくわくするまちづくりのチャレンジを引き続き進めていくお願いをしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹君の一般質問は終わりました。

3時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭君。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

令和4年第3回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきました。一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1件目、農業者に対するコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について、2件目、伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺の活性化について、3件目、給食費についての以上3件です。町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

質問に先立ち昨今の猛威を振るう新型コロナウイルスの一日も早い終息を祈るばかりです。先日の台風8号による被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは1件目、農業者に対するコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」についてです。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策、令和4年4月26日、原油価格・物

価高騰等に関する関係閣僚会議が発表されました。

我が河津町では、生活困窮者等支援として、住民税非課税世帯及び家計急変世帯等への給付金として1,700万、低所得の子育て世帯に対する給付金として531万円が充てられました。この原油価格高騰対策を見ると、農林業、施設園芸等燃油価格高騰対策等には燃油価格が上昇した場合の補填金交付などが挙げられています。それらに対して町はどのように対応する予定でしょうか。

このコロナ禍の3年の間に農業を取り巻く環境も大変厳しくなっています。ビニールハウスなどの資材は建築資材と同様、非常に値上がりしています。施設園芸の加温のための重油はセーフティーネットにより、一部の農家はその一部の金額が救済されてはおりますが、平成30年と比較したところ128.4、1リットルで約20円値上がりしています。肥料、特に化成肥料が大幅に値上がりしています。今後はさらに値上がりすると言われております。

河津町の主要農産物であるニューサマー、柑橘です。カーネーション、キヌサヤ、イチゴ、ワサビなどを例にとってみると、JAふじ伊豆、東伊豆営農購買センターの調べで、それぞれ平成30年対比で主要出荷先である首都圏への運賃は、平成30年を100として115から131、段ボールや発泡スチロールの出荷資材については114から128、このように2割くらい値上がりしています。その反面、出荷数量を見てみますと、一番低いもので57、61、82、87、103とほとんどが低迷または平年並みの出荷量となっています。出荷資材、運賃が値上がりし、出荷数量は例年並みか、それ以下です。単価も例年並みで、多くの農業者は減収となっています。

町内の農産物は高品質・高単価の花弁・野菜・果樹であります。このままでは経費の負担が増え、高齢化に加え、離農者もさらに増えてしまいます。このような状況下では、Uターン農業を考えている人も転職を考えにくいと思います。

この制度を活用して農業者を救う方策を町としてどのように考えるのでしょうか。町としての支援の必要を思いこの通告を提出したところ、先日の議員説明会で、本年12月の第4回定例会での補正予算により農業資材価格等高騰対策支援補助金を計画しているとのこと。よかったなと思いますが、どのぐらいの規模で支援額を想定しているのでしょうか。また、その支援額の算出の基準はどのようなものになるのでしょうか。

さらに、この補助の方法として、農業者全体に均等に分ける方法や、系統販売の出荷数量などの基準にその差額を補填する、購買などの資材の購入記録から例年との差額を補填する、耕作面積や出荷数量の過去の実績と比較してこれを補填するなど、いろいろな方法が考えら

れると思います。実際にはどのような対応をとるのでしょうか。

さらに、これまでの実績を基準にするのであれば、基準の年度とその期間はどの程度を計画しているのですか。現在、計画している段階だとは思いますが、計画している実行方法について、まず支援規模または総額、支援額の算定方法、年度を基準とするのであれば基準年度などについて、現在計画している段階だとは思いますが、計画している実行方法について答弁願います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の農業に対するコロナ禍における原油価格・物価高騰等の緊急対策についてお答えします。

2つほどあったかと思えます。農業者支援対策とその方法はということでお尋ねですので、お答えします。

まず、議員がお尋ねのように、原油価格・物価高騰等に対する国の緊急対策が示されたところであります。国は主に原油価格の高騰に対する対策として、特に影響を受ける業種の支援や、直面する物価高騰の影響を緩和するための激変緩和対策など国民生活の経済活動の影響を最小化するための対策を行っている状況であります。国においても、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者などへの支援を行っておりますが、町としましては、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による支援策で地域の実情に合った支援を行っていくことを考え、今定例議会で補正予算を計上いたしました。

お尋ねの農業者への支援策についてお答えいたします。

さきにJAふじ伊豆組合からも要望を受けておりまして、交付金事業の計画として大まかでの金額を県を通して国に提出をして枠取りは確保できております。しかし、具体的な内容の把握、補助金交付の制度設計など時間を要することから、本議会の補正予算の計上はできませんでしたので、今後の補正予算対応を考えております。

次に、その方法でございますが、申請型や一括組合交付などいろいろな形があると思いますが、近隣の内容や実情に応じて、今年度中に実施をしてまいりたいと思っております。

なお、経緯等を担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは経緯等についてご説明させていた

だきます。

まず、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えまして、ウクライナ情勢の影響によりまして、特に重油などの燃料、議員言われたように化学肥料の原料の価格の高騰が今後とも予想されており、6月16日にJAふじ伊豆からの要望も受けております。その後、下田賀茂管内の旧JA伊豆太陽エリアでの共販や販売の実績から資材、肥料、燃料などの値上がりの予測などのデータも頂いておるところです。そういったデータを参考に、支援策については、作物の販売実績や資材の値上げされる時期、実情に応じた対応策を講じたいと考えております。

先ほど町長の答弁にありましたように、交付金への大まかな枠取りはいたしております。今後も、JAなどの関係団体と協議しまして、国、県の他の制度との均衡や整合性を図ることも必要となってきております。制度的な調整も考慮し、今年度の実施に向けてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 支援の方法について計画の段階ということですが、農業者が不公平さを感じないような支援計画を立てていただきたい、このように考えております。

農業は明るい職業であると考えたいのですが、先ほどから話しているとおり、肥料、特に化成肥料が高騰しています。1.5倍から2倍、このように言われておりますが、今後も値上がりするように言われております。国は今後予想される費用の高騰に対して、本年6月から来年5月までの購入の肥料を対象とした支援を計画しています。町はどのような対応をしていただけるのでしょうか。

国の方針としては、前年との差額の7割までを支援するとなっておりますが、化成肥料の使用料を減少させる計画を立てる、グループでの申請にするなどと条件は厳しいと考えられます。町として、これに対してどのように対応してくれるのか質問したいと思います。

肥料の単価が1.5倍から2倍になると言われている中、今年度は国でも支援をしていただけるので急激な値上がりは避けられると考えますが、急激な値上がりが次年度に先送りされるだけでは負担は来年度に先送りされているだけです。長期的な対策として町としては支援方法がないか、考えをお聞かせください。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 化学肥料の高騰に対しての町の対応でございます。

国との関係もございまして、具体的な内容は現在決まっておりますが、現状については担当課長より答弁させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、町長言われましたように具体的な内容につきましては決まっておりますが、方針についてお答えさせていただきたいと思っております。

渡邊議員の言われる国の支援としましては、現状で化学肥料の原材料の国際価格が大幅に上昇しまして、肥料価格が高騰すると見込まれることから、7月29日に閣議を経まして肥料価格高騰対策事業が創設されることとなり、価格の緩和と併せて化学肥料の低減に向けて取り組む農業者への支援をするということが決められました。

現在、早急な事業の周知のために、国のほうから私たちのほうにも制度内容の説明やヒアリングが今始まっているところでございます。主たる機関としては、JAグループ、肥料の販売関係事業者などにも説明が行われているところです。

町としましては、先ほども申しましたけれども、対象となるものが重複しないような形での支援をしたいと考えております。現在町として対象として考えているのは、基本的には営農資材、重油、梱包材など、そういった対象とされないものをなるべく対象としようと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 町としても対応を考えているということで、農業者としてはある程度ほっとできるのかなと考えておりますが、県でも、肥料また飼料のほうについても補助を考えているということをお聞きして、先日、賀茂農林事務所の担当官から聞いております。飼料については、私ども、養豚とか牛とかはやっていないので、その辺についてはどうなのかなと。私たちが肌感じてはいないんですけれども、肥料については、豊作の基本はまず土づくりと言われてるところから、やはり気になるところですが、実際、今のところ具体的に分かっている支援の対策があればお教え願いたいと思っております。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 現在分かっているものとしたしましては、今渡邊議員が言われたように、県のほうの施策としては家畜等の飼料の補助事業を今考えているようでございます。あとは、農業者ではないんですけれども、漁業者への重油、そういったものを県のほうでは考えております。

国のほうにつきましては、今言われたように、化学肥料の高騰に対する支援、そういったものを除いた形で、今私たちが交付金の中で重複しないように調整しながら制度を作ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 現在、苦しい農業経営の状態ですので、ぜひともその支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

隣の東伊豆町では、東伊豆町物価高騰対策農漁業者経営安定化補助金を作成しているようです。系統出荷農業者にとっては、同じJAの営農センターを活用して出荷しているわけですから、情報も非常に頻繁に交換されています。その辺も理解していただいて、河津町だけが安いんじゃないのということがないように、ぜひうまく調整をしていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

それでは、2問目の伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺の活性化について質問させていただきます。

これまでの各定例会で多くの議員からこの問題について一般質問がなされてきました。本年度中、すなわち6か月、たった6か月ですけれども、以内に伊豆縦貫自動車道の南部を占める河津下田道路の一部が開通する予定です。さらに、インターチェンジ周辺整備の拠点と考えられる西小学校は、来年度、河津小学校に統合されてしまいます。

令和2年3月発表の伊豆縦貫自動車道IC周辺地域振興計画についての中で、計画の地域振興施設建設プロジェクトを中心としての計画において、これまでの進捗状況はどのようになっているのでしょうか。そして統合後の西小学校を中心としたインターチェンジ周辺の活性化について、平成30年12月の定例会において町長は「道の駅も選択肢の一つ」と、このように答弁されております。令和3年3月の定例会で町長は「予定は元年度組織体制づくりを進める計画だったが、コロナ禍により2年度に改めて各地区との会合を持ちたい。地区の皆さんとの話し合いをまずは持ちたい」さらに「公共施設整備計画推進委員会において方向を決めていただきたい。基本的な方向性を決めてもらう」と答弁しております。そして課長は、「新年度（令和2年度）4月以降に説明会を開催して体制を構築していく」とのことでしたが、このような話し合いの進捗はどの程度進んだのでしょうか。

また、期成同盟会の隣接の市町とのすり合わせはなされているのでしょうか。東伊豆町の

町長が代わりましたが、その話合いはどの程度なされているのですか。

前回の定例会では、同僚議員の質問に、公共施設整備計画推進委員会の委員を選任中と答弁しております。あれから3か月たとうとしておりますが、委員会の状況はどのように進展しているのでしょうか。

まとめますと、施設への進入道路の問題と財産区の話合い、この経過はどのようになっているのでしょうか。細々と質問ありますのでまとめますと、周辺地区との住民の話合いの進捗状況と経過、組織体制の整備状況、期成同盟での隣接の市町とのすり合わせ、公共施設整備計画推進委員会の状況、進入路の問題、財産区との話合いの状況、これらについて、細かくなりますが答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問で伊豆縦貫道の（仮称）河津インターチェンジ周辺の活性化についてということで、これは逆川インターチェンジも絡むわけでございますけれども、これまでの進捗状況ということでお尋ねですのでお答えします。

まだ決まっていない部分があつて、これまでもほかの議員の質問も同じような質問を受けておりますので、基本的にはなかなかまだ見えてこない部分がありますので、その中で答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

この件につきましては6月議会で他の議員の質問に基本的な内容はお答えをしております。伊豆縦貫自動車道の関係でございますが、この道路が果たす役割は大きいものがあります。住民の安心・安全、産業振興、医療体制など大きな意味を持ちますので、一日も早い開通を要望しております。特に、現在工事が行われている河津・下田間12.5キロのうち2期区間6.8キロの工事が順調に進んでおりまして、（仮称）逆川トンネルの工事も全長1.8キロの工事がほぼ完了しておりまして、順調に工事が進めば（仮称）河津インターチェンジから（仮称）逆川インターチェンジまでの約3キロが令和4年度中に開通の予定であります。

また、計画実施段階に移行されていない天城峠区間約20キロであります。現在は県の環境アセスメントの手続が行われておりまして、環境影響評価審査会も審査を始めております。できるだけ早い時期に実施段階に進めるよう、こちらについても要望活動を行っているところでございます。

完成後の地域振興計画につきましては、これまでの計画について地域との会合等を予定しておりましたが、コロナの感染拡大の影響を受けまして話合いができない状況でありました。今後の状況が不安定であります。時期を見て調整をしたいと考えております。

現在、町としても今後の周辺地域の振興策について民間企業などとの接点も含めて可能性を模索をしているところがございます。いかに河津町内にインターチェンジから下りてもらえるようにするかが問題でありまして、まちづくりの重点でもあります。観光的な面、商業的な面など、今取り組もうとしている民間企業者のスキルなどをかりながら施策を考えたいと思っております。

議員がお尋ねのとおり、様々なことでまだ決まっていない点がございますが、道の駅などについても選択肢の一つとして考えているところがございますが、検討を含め方向性などが決まっていないということがございます。

なお、東伊豆町の新町長につきましては、状況をお話しをして、今後とも協力をお願いするという承諾を得ております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） ということは、今のところ地域の住民との話合いについてはまだできていない、時を見てやっていきたいと考えているとのことですが、あれから3か月たった公共施設整備推進委員会の選任中というのは、いまだに選任されていないのか、先ほどからの町長のお話の中では、民間の力を借りながらにぎわいを求めていくというようなことをおっしゃっておりますけれども、それについてもそのような回答になっていくのかなとは考えますけれども、今のところ、それすらまだ委員会がまとまっていないというように解釈していますと、非常に遅いんじゃないかなと、このように考えます。

そんな中で、今年の8月、今月の回覧板で「統合後の西小学校の活用について」というアンケート、区長のところへ8月末を目途に意見があれば言ってくださいということで回覧板が配布されました。私の近所の人たちに言わせると、「今頃遅せえよ、もう春には通るんだぜ」というような声が聞こえてきております。この時期になってのアンケートで住民の方からの声がこのように出てくるのも、ああ、そうだなと確かに思っています。

実施の目的がちょっと、今になってのこの回覧ということで、何のためにこれを今頃、今さらやるのかなと考えました。このアンケートを実施した範囲とその目的、今になってのアンケートの目的、それから、このアンケートで回答がなかなか区長のところには出てこないよということでしたけれども、このアンケートの回答がもし出てきたときに、これに対してインターチェンジ周辺の振興計画とのマッチング、これらが実際に今になってできるのかなというのちょっと心配しております。これについての町の考え方をお教え願いたいと思

ます。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、西小学校のアンケートについてお答えします。

これは東小学校も同じようなアンケートをやっておりますけれども、議員は西小学校についてのアンケートなものですから、一応それについてお答えします。

地域振興計画に関係あります西小学校の統合後の校舎等の活用については、まず地元の考えを聞きたいとの考えから、それぞれ地区の役員さんに集まっていただき意見を聞き、またアンケート調査を行いまして、今後予定している公共施設整備検討委員会などの参考として活用したいと考えているところでございます。

詳細については担当課長より答弁させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、西小学校の活用アンケートの状況ということで説明させていただきます。

西小学校の活用のアンケートにつきましては、西小学校学区内の地区役員に対しまして7月下旬に閉校後の利活用についての要望を伺うというような観点からお願いをしております。町が活用する場合や、民間の支援をお願いする場合でも、地元からの要望等をできるだけ考慮に入れて進めてまいりたいというような考えで行っているものでございます。

意見の聴取の方法につきましては、各地区によって様々でございます。回覧等で意見を聴取する地区や、役員会での意見聴取等、地区の実情に合わせてお願いをしているところでございます。9月中旬までに意見をいただきまして、その意見を踏まえ、先ほど町長も申しましたとおり、公共施設整備検討委員会等で検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 9月の中旬までにその回答が出たところで振興計画とすり合わせていくということですが、それについて私としては、3月に西小学校が閉校し、その後というのは今になってですかと、本当に遅いのかなと考えておりますが、早急に対応をしていただきたいと考えます。

そんな中で、令和3年9月、上地区の有志の皆さんがインターチェンジ周辺の振興経過について町長に提言をしております。そして、その方たちがその後、民間の力を借りたグランピングについて実現可能と思われる計画を立ち上げ、町に提言しております。前回の定例会

での町長の答弁の中にグランピングという言葉が挙げられておりましたが、これ島田のほうの小学校を利用したグランピングのことだと思うんですけれども、グランピングの案に対して町としての考えをお答えいただきたいと思います。

さらに、お答えにくいとは思いますが、町長の言葉というのは非常に重たいものですから、町長個人の考えというはなかなか言いにくいところもあるかと思いますが、町長個人の考え、私はこのようにしたいというようなものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの特にグランピングの件につきましては、現在のところ白紙の状況であります。先ほども申しましたけれども、町として今後の周辺地域の振興策について、民間企業などの接点も含めて可能性を模索をしているところであります。民間事業者の提案等があれば積極的にアンテナを広げて検討してまいりたいと思っています。グランピングもその一つだとお考えくださって結構です。

幾つかのお話もありましたが、数々の可能性があるにしても、具体的な検討はこれからになると思います。

西小学校の校舎や運動場などの今後の活用については、検討材料など重要な点になるかと思いますが、活用の内容によりまして、進入路等の法的な対応の必要がありまして、西小学校の敷地全体や湯ヶ野地域周辺の土地活用も含めて考えていかなきゃならないというふうに思っております。要するに、計画する内容によって法的な必要も大分ありますよということとでいろいろ検討を進めていると、そんな状況もございます。

具体的な内容については担当課長より答弁いたさせます。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、具体的な内容についてということで答弁をさせていただきますけれども、町長の答弁と重複する点があるかと思いますが申し訳ないですけれども、よろしくをお願いします。

町長申しましたとおり、具体的な活用については現在白紙の状態でございます。公共施設整備検討委員会での検討も、町が行う事業ということであれば具体的な事業も検討していくような形になるかと思いますが、例えば民間企業の支援をいただくとなると、民間企業の提案もございます。そういった中で、具体的な事業については検討は行われていかなのかなというふうに思われます。民間企業の事業提案を受けてから町が検討することにな

るのではないかと思います。

また、前回の議会でも、先ほど町長も申しましたとおり、不特定多数が利用する施設というようになった場合、今の学校施設の場合、建築確認の用途変更での接道要件をクリアするというような問題もございます。関係機関と協議を行いながら、今後の施設利用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 統合後の西小学校の活用については、このように民間の力を借りて何かの施設を造るというような意見も出ているのも事実ですし、その反面、地域の皆さんが学校のグラウンドを使ったり体育館を使ってスポーツをしたい、このような意見も出ておられるのも事実です。ですから、その辺の調整というのも難しくなってくるのかなと、このように思っておりますけれども、先ほどのグランピングの案も一つの民間の力を借りることで案ですので、これについて今後もその企業さんとは連絡を密にして、その辺をうまくつなげていってもらえればいいのかと考えます。

伊豆縦貫自動車道、これはまだまだ開通していない、まだ10年以上かかる、このような考え方もあるかと思いますが、天城を越えてきた観光客は新しい縦貫道を通して河津に出ずに、下田、南伊豆へ一気に行ってしまいます。時間をかけてよりよい方法を考えることは必要なんですけども、河津町に下りてくるお客さんは減ってしまいますので、今考えられる最善の方向を立て、時代の波に取り残されないように早急の対策をお願いしたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3問目は給食費についてです。

私、第2常任委員長として5月に開催された学校給食審議会に出席しました。その席で、来年度からの給食費の値上げが提案されております。これまでの消費者物価の上昇とコロナ禍、ウクライナ問題などにより、本年になって食品の値上げがメディアをにぎわしています。そんな中、毎月の給食費が、現在、幼稚園は4,000円が300円上がって4,300円、小学生が4,400円が400円上がって4,800円、中学生、5,000円が500円上がって5,500円と計画しているとのことです。この物価高騰の中、値上げは致し方ないのかなと考えております。

賀茂郡下では、我が河津町は年間1万1,000円ですから、毎月1,000円の補助を町としてしております。近隣では、東伊豆町は毎月500円の5,500円、西伊豆町は半額の補助をそれぞれしているとのことです。

河津間は10年以上町が負担して、給食費の一部1,000円の補助を続けており、本来の全体の給食額より値上がりしても、まだ安く抑えられているということをしっかり周知していただいて、町民、保護者の理解を得ることが必要なのかなど、このように考えております。

そこで、質問します。

来年度からの給食費の値上げを検討しているさなかではありますが、本年度は物価が非常に上がっております。本年度当初の想定より食品物価の値上げは予想以上ではなかったでしょうか。発育盛りの児童生徒にはカロリー計算をしたしっかりとした献立でおいしい給食を提供することも、このままでは難しくなるのではないのでしょうか。

先ほどの農業者支援と同様、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が活用できるのではないかと考えました。8月19日の説明会においてその内容が本議会に補正予算として上程されています。その内容について答弁、説明をお願いしたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の給食費について、その中で物価高騰対策ということでお尋ねでしたのでお答えします。

物価高騰などによりまして来年度から給食費の値上げについて、議員のお尋ねのとおり学校給食運営審議会で現状お話をし、理解いただいたものと考えております。河津町は子供の給食費の助成を約12年前の平成22年9月から保育園から中学生まで行っております。議員がお尋ねのように、幼稚園から中学生の1人につき毎月1,000円を助成をして、保育園についても同様な補助をしております。令和3年度の実績では、幼稚園から中学生までの給食費の補助金は560万9,000円でございます。

議員がお尋ねのように、今後、来年度の値上げについてもできるだけ理解をしていただけるように努めていきたいと思っております。

なお、先ほど議員がお尋ねのように、今年度について本定例議会に補正予算として計上してございますが、国の原油高騰・材料費等の高騰対策を受けまして、町の地方創生臨時交付金を活用して学校給食の材料費高騰分と給食費の10月から3月までの6か月間の費用免除を提案をしており、少しでも保護者の負担軽減になるかと考えておりますので、後ほどご審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、値上げの理由等につきましては教育委員会事務局長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 料金改定の理由等についてですが、5月に行った令和4年度第1回給食審議会で令和5年度からの給食費改定について案を提出させていただきました。現在の学校給食費は平成27年度に料金改定をしておりますが、昨今の原材料の高騰により給食の栄養バランスが取りにくくなってきているため、平成27年度から令和4年度の食材費などの上昇分約10%の値上げについて議論いただきました。

今後につきましては、10月に計画している第2回審議会で再度ご審議いただき、決定していただく予定となっております。

また、保護者の皆様には、その後周知させていただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 町長、先ほどの答弁の中で保育園とおっしゃっていたんですけれども、保育園も今まで10年間ずっと補助されていたんですか。幼稚園はどうでしょうか、幼稚園、保育園ですよ。分かりました。

先ほどの中で、値上げ分を補助するというのがありまして、その後に6か月間を計画しているということですが、6か月間の給食費の補助をするということで、それがあしたの審議になるということで補正予算ということになるわけです。分かりましたけれども、それでぜひ、子供たちにはおいしい給食を続けていただければいいかなと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、町長のほうから12年間この補助金を続けているということですが、補助金の活用について質問をしたいと思います。

私の考えなんですけれども、現在、給食費は、毎月保護者の皆さんから金融機関を通して引き落とされて納入されています。それに町からの補助金を加え全体の給食費となっているんですけれども、私が考えたのは、現行の給食費の支払い、11回、1万1,000円を実際今現行ではやっているんですけれども、これを9回もしくは8回にして、残る回数を町の補助金を充てる方法を考えられないのかなということです。というのも、以前は金融機関の手数料については1件につき10円ということでしたけれども、現在の金融機関の手数料については、1人1口につき20円ずつ引かれているように聞いております。一般の手数料と比べて格安な設定とは思いますが、今後、金融機関も経営の苦しい中、この手数料も値上がりしていくのが目に見えているのかなと考えます。20円ではありますけれども、約500名の給食費となれば毎月1万円が手数料となって消えてしまいます。1年間で10万円の手数料を支払う

わけですけれども、2回の町からの一括の負担ということになれば、2回分約2万円が節約となるのではないかと考えます。

金融機関の手数料が上がれば、その経費もおのずと増えてきますし、少しでも経費を減らす、安い食材を買うことも必要なんですけれども、経費を減らす方策が必要になってくるのではないのでしょうか。複数の子供を養育する保護者にとって、1人につき1,000円の負担が増えるということは大変になるのかなとも考えますけれども、その辺も保護者の方の理解を得る必要があると思いますが、これらについての考えについては町としてはどのように考えるか教えていただきたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 渡邊議員に申し上げます。先ほど質問の冒頭にありました言葉は、質問の範囲内に含まれているものとは考えられませんので、注意を申し上げます。

町長、回答をお願いします。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの渡邊議員の給食費の町の補助金の活用方法についてお答えします。

お尋ねの件につきましては、理論的には可能であると思いますが、給食費の負担については月ごとが原則でありまして、補助についても月ごとの計算になっております。実際の対応にしましても、児童生徒の異動の際の精算事務なども行われておりますので、現状のままでご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 毎月の精算で行うということですので、年2回の給食費のまとめた補助ということは、なかなか今の段階では難しいということですので、次の質問に入るんですけれども、それを受けて公会計の導入ということに入ってくるのかなと考えます。

公会計なんですけれども、現在、多くの児童生徒の保護者については児童手当を受けていると思われます。その中から給食費を徴収することについてはできないのでしょうか。これができるれば、振込手数料も発生しないのではないのでしょうか。保護者の意見を聞いて、公会計の導入についてはできないのか、これについて町の考えをお教え願いたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 公会計の導入についてお答えします。

給食会計については、現在は自主会計で職員が管理している状況であります。扱う金額も大変大きくて、自主会計はあまり好ましくないと思っておりますが、公会計に移行する際の

問題点があれば、今後、近隣市町などの例も参考に費用対効果も含め調査、検討をして方向として進めたいと考えております。

具体的な問題点につきましては教育委員会事務局長及び担当課長より、先ほど議員が提案になったことについて答弁をさせます。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 公会計化に関する問題ですが、大きくは3つあると考えております。

1つ目は経費の問題です。システム導入費用が約90万円、システムの月額使用料が約4万4,000円、年額52万8,000円の経費がかかってきます。

次に、教育委員会での事務処理費用の増加が考えられます。公会計化により口座振替、納付書発行、督促などの収納業務全般の業務が増えます。

最後に徴収率の低下です。導入した近隣自治体では、公会計導入後、徴収率の低下が見られたとのことでした。

以上が問題点というか、課題と考えておりますが、文部科学省や県教育委員会からも早期の導入を促されており、町長の答弁にもあるように、導入に向けた検討を小学校統合後に進めたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 先ほど議員より、児童手当から給食費を徴収してはどうかというお話がございましたので、私のほうから現状についてご説明をさせていただきたいと思っております。

平成24年の児童手当の一部改正に伴い、河津町児童手当事務処理規則を改正し、学校給食費等については支給者からの申出があった場合に、町が児童手当から学校給食費等を徴収することができることとなっております。この徴収については、学校給食費を公会計化しなくても可能となっております。

給食費や保育料で滞納がある場合に、児童手当の受給者と事前に十分相談した上で手続きを行っております。過去5年間で2件ほどこのような徴収を行っております。

また、児童手当を受け取る方が公務員の場合は、所属先からの支給となることや、所得により支給されない方もいることから、申出による徴収が実施できない場合があることにも留

意が必要となろうかと思えます。

説明は以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 児童手当の中から給食費が支払われるということになれば、先ほど将来的にはそれを見据えているとのことですが、事務处理的な点は問題が多々あるかと思えますけれども、それについてなるべく早い段階で実行していただければと思えます。

先ほどの給食費の支払いの回数を減らす方法や公会計の実施、これらについては保護者の理解がないと実現不可能ですが、経費を少しでも抑え、給食の食材費に回るよう工夫していただきたいと思えます。

それでは、私の質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

○副議長（遠藤嘉規君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○副議長（遠藤嘉規君） 一般質問の通告のありました4番、遠藤嘉規君の一般質問は明日30日に行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時17分

令和4年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年8月29日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 仮議長の選任を委任する件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 町長の行政報告
日程第 6 一般質問

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 6番 | 塩田正治君 | 7番 | 仲里司君 |
| 8番 | 土屋貴君 | 9番 | 渡邊弘君 |
| 10番 | 稲葉静君 | 11番 | 宮崎啓次君 |

欠席議員(1名)

- 5番 上村和正君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|-----------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 岸重宏君 | 副町長 | 木村吉弘君 |
| 教育長 | 鈴木基君 | 総務課長 | 川尻一仁君 |
| 企画調整課長 | 稲葉吉一君 | 町民生活課長 | 土屋典子君 |
| 健康増進課長 | 臼井理治君 | 福祉介護課長 | 土屋勉君 |
| 産業振興課長 | 中村邦彦君 | 建設課主幹 | 友田佳伸君 |
| 防災課長 | 村串信二君 | 水道温泉課長 | 渡辺音哉君 |
| 教育委員会
事務局 局長 | 島崎和広君 | 会計管理者
兼会計室長 | 鈴木亜弥君 |

事務局職員出席者

事務局 長 飯 田 吉 光 書 記 山 田 祐 司

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

議 員

議 員

第 2 日

8 月 30 日（火曜日）

令和4年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年8月30日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 2号 令和3年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 3号 令和3年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 4 同意第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第28号 河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第29号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第30号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第32号 令和4年度河津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第33号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第34号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算確認定について
- 議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について

議案第42号 令和3年度河津町温泉事業特別会計決算認定について

追加日程第1 議案第43号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事請負契約について

出席議員（10名）

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
6番	塩田正治君	7番	仲里司君
8番	土屋貴君	9番	渡邊弘君
10番	稲葉静君	11番	宮崎啓次君

欠席議員（1名）

5番 上村和正君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木基君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	土屋典子君
健康増進課長	臼井理治君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課主幹	友田佳伸君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	渡辺音哉君
教育委員会 事務局 局長	島崎和広君	会計管理者 兼 会計室長	鈴木亜弥君

事務局職員出席者

事務局 局長 飯田吉光 書記 山田祐司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○副議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

欠席議員は1名で定足数に達しております。よって、本日の議会は成立いたしました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○副議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

本職に委任いただいた仮議長に9番、渡邊弘議員を指名し、交代させていただきます。

併せて会議規則第126条の規定により、会議録署名議員の追加指名を行います。

10番、稲葉静君を追加指名いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

〔副議長、仮議長と交代〕

再開 午前10時02分

○仮議長（渡邊 弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま仮議長の選任をいただきました。

それでは、議長の職務を行います。

◎一般質問

○仮議長（渡邊 弘君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は1件ごと、一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○仮議長（渡邊 弘君） それでは、4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

4番、遠藤嘉規君。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） おはようございます。4番、遠藤嘉規です。

令和4年度第3回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目は、通級指導について。

2件目は、統廃合後の小学校の防災機能について。

以上、2件でございます。

町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1件目の通級指導について質問をいたします。

せんだって7月17日のNHKのニュースの中で取り上げられたお話で、令和2年度の文部科学省の調査で発達障害等のため通常の学級で学びながら、一部は別室での授業を受ける取組、通級指導を受けている小中学生や高校生が全国で16万人余りと過去最多となったというニュースがございました。

文科省のデータによりますと、通級指導を受ける児童の障害の内訳は、言語障害が最も多く4万3,632人、次いでADHD、注意欠如多動性障害が3万3,825人、自閉症が3万2,346人、読み書きや計算など特定分野が苦手なLDと呼ばれる学習障害、難聴、情緒障害とつながっております。

通級指導は読み書きが苦手だったり対人関係を築きにくかったりする児童や生徒がふだん

は通常の学級に在籍し、障害に応じて一部の授業を別の教室で受けるという取組となりますが、通常の学級にいる発達障害が疑われている子供に対してまず、進められているのが通級指導だということです。通級指導は通常学級と特別支援学級の間に位置するものというふう

に指摘がされております。
全国的に見ますと、今回の調査でも分かるように多くの児童生徒が利用している通級指導ですが、町内の小中学校、また、通学圏内における通学圏内の高校などにおける通級指導の現状はどのようになっているのか質問をいたします。

○仮議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの遠藤議員の質問、通級学級について、町内における現状ということでお尋ねですのでお答えしたいと思います。

私も各学期ごとに各学校、幼稚園などを訪問しておりますが、全ての学校ではありませんが、中には特別支援学級もありまして、また、クラスの中には支援員が補助している姿を見ることがございます。これは、私の個人的な感想でございますが、議員がお尋ねのような子供が河津町でも以前より多く目にするような気がしております。

町でもこのような現況を踏まえまして、十分と言えないかもしれませんが、独自の支援員の配置をして補助を取る体制も取っております。それぞれの子供たちの状況もあるかと思いますが、対応等については教育委員会の教育長より答弁をさせます。

私からは以上でございます。

○仮議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 遠藤議員も質問の中で多少触れられていましたけれども、通級による指導というのは小中学校、高校などで通常の学級に在籍をして、教科指導などをその学級で学びながら子供の状況に応じて指導を通級指導教室で受ける教育の形態です。

通級による指導の対象は学校教育法施行規則第140条に言語、自閉等多岐にわたって示されております。

議員お尋ねの通級学級の設置の状況ですが、河津町の小中学校には設置はありません。賀茂地区では下田小学校に言葉の教室、稲生沢小学校に発達対応の教室が設置されています。賀茂地区内の中学校、高等学校には今年度配置、設置はございません。

以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただいた中で、河津町内では支援員を配置してなるべく対応を

しているよというところで、小中学校の中で通級教室、通級指導自体はないという状況で、賀茂郡全体で見ますと、下田小学校に言葉の教室、稲生沢小学校に発達関係の教室を設置しているというようなことで回答をいただきました。

文部科学省の調査の結果から指摘されているのが、先ほど町長も若干自分の感覚でというようなところでしたが、10年前から比べて通級指導を受ける児童生徒の数が10万人以上全国で増加をしているということを公式に発表をしております。その背景として文科省の中で指摘されているのが発達障害の子供が増えているということ、もう一点が通級指導の認知度の向上があるとしています。

文科省の調査では、通常の学級にLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の可能性のある児童生徒が6.3%程度在籍しているというふうに考えられると調査結果を出しております。

河津町では通級指導を使っている子供はいない、賀茂郡の中でもごく一部の学校に機能を特化した教室が設置されているということですが、賀茂郡全体の問題というふうに捉えたとしても潜在的な希望者がいるとすれば、通級指導の認知の向上というものはとても重要な対策になろうかなというふうに思いますが、その辺り、認知向上等に関してどのように思うか回答をお願いします。

○仮議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 通級による指導の認知状況についてお答えをしたいと思います。

個々の園児、児童生徒の発達について個別の指導が必要と判断される場合には、まず、校内、それから河津町就学支援委員会で1人ひとりの個別最適の指導について協議検討を行います。指導が必要と判断された対象児については、保護者と相談をしていきます。また、保護者からの発達相談を通して通級による指導を進めることもございます。

これまで指導が必要とされる子供たちの保護者には個別にお知らせをしまいたけりども、通級による指導という教育形態があることや、その内容について理解を広める必要もあるというふうに認識をしています。

今後学校からの便り等を通して通級指導についての理解が深められるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 今後もし、ニーズがあれば対応も検討するというようなことでいいの

かなというふうに思ったのですけれども、通級指導の制度が、これ、実際の例として報告書に上がっている中のお話なんですけれども、通級指導の制度が4年前から始まったというある学校の例として、その学校に通っている生徒で指導を受けなかった対象者が1,100人に上ったそうです。理由としましては、本人や保護者が通級指導を希望しなかったというケースが最も多かったそうです。

一方で、逆に学校側の対応としてできなかったというケースも報告されておりました、通級指導の担当の教員が確保できなかったとか、時間割の調整ができなかったとか、こういったケース、こういった事例によって通級指導が受けられなかったという児童生徒という例が報告されております。

障害のある子供の教育は早期対応による将来への影響がとても大きいということで、小学校から中学校、中学校から高校という進学への影響もとても大きく影響するというふうに指摘されております。こういった分野はどうしても先進地との教育格差というものが大きくなりがちだと。賀茂郡でも、静岡県内でも県の教育委員会のホームページなんかでも資料があったりするんですけれども、そういった学校が、学級が設置されているよということを明記されているようなところを見ると、どうしても賀茂郡というのはそのあたりが特別静岡県内でも弱いのかなと、対応が後れているのかなというふうにも感じます。

ある程度都市部に行きますと公的な教育ではないところで、私的な教育、私学のようなところでは特にそういったところに力を入れている学校というものもある中で、この賀茂郡に関しては私学もなければ公的教育の中でもそういったところがなかなか後れているというような話を聞きます。子供に合った教育環境の整備というのは、やはり今後とても大事になってくるのかなというふうに思うのですけれども、そのあたり、例えば河津町において、賀茂郡において、小学校、中学校、高校においてどのように考えていくのか、どのような対応がされていくのか、お話を伺えればと思います。

○仮議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の子供に合った教育環境の整備ということでお尋ねですので、お答えします。

支援が必要とされるいろいろなケースの中で、その指導は学校レベルだけでも大変難しい点でもあろうかと思っております。先ほど議員がお尋ねのように、都市部では相談治療できる医療機関ですとか、あるいは発達障害指導の専門家などもおりました、その対応は受けやすい環境が整っているということは私も想像できますが、賀茂地区のような子供の数が少ない

地域では、なかなか専門的な相談治療ができる機関が少ないと、そういうふうと考えられます。

しかし、一方では子供の教育環境といった点では田舎のほうがよい場合もあるかと私は思っております。それぞれのケースによりまして対応しなければならず大変でございますが、学校だけでなく、医療の現場ですとか福祉の専門家など総合的な対応が私は重要ではないかと、そういうふうに思っております。現状での教育現場の対応につきましては、教育長より答弁させます。

私からは以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 現在学校には学校生活を送る上で特別な支援を必要とする児童生徒が見られます。このような児童生徒には個々の特性を十分考慮した上で適切な対応をする必要があります。そのため、児童生徒の実態把握を行うとともに特別支援コーディネーターを中心として校内で話し合い、全校体制で支援をしています。また、河津町就学支援委員会を設置し、関係諸機関との連携や協力体制を確立して特別支援教育を推進しています。就学支援委員会には学校関係者のほか児童相談所、校医、特別支援学校の教職員、健康増進課職員などにも出席をしていただき、様々な観点から指導に必要な支援を話し合っております。

このほか、巡回相談員による巡回相談を実施して支援を必要とする児童生徒の支援情報を学校と共有しながら学校での日々の指導に役立てております。これからもこうした取組を丁寧に進めるとともに、子供の成長発達を仲立にして保護者と心を通わせて、継続的に支援をしていくとともに、個々の教育的ニーズに即した支援を進めていきたいと考えております。

以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。町長と教育長から回答をいただきました。

環境整備として子供1人ひとりの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを準備することが重要である。このため、小中学校等における通常学級、通級学校による指導、特別支援学級や特別支援学校といった連続性のある多様な学び場を用意していくことが必要であるというふうに文科省の中でも指摘がされております。現状河津町、また、賀茂郡においてその通級指導というものがなかなか柔軟に対応できていないというような認識を持っておりますが、全国的に見ますと特別支援の関係の中では最も層が厚いところになるのが通級指導になってくるのかなという

ふうにも思いますので、ぜひ、今後柔軟な対応を検討していただいて、県やなんかとも積極的に協力をしながら対応を検討していただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、2問目の質問へ移らせていただきます。

統廃合後の小学校の防災機能ということで質問をいたします。

来年の春で小学校、3小学校が統合されます。その中で2校の空き校舎ができます。この3つの小学校は町内の防災拠点として中枢を担う位置づけで重要な避難施設だというふうに考えております。統廃合後の各小学校の防災面での位置づけはどのようになっているのか回答を求めます。

○仮議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の小学校の統廃合後の防災機能ということで、1点目として防災面の位置づけということでお尋ねですのでお答えします。

ご存じのように来年の4月には河津西小学校と東小学校については統合するわけでございますが、町の考え方としては統合後においてもこれまでどおり広域避難場所として考えております。特に校舎については現在冷暖房施設が完備されておりますので、これまでの体育館だけではなく、避難場所として特に夏季ですとか冬季などには教室等の活用も検討すべきではないのかなと、そのように考えております。統合後の旧小学校の防災面の位置づけについては担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから防災面の位置づけについてお答えします。

地域防災計画では各小学校、中学校は指定緊急避難場所、指定避難所及び広域避難地と位置づけられております。統合後の東小、西小の活用をどのようにしていくかにもよりますが、西小については上河津地域、東小については見高地域とそれぞれの広域的な避難場所、避難所としての位置づけは今後も維持していきたいと考えております。

以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 回答いただいた中で、西小学校、東小学校が廃校するということですが、西小学校にあっては上河津地域の避難所として、東小学校にあっては見高地域の避難所として今後も継続するということが回答をいただきました。

文科省では災害時は今も使われている学校がまず避難所になるだろうが、廃校施設も活用できるようにしておくことが望ましいということを公式に発表をしております。実際の活用例というところの中でも、東日本大震災では少なくとも140の廃校施設が避難所ですとか救援物資の倉庫などに使われて、熊本地震や各地で起きている大規模な水害、こういったものでも廃校施設の活用事例というのは多岐に及びます。

文科省は廃校後も防災拠点として重要な役割を果たしており、耐震化ですとか設備の補充などはしっかりと進めるべきだというようなことを指摘しているわけですが、今後この空き校舎となってしまう東小と西小学校は常駐する管理人がいなくなってしまう。今後、どのように維持管理をしていくのか、校舎や体育館は、先ほど町長のお答えでは校舎なんかも使ってという話でしたけれども、校舎、体育館というのは避難所の機能が維持されていくのかどうかというところで説明をお伺いします。

○仮議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村申信二君） 空き校舎をどのように維持管理していくかについては今後検討していくことになっていきますが、新たな活用が決まるまでは定期的な施設の点検やメンテナンスをしていく必要があると考えております。また、避難所としての機能を維持していくためには空き校舎となっても電気、水道など光熱水費もかかります。それらを踏まえ、維持管理の費用がどの程度かかるのか、何をどの程度維持管理するのか今後検討していくわけですが、先ほど町長も冷暖房設備が整っている教室等の活用も検討していくと回答されたとおり、エアコンが設置されている教室の活用は避難所としての環境が向上されます。校舎、体育館、グラウンドなど全ての施設の維持管理ではなく、例えばですが、校舎を主に維持管理するなど検討していくことになると考えております。

空き校舎となっても定期的にメンテナンスをすることにより、避難所としての機能は維持できるものと考えております。

以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） いろいろ問題が出てくるのかなと思いますが、今後の対応ということで検討をしていただけるということでお話が伺えたのかと思うのですが、東日本大震災で震災した東松島市の野蒜小学校という学校が、小学校があるのですけれども、こちらは実際に被災して廃校になった学校というものの活用ということで、現在子供たちが遊びながら防災を学べる防災体験型宿泊施設という形で、平時は体験型施設として有効活用し、

有事の際はそれらの施設を使って避難施設とすると。これによって、備蓄物資ですとかそういったものの維持管理も同時に行えるという例がございます。

今後廃校施設をどういうふうを活用していくかというところの結果次第というところもあるのでしょうかけれども、施設の飲料水のタンクですとか、通信機器、また、備蓄されている物資、こういったものの維持管理というものは施設としてはおいおいということでもいいのでしょうかけれども、例えば水なんかは使われなくなってしまってというようなことになると問題もあるでしょうし、先ほど町長の回答にもありましたエアコンがという話も、使わないのでといって電気の契約を切ってしまうと動かないよといったような問題もあろうかと思えます。そういった災害時の通信なんていうのも必要になってくる、そういった設備のような部分というのはどのように考えているのか回答を求めます。

○仮議長（渡邊 弘君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、維持管理のことについて主なお尋ねだと思いますのでお答えしたいと思います。

町全体の備蓄体制の中で旧小学校のことについてどうするかというのはまだ決まっていな
いわけではございませんが、今後、今後の施設の利用関係のことも関連していきますので、今
後どうするか検討を始めたいと思っております。また、現状の備蓄体制や状況について担当
課長より答弁させます。

○仮議長（渡邊 弘君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 備蓄物資等の維持管理についてお答えします。

備蓄物資の維持管理ですが、各学校には飲料水用タンク、防災倉庫を設置してあります。
防災倉庫には非常食、毛布、携帯トイレ、テントなどの物資が保管されており、維持管理は
町で行っていますので、統合後も東小、西小に設置してある防災倉庫などの維持管理は継続
していきます。

なお、学校に設置されている固定電話など、この通信機器は統合に合わせて撤去されるこ
とも考えられますが、避難所として開設する際は無線機や衛星携帯電話などの通信機器を配
備し、対応すると考えております。

以上です。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

町で引き続き管理をしていくということで、通信機器に関しては有事に際して無線であっ

たり衛星電話を装備するというようなことで回答をいただきました。

今回質問をした中で、廃校になった後、西小学校にしても東小学校にしても地域の防災機能というのはしっかり維持されるというところが確認をできました。備蓄物資等についても引き続きしっかりとそこに配備されるので、有事の際には対応ができるということが確認できたのですけれども、町民の中にはその辺りが全く理解されていないところがあるのかなというふうに感じています。学校が廃校になったらもう、避難所としての機能がなくなっちゃう、だから、我々はどこへ避難したらいいんだということをとっても心配がっている方もいるというふうに実際に聞いておりますので、ぜひ、今後そういった面での地域に対するPRやアナウンスというものもちょっと視野に入れて、統廃合のために進んでいただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○仮議長（渡邊 弘君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

ここで、遠藤副議長と交代をさせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

[仮議長、副議長と交代]

再開 午前10時34分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これをもって今定例会に通告のありました全議員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第2、報告第2号 令和3年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和3年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について、以下担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第2号について説明をさせていただきます。

報告第2号 令和3年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

項目、健全化比率、早期健全化基準、括弧書きの順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

実質赤字比率ダッシュ（15.0）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.0）、実質公債費比率6.0（25.0）、将来負担比率22.6（350）。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

これらにつきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものです。町の財政状況を判断するに当たり、対象を一般会計のみならず特別会計、一部事務組合や広域連合等を含めた町全体の財政状況を数値化したものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断基準と定められております。

定例会資料で説明をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

健全化判断比率の概要でございます。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営悪化の度合いを示す指標です。計算式については(2)の記載のと

おりでございます。

次に、連結実質赤字比率ですが、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字の、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す指標でございます。算定式は(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。借入金、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標でございます。計算式については(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

将来負担比率ですが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。一般会計等の借入金、公営企業、組合、法人等に対する将来支払っていく可能性の度合いを示す指標ということでございます。計算式にあっては(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りください。

表中の実質赤字比率、それから連結実質赤字比率については赤字額が生じておりませんのでダッシュ表示となっております。括弧書きの数字が早期健全化基準で、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した場合においては自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められたものでございます。それぞれの数字が早期健全化基準を上回った場合には財政健全化計画を定めて、財政の立て直しを図ることとなります。

次のページをご覧ください。監査員の意見書を付してございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見でございます。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率6.0、それから将来負担比率22.6でいずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

こちらは令和4年8月10日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第2号 令和3年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第3、報告第3号 令和3年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和3年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下詳細につきましては担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第3号について説明をさせていただきます。

報告第3号 令和3年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度に公表する資金不足比率を別紙監査員の意見を付して、次のとおり報告する。

公営企業会計の名称、資金不足比率、括弧書きが健全化判断基準、それから、備考の順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

河津町水道事業会計、ダッシュ（20.0）。令第17条第1号の規定により事業の規模を算定。

次に河津町温泉事業会計、ダッシュ（20.0）。令第17条第1号の規定により事業の規模を算定。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

この報告書は、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づき状況を客観的に表し、公表を義務づけられているところです。

定例会資料にて説明をさせていただきます。定例会資料の4ページをお開きください。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率は公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対する比率をいうものでございます。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなっております。算定式にあつては(2)の記載のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りください。

水道事業会計、温泉事業会計それぞれ資金不足が生じていないため、算定されておられません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きの経営健全化基準で、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められたものでございます。

次のページに監査委員の意見を写しを付しておりますのでご覧ください。

令和3年度水道事業会計経営健全化審査意見書。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見でございます。

資金不足比率、資金不足なし。

(3)是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

こちらにつきましては令和4年8月10日に提出されたものでございます。

次のページをご覧ください。

令和3年度温泉事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見でございます。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率。資金不足なし。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

こちらの意見書につきましては令和4年8月10日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第3号 令和3年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第4、同意第14号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第14号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町浜85番地の2 ガーデンハイツカミヤ101。

氏名 植松智子

昭和35年5月3日生まれ。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

現在教育委員として1期目でございます。委員としてご尽力いただいております、社会的信頼や人柄についても温厚でありまして、令和4年11月18日に任期満了に伴い、引き続き2期目をお願いするものでございます。

2期目の任期は令和4年11月19日から令和8年11月18日までの4年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第14号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意とすることに決定されました。

◎同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第5、同意第15号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第15号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 河津町湯ヶ野103番地。

氏名 金指正和

昭和54年1月27日生まれ。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

現在の保護者枠として石井健介委員の後任として同意を求めるものでございます。金指氏は43歳で、地元で農業に従事する傍ら、令和元年度より河津中学校の評議員として、また、元町内小学校の統合準備委員として教育への関心も高く、地域住民からの信頼も厚く、人柄も温厚であり、適任者として推薦するものでございます。

なお、任期は令和4年11月19日から令和8年11月18日までの4年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第15号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意とすることに決定されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第28号 河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第28号 河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、議案第28号について説明させていただきます。

提案理由でございます。

現在建設中の河津町地域子育て支援施設の設置及び管理について定めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例。

条文については、第1条、第2条で趣旨、名称及び位置を条文化しております。

第3条、第4条で職員、事業を条文化しております。

第5条、第6条、第7条で使用の許可、使用の不許可、使用許可の取消し等について条文化しております。

第8条で使用料等を条文化しております。施設の使用料は無料ですが、施設で行う一時保

育の利用料については別に要綱を設けて定めます。

第9条、第10条で原状回復の義務、損害賠償の義務について条文化しております。

第11条で委任について条文化してございます。

なお、開所時間、休所日等については別に規則を設けて定めます。

附則といたしまして、この条例は令和4年11月1日から施行するということでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） この11条に、「この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める」このようにありますけれども、規則については議会の同意、これは要らないと思うのですが、現在この規則というのはある程度固まってあるのでしょうか。その辺の確認だけです。お願いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 現在規則については、福祉介護課内でも原案をつくっております。現在も例規担当部署、総務課になりますけれども、総務課とも調整をしながら今、制定に向けて準備をしているところでございます。一応現在、開所時間につきましては午前9時半から午後4時半ということで考えております。また、休所日については、毎週火曜日を休所日といたしまして、それ以外に国民の祝日ですとか、年末年始を休所とするような形で現在考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

そのほか質疑がある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） では、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第29号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第29号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第29号について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院規則等の改正内容に準じて職員の育児休業及び育児支援に関わる規定を整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料5ページをお願いいたします。

議案第29号関係の資料でございます。改正の内容といったところを説明をさせていただきます。

まず1点目でございますが、育児休業の取得回数制限の緩和等といったことでございます。こちらについては、育児休業につきましては子が3歳に達する日まで取得が可能です。期間を定め、期間終了後に仕事復帰することとなります。復帰後は育児休業取得は原則できませんでした。この緩和によりまして、再度取得ができる、2回までの取得ができるようになるものでございます。また、原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内の育児休業を2回まで取得可能とするものでございます。現行につきましては1回の取得でございました。

(2)のほうでございますが、子の出生後8週間以内の育児休業の取得の請求期限、これ、現行1か月前をといたものを2週間前までに短縮し、取得をしやすくするものでございます。

(3)の期末手当等の関係でございますが、期末手当、勤勉手当における育児休業の除算の取扱いの見直しを行いまして、在所期間の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間、それ以外の育児休業の期間は合算しないように変更するものでございます。

2点目の育児参加のための休暇の対象期間の拡大でございます。男性職員が育児参加のための休暇につきましては、その対象期間の子が1歳に達する日までに拡大をします。現行につきましては8週間を経過する日までとなっております。育児参加のための休暇は5日間の範囲内で使用できることとなります。この5日間の範囲といたうたいにつきましては、河津町職員の勤務時間、それから休暇等に関する規則の特別休暇として扱うこととなります。

それから、3点目の非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休暇について取得要件を緩和するものでございます。こちらにつきましては、非常勤職員の取得要件として任期終了期間が子が1歳6か月に達する日までが任期までの任期期間がないと取得できなかったものを、今度は子の出生後8週間後から6か月を経過する日までに任用期間が終了することが明らかでないこととすることにより取得する対象者を多くするものでございます。

それから、4点目の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について取得要件を柔軟化するというものでございますが、これにつきましては、これまで非常勤職員に係る子が1歳に達するまでと、それから、1歳から1歳6か月に達するまでの期間、または1歳6か月から

2歳に達するまでの期間において各期日の初日までにしか取得ができませんでした。取得要件を柔軟化することにより、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前を育児休業開始にすることができます。各期間途中において夫婦交代での取得も可能となるものでございます。

それでは、次のページのほうに新旧対象表をつけておりますので、ご確認願えればというふうに思います。

恐れ入りますが、議案の最終ページにお戻りいただきたいとします。

附則でございます。

施行期日、第1項。この条例は令和4年10月1日から施行する。

経過措置、第2項。この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る）及び第10条（第6号に係る部分に限る）の規定の適用については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

文章がちょっとすごく難しいというか、分かりにくいというか、ちょっと理解に苦しむところがあって、まず、ちょっと基本的なところなんですけれども、育児休暇と育児休業はまた別物と考えなければいけないということですか。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 育児休業といったものについては、子供が3歳に達する日まで取得が可能ということで期間が特に定められている、何か月、何年といったことで定められているものではございません。

育児休暇といったものについては、特別休暇扱いということで、日にち単位で取るということで、特別休暇扱いになる5日間といったものになるものでございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） ごめんなさいね、ちょっと理解ができなくて。

実際に女性がお子様を出産するに当たって、事前にある程度の期間、それから産後ある程度の期間、これは確実に休業をしなければならない期間としてあるわけですよ。その期間以外に女性、実際に出産なさった女性の方と夫婦で、例えば職員としている場合には、男性

もその期間とは、出産の前後の期間とは別枠として最大5日間を2回ずつ取れますよという改定と考えていいのでしょうか。ごめんなさい、分かったかな。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 女性職員、子供を出産する職員にあっては、出産後8週間までが産後休暇といった休暇になります。産後休暇後3歳に達する日までが育児休業の取得が可能になるといったふうに考えてもらえればいいのかと思います。

逆に男性職員にあっては、育児休業を取るに当たっては子供が生まれてから育児休業を取得することが可能です。ですので、本来ですと育児休業を子供が出生したらずっと取るわけですが、その前に優先して産後休暇を取得するといったことをございます。

休暇のほうについては、休業ではなく休暇のほうについてはまた別でして、子供が1歳に達する日までの間に5日間別にとることができるといったものをございます。

休業の申請にあっては、申請をしてから1か月、1年という形の期間を決めた中での休業期間を取るといった形になっておりまして、それが途中で、今までですと1回を取得して仕事に復帰してすると、再度取得ができなかったものを今後取得がもう一度できるといった形で1年仕事をして1年休み、また1年取得するといったことが可能になるといったのが今回の条例改正でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） いろいろ何か、言葉の違いとか産後休暇とかいろいろちょっと、いろいろごちゃごちゃになってちょっと分かりにくかったなというのがあったのですが、いずれにしても子育てしやすい環境を整えるための条例改正と取ればいいのかということですよ。それで理解をしたということで質問を終わります。

○副議長（遠藤嘉規君） そのほか質問ある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第29号 河津町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について

を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第30号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第30号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例について。

河津町印鑑条例（昭和52年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第30号について説明させていただきます。

本条例改正の提案理由は、証明書コンビニ交付を令和5年1月から開始するに当たり、印鑑登録証明書の交付について必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町印鑑条例の一部を改正する条例。

内容は河津町印鑑条例の第10条の2として、印鑑登録証明書の交付について個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により、印鑑登録証明書の交付申請を行うことができること、また、第2項として当該申請があったときはその申請が適正であることの確認と印鑑登録証明書の交付を多機能端末機により行うものとするを

規定する内容でございます。

印鑑登録証明書の交付に当たり、窓口交付では必ず印鑑登録証の提示を求めています。証明書コンビニ交付では個人番号カードを利用して交付申請から交付までができるとしたものでございます。

附則をご覧ください。

附則。この条例は令和5年1月1日から施行する。

なお、定例会資料の11ページに新旧対照表をお付けしてありますので、参考にしてください。

説明は以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原です。

印鑑証明のこのコンビニ交付の件でなんですが、役場で、やはり先日も話がありましたように手帳を持ってきて、役場では手帳を持ってきて交付してもらえるということなんですけれども、みんな、もしマイナンバーしか持ってこなくて交付ということは、まず役場ではできないことなんだと思うのですけれども、そこを共通するような役場にも端末を設置するようなことはできないのでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩を閉じて会議を再開します。

町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 窓口が多機能端末機を置いて交付するということは、技術的には可能かと思いますが、目的の一つとしまして、窓口業務を、統一化するというか、軽減するという目的もありますので、今のところは考えておりません。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 分かりました。

ですけれども、何か利用者が役場に来て、マイナンバーカードしか持ってこなかったよとか、そういう状況が多々あるのではないかと思います。もし、コンビニの大きいようなあんな機械じゃなくて、何かもう少し番号が解読できるとか何かそういうことがマイナンバーカードで処理できるのであれば、くどいようですけれども、もしそういう機械がありましたらお願いしたいと思います。

○副議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今回の印鑑証明とか住民票の発行についてはマイナンバーカードを使うということが一つの大きな目的がございます。特にマイナンバーカードの普及ということで、これまで申請件数が少なかったものですから、コンビニ交付というのを河津町の場合は実施をしてこなかったのですけれども、国の方針等で、DXの方針もありますし、それで、利便性を確保しようということで、役場に来なくてもコンビニで交付ができるということが大きな目的もございますので、当面はコンビニ交付の利用について、マイナンバーカードを利用してもらうという特典もありますので、そんなことでコンビニ交付を今回行うわけでございますので、その趣旨を理解していただいた上で、そちらを重点にして見ていきたいと思っております。

今後、役場のほうについても、費用対効果の問題もありますし、技術的には可能かもしれませんが、今のところは様子を見た上で今後対応したいなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

関連になるのですが、マイナンバーカードをつくったときに役場では読み取るだけの機械も一切置かないのでしょうか。というのは、マイナンバーカードには住民票や印鑑登録のデータとかいろんなものを読み込ませておくことになると思うんです。当然そのコンビニで交付されるということは、このカードに全ての情報をインプットさせておくということになると思うので、いろんな意味で長期的なスパンで考えたときに、端末、大きい小さいは別にしているような端末、読み取るだけの端末を役場の窓口に将来的に設置するというのを考え

れば、それこそ簡素化という意味では非常に進むのではないかなとちょっと単純に思うのですけれども、どうなのでしょう。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） マイナンバーカードの I Cチップには個人情報は一切登録されないんです。今回も印鑑登録証明書を発行するに当たりましてはシステムを構築しまして、証明書発行サーバーのほうから出すということで、あのカードから出すわけではないので、ちょっと言われているようにはできないかなと思います。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） ちょっとごめんなさい、認識が違っていたら申し訳ないのですが、マイナンバーカードのデータをコンビニエンスストアの機械に突っ込むと、どこかのサーバーなりクラウドなりにアクセスをして、その個人情報にアクセスをして印鑑証明とか何とかを出す。当然役場がやっているときではないといけないとかということではないと思うので、当然そういったクラウドなり何なりのサーバーとかに行ってしまうということになると思うんですけれども、別にその、それが役場の窓口にあったとすれば、いろんな印鑑登録証明書だとか住民票を発行するときの何とかというものというのは簡素化できると思えば、僕は役場にも1台置けばいいのにと感じてしまうのですけれども、金銭的にもあれなのかな。ちょっと考え違いしていたらごめんなさいね。

○副議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時 36分

再開 午前 11時 41分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩を解いて会議を再開します。

先ほど塩田議員からの質疑に対して、当局サイドの回答はよろしいですか。

塩田議員。

○6番（塩田正治君） いずれにしても、将来的に利便性を考えたときに、町民の利便性、それから職員の利便性、そういったことを考えて将来的にはマイナンバーカードを提示することによって、役場の窓口でも印鑑登録証明書を提示、所持していない場合でも発行できるよ

うなことも視野に入れて将来的には考えていってほしいなと思います。意見です。

○副議長（遠藤嘉規君） そのほかご意見よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第30号 河津町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第31号について説明させていただきます。

本条例改正の提案理由は地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されたことに伴い、河津町国民健康保険税条例の必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容につきましては定例会資料で説明させていただきます。資料の12ページをお開きください。

(1)番、改正の概要でございます。

今回の改正は課税限度額の引上げでございます。下の表をご覧ください。下線の部分が改正部分となります。

国民健康保険税の納税義務者に対して課する課税限度額について、基礎課税額（医療保険分）の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円に引き上げます。介護納付金課税額は変更なしです。合計額が改正前99万円から改正後102万円、計3万円の引上げとなります。

(2)番、施行期日。令和5年4月1日です。

なお、本改正は町の国保運営協議会に諮問し、適当であるとの答申をいただいております。説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

この説明資料のほうに地方税法施行令等の一部を改正する政令、令和4年政令第何号とあって、令和3年、令和4年3月31日に公布されたとあって、1日からの施行ということですが、6月定例会なり何なりに出てくる話じゃなかったのかなと思ってしまうのと、これ、施行期日が来年の4月1日からということになっているのですが、内容的には基礎課税分の引上げとかというのは物価上昇等いろいろ考えると当然のことなんだろうなと思うのだけれども、この1年間のタイムラグの部分についてはどういう取扱いをするのか教えてください。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 施行期日が5年の4月1日からということで1年間後ろに行くわけですが、こちらにつきましては納税者不利の場合は通常後ろに寄せていますので、今回も同じように後ろに寄せさせていただきました。それまでは従前どおりということになります。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） では、今年度中は改正前の分で課税の分はというふうに考えればいい、単純にそう考えればいいだけですか。国は、国の施行は一応公布されたのは完全にその令和4年4月1日からということですが、その分の1年間分の差額の2万円については、合計だと3万円ですが、その辺は考慮しないということでもいいのかな。何か考え方として間違っているのかな。

国は要は、この4月、今年度の4月1日からの施行に入っているのだろうけれども、町の条例としては来年の4月1日から施行になっている。施行期日になっているのだけれども、その1年間の分の国に納める額とか何とかというのも随分違ってくるのではないかなと思うのだけれども、そのタイムラグ分をどうするのかという質問なんだけれども、質問の意味が伝わっていないですかね。

○副議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩を閉じて会議を再開します。

当局サイドの回答はよろしいですか。

町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） ただいまの質問に関しまして、確認して後ほど回答させていただきます。

○副議長（遠藤嘉規君） その他質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午前 11時50分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩を閉じて会議を再開します。

ただいまより1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑の6番、塩田正治議員の質問に対する当局の回答を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 施行日の関係ですけれども、施行日を令和5年4月1日にする理由ですが、原則的には、住民の不利となることは遡及適用が許されないこと、また、国保運営協議会にお諮りした後に議会にお諮りするということも必要もございます。河津町では、令和5年4月1日の施行とすることについて国保運営協議会にお諮りして、適当であるとの答申をいただいております。よって、施行日を令和5年4月1日とさせていただくものでございます。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） よろしいでしょうか。

そのほか質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第31号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第32号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,789万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,756万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をしてください。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第32号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、本年度の所要執行に当たりまして、その経費として所要額を補正予算として計上するものでございます。

それでは、1ページおめくりください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円です。

10款地方交付税8,418万6,000円 1項地方交付税同額でございます。

14款国庫支出金1億849万4,000円 2項国庫補助金同額でございます。

15款県支出金988万6,000円 2項県補助金同額でございます。

18款繰入金△3,367万5,000円 1項特別会計繰入金831万7,000円、2項基金繰入金△4,199万2,000円。

20款諸収入620万8,000円 5項雑入同額でございます。

21款町債△1,720万7,000円 1項町債同額でございます。

歳入合計1億5,789万2,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費4,908万2,000円 1項総務管理費4,796万1,000円、2項徴税费25万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費86万8,000円。

3款民生費808万8,000円 1項社会福祉費586万4,000円、2項児童福祉費222万4,000円。

4款衛生費1,925万9,000円 1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費22万5,000円 1項農業費同額でございます。

6款商工費1,909万6,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費2,010万円 1項土木管理費1万3,000円、2項道路橋梁費1,469万2,000円、3項河川費539万5,000円。

8款消防費2,765万円 1項消防費同額でございます。

9款教育費1,490万6,000円 1項教育総務費197万1,000円、2項小学校費88万7,000円、3項中学校費27万5,000円、4項幼稚園費42万8,000円、6項保健体育費1,134万5,000円。

11款公債費△51万4,000円。次のページをお願いいたします。

1項公債費同額でございます。

歳出合計1億5,789万2,000円。

次のページをお願いいたします。

それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

第2表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。

指定ごみ袋製造業務委託料、令和5年度、616万6,000円。

スクールバス運行業務委託料、令和5年度から令和7年度、9,000万円。

合計9,616万6,000円。

こちらについては、指定ごみ袋の製造業務にあつては、ごみ袋の製造に発注から納品まで4か月程度要することから、令和5年度分のごみ袋の製造業務を委託するものでございます。スクールバスの業務委託については、令和5年度からの新小学校による児童送迎用の業務を3か年予定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。単位は1,000円でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

起債の目的、新小学校統合事業、補正前の限度額2,720万円、補正後の限度額1,470万円。

こちらにあつては、新小学校統合事業でスクールバス購入に対する国庫補助の内示を受けたことにより、起債の限度額を減らすものでございます。

なお、起債にあつては、過疎対策事業債を活用するものでございます。

起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額4,270万円、補正後の限度額3,799万3,000

円。臨時財政対策債は、普通交付税の増額により決定額が減るものでございます。

次の6ページ、7ページ目の歳入歳出予算事項別明細書1、総括については省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、主要な事業について説明をさせていただきます。

10款地方交付税1項地方交付税、こちらにあっては、地方交付税の決定によるものでございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金、こちらの衛生費の関係については、コロナワクチンの接種事業に伴う補助金でございます。教育関係の補助金については、スクールバス購入に伴う補助金を頂くものでございます。総務費の国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金としての分、それから、原油価格高騰対策としての交付金を財源として充てるものでございます。それから、ワーケーション推進事業モデル実証事業補助金については、観光庁によるモデル事業の補助金として、企業とのマッチングを図るための補助金を財源とするものでございます。

15款県支出金2項県補助金、こちらにあっては、総務費の県の補助金としては、移住就業支援事業の補助金として移住する世帯の増加に伴う補助金の追加でございます。また、消費税の県の補助金については、長野地区防災拠点施設建設に伴う交付金を充てております。事業費に伴う3分の1の金額をこちらのほうに計上させていただきました。

18款繰入金1項特別会計繰入金、こちらのほうにあっては、介護保険特別会計の繰入金として令和3年度精算によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金、こちらにあっては、財政調整基金の繰入金の減額、それから、環境まちづくり基金の繰入金を充てております。財政調整基金にあっては財源調整によるもの、環境まちづくり基金のほうにあっては河津川小水力発電事業による基金を繰り入れるものでございます。

20款諸収入5項雑入、こちらにあっては、各一部事務組合の返還金、それから、児童福祉関係の精算、消防団員の自動車免許取得による静岡県消防協会からの補助金といったものを充てております。

21款町債1項町債、教育債にあってはスクールバス購入に伴う国庫補助の決定により起債

を減額するものでございます。臨時財政対策債にあっては交付決定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費です。

一般管理費としましては、行政不服審査委員会の開催に伴う報酬、それから費用弁償、または事業消耗品として10月1日からの道路交通法改正に伴うアルコールチェッカーの購入、また、新型コロナウイルス感染症対策として抗原キットを購入するものでございます。

財産管理としましては、水力発電による令和3年度寄附額に対し、関係団体への補助を行うものでございます。

電算関係にあっては、ウェブ会議用のパソコン5台を購入するものでございます。

交通安全対策については、地区要望によるカーブミラーの購入でございます。

企画費については、町の産業経済活性化連絡協議会のイベント、それから、フラワートライアスロン大会に伴うコロナ感染拡大防止対策、それから、燃料・物価高騰による経済的負担に対する支援として、水道料2か月分の全額免除を行うための助成を行うものでございます。

地域づくり推進事業費にあっては、企業とのマッチングを目指し、観光庁の補助により実施するもので、企業に河津町へ来ていただき、観光資源を体験しながら、地域課題の発見、解決に向けて力添えをいただく事業を予定しているものでございます。

次のページをご覧ください。

18節の移住支援事業にあっては、河津町へ移住して就業した方への支援をするものでございます。

諸費としましては、公共交通機関、運輸事業者へ原油価格高騰に対する補助を行うものでございます。

2項の徴税費については、町民税の還付に伴うものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費、こちらにあっては、証明書コンビニ交付システム導入に伴うコロナ交付金を財源として充てております。特定財源といったところの金額がその金額となります。

また、産休育休に伴う会計年度任用職員の報酬、共済費、それから、伊豆斎場組合の過年度分の精算に伴う金額の調整でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項民生費 1 項社会福祉費、老人福祉費にあつては、訪問理美容の利用者の増加、それから、低所得利用者対象者への返還金といったものを予定しております。

障害者福祉の関係については、過年度分の精算、国民健康保険費にあつては、職員の時間外の増、それから、介護保険費にあつては、過年度分の精算、後期高齢者医療費にあつては、職員の時間外の増といったものを予定しております。

2 項の児童福祉費でございます。こちらにあつては、保育所の給食費の補助、原材料高騰による補助といったものを予定しております。また、保育給付費の精算をこちらのほうで計上をさせてもらっております。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費でございます。予防事業としまして、こちらにあつては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に伴う経費を計上しているものでございます。会計年度任用職員から医療費の関係医療機関への補助といったもの、全てその金額でございます。

また、環境衛生費としましては、水道料金の減免に伴う簡易水道組合の補助といったものをこちらのほうで計上させてもらっております。

次のページをお願いいたします。

5 款農林水産業費 1 項農業費でございます。こちらにあつては、地籍調査のプレートの購入といったことを予定しております。

6 款商工費 1 項商工費でございます。商工振興としまして、新型コロナウイルス感染対応の経済対策として、特産品の送付、それから、桜まつりの感染対策といったことを予算計上しております。また、観光費としましては、来年度 5 月 27 日、28 日に行われます河津町トレイル大会の運営に当たる補助といったものを予定しております。

7 款土木費 1 項土木管理費、こちらにあつては、国道 414 号の整備促進期成同盟会の負担金でございます。

2 項道路橋梁費でございます。道路維持費でございますが、こちらにあつては、南小学校の駐車場、門のところから入るところの、バスが入るということを予定し、道路の切下げ、それから、地区要望による修繕を予定しております。

橋梁維持費の関係については、初景橋の水道管の仮設切り回しといったものを予定しております。

次のページをお願いいたします。

3 項の河川費でございます。こちらにあつては、施設修繕料として、大鍋の護岸工事の改

修ということで、地区要望による改修を予定しております。工事請負費としましては、洞川の護岸の改修といったことで地区要望に対するものを予定しております。

8款消防費1項消防費でございます。非常備消防の関係にあつては、自動車の免許取得に対する補助といったことで3名分の補助を予定しているものでございます。また、防災費にあつては、長野地区防災拠点施設の建設に伴う遺跡の調査、それから地質の調査、建築設計といったものの予算でございます。

9款教育費1項教育総務費でございます。

事務局費としまして、職員の退職に伴う会計年度任用職員の採用関係でございます。学校教育の振興としましては、新小学校の開校に伴う校章のピンバッジ、それから、スクールバスのラッピングを予定をしております。

次のページのほうをお願いいたします。

また、備品購入としまして倉庫1棟、それから、防犯カメラの1台の設置を予定をしたいというふうに思っております。

2項の小学校費でございます。こちらにあつては、西小学校の校舎漏水箇所の調査・修繕を行うもの、南小学校の管理費としまして、体育館の電動暗幕ワイヤーの修繕、それから、浄化槽ポンプ小屋の雨漏りの修繕を行うものでございます。南小学校の教育振興としまして、通学援助費の1名追加といったものでございます。

3項の中学校費でございます。こちらにあつては、体育館の誘導灯の交換、修繕といったものを予定しております。

4項の幼稚園費でございます。こちらにあつては、預かり保育の会計年度任用職員の採用に伴うものでございます。

次のページのほうをお願いいたします。

また、幼稚園費の関係の続きでございますが、新型コロナウイルス感染症対応の消耗品として消毒機器等を購入するものでございます。

6項の保健体育費でございます。保健体育総務費としまして、スポーツ協会加盟団体の東海大会出場に伴う補助、それから、学校給食費のほうとしましては、新型コロナウイルス感染症対応の学校給食費補助として10月から3月までの学校給食費の減免分の補助、また、材料費の物価高騰に伴う補填といったものを予定しております。

11款公債費1項公債費でございます。元金、それから、利子という形で計上しておりますが、こちらにあつては、平成24年借入れの臨時財政対策債の利率見直しに伴い、減額並びに

追加といったものをするものでございます。利率が0.9で借りたものが0.1に変更になるといったことのものでございます。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 4点ほどちょっと確認と伺いたい点がございます。

まず、8ページのほうでは、ワーケーション推進事業モデル実証、これに関連しての地域づくり推進費になろうかなと、これ関連していますよね。と、思うんですが、これのアクティビティ委託料で15万とあるんです。それから、先ほどワーケーション推進モデル何とかと言いながら、企業マッチングで地域、ごめん、メモした字が読めなくなっちゃったんだけど、地域課題を企業さんにちょっと検証してもらおうような形を取るのかなというふうに受け取ったんですが、その辺の全容と、どのような企業さんに地域課題を洗い直してもらおうという予定をしているのか、ちょっと詳しく教えてください。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） ワーケーションのトライアルプログラムの関係でご質問ですので、お答えいたします。

まず、ワーケーショントライアルプログラムにつきましては、企業担当者に無償の体験をしていただいて意見をいただくというのと、あと、外部有識者によつての町の状況等の意見をいただくというような試みでございます。

それで、企業がどのような企業かと言うようなことですが、これ、国の観光庁が進めている事業でございまして、町のほうからこういった事業を行いますというようなことを上げますと、観光庁のほうにマッチングサイトがありますので、そちらに掲載されます。それに応募してきた企業とのマッチングというような形で考えております。大体、1回5名程度を2回から3回を予定をしております。

それで、アクティビティ委託料の内容というようなこともあったかと思っておりますけれども、先ほど言いましたように2泊3日程度体験をしてもらったり、ワーケーションの場所で執務等も行われる予定です。その中に、一応、町のほうの体験施設を体験していただくということで、それに係る委託料を計上してございます。調香体験とか、あとクライミングとか、そ

ういったものを今のところ予定しております。

内容は以上のようなものですが、よろしいでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） そこについては分かりました。マッチングアプリか何かに登録して、これから企業は決まってくると、いい企業さんが手を挙げてくれることを望みます。

では、次ですけれども、14ページです。

商工費のトレイルレースについて、先日も若干説明いただいたんですが、来年5月27、28のレースを運営するために、これ観光協会が運営主催になるんじゃない。違うのか。でたために覚えていた。

大変申し訳ないんですが、もう一度その辺の詳しい説明をお願いしたいのと、実はトレイルレースというのを、この場で、開催するというのを先日初めて聞いたんですが、この補正に上げてきた理由、時期的な理由も重ねてお願いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、まずトレイルレースの概要を改めてまたご説明いたしますけれども、今のところ予定しているのは、日程的には5月28日日曜日を予定しております。

概要につきましては、今のところ350名程度の規模で募集しまして、七滝をスタートして天城の遊歩道等を利用して今井浜にゴールする、おおむね35キロのコースを設定しております。

実行委員会形式を取らせていただきます。実行委員会として今考えているのは、町と観光協会と商工会、その辺を主体とした実行委員会を編成させていただきます。その事務局として観光協会のほうにお願いして、そこへ補助するような形で考えております。

今回の100万円につきましては、来年度のレースですけれども、募集等の経費もかかってきます。なので、事前に業務委託のほうもありますので100万円取らせていただいたという形です。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） このトレイルレースというのを開催しようということが決まった時期というのはいつなんですか。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） トレイルの決まったのは、事前にはユーラスエナジーさんのほうから寄附を毎年いただいております。その寄附の対応として、表に出るような形とか自然とかアクティビティのほうに何か表現できないのですかというようなことはユーラスさんのほうから伺ってございました。それをしばらくいろいろな多方面で検討した結果、このような形でどうですかということでユーラスさんのほうに提案したのが今年度に入ってからです。それから決まったというような形です。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 理解しました。

初めてのイベントということで、ぜひ継続できるようなすばらしいイベントにしていきたいなと思いますので、町の窓口は当然産業振興課さんになるんでしょうから、それこそ全勢力を傾けて頑張っていたきたいと思います。

では、次に、15ページの消防費のところですが、自動車免許取得補助金、これ3名の分ということですが、これは消防車両が今中型免許が必要だということで、その免許の取得と考えていいんですか。

○副議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、お答えします。

これは現在というか平成29年3月12日以降、普通免許取った方については、総重量3.5トン未満ということになっておりまして、町内のポンプ車、積載車ございますが、ポンプ車については大体4.5トンぐらいで、積載車も3.6、7トンあるんですよ。ということで、直近の普通免許ではポンプ車並びに積載車運転できないということで、まず町の補助要綱、この4月から施行しておりますが、免許取得に係る準中型以上の免許取得に係る経費の補助ということで、町は2分の1、10万円上限ということで、今年度も3名分当初予算に計上してございます。今回、補正予算で計上させていただいた24万円というのは、県の消防協会のほうから、町がその補助をする場合には県の消防協会のほうから併せて、これは経費の3分の1、上限8万円という制度がございましたので、今回ここで補正を組ませていただきました。3名分は、当初、町のほうの補正予算3名で計上していますので、一応3名ということで、今のところ申請は今年に入って1名ございます。

そういったことで、最終的には免許取得される方には町からの2分の1と県からの3分の1を合わせて補助されるということになります。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） これ以前には話が出た話なのであれなんですけれども、当然、今の現役の消防団員には結局運転できない人間がまだまだいると見ていいわけですよ。だからこそこういう当初予算にも上げて、補正にも組んで、県のほうからお金が入るということで補正にまで対応して、要は、各分団に対するそういった免許を取得するよというあっせんというのは今現状どのような形で行っていますか。

○副議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） あっせんという部分については、町の補助要綱を制定するに当たって、消防団のほうには連絡を、本部会議と本部分団長会議等を通じて分団のほうには連絡をしているというような状況でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） これやっぱり違法運転等を起こさせないためにもしっかりとあっせんして、補助制度を利用してちゃんと中型免許を取得してほしいなと思いますので、その辺は強くお願いしたいと思います。

最後に17ページです。

教育費の保健体育費の中の学校給食費なんですが、新型コロナウイルス感染症対策学校給食費補助金で1,114万5,000円とかなり高額な金額が突然ついているわけです。

先ほど来、説明があったと思うんですが、ただ、ちょっと細かいことであれなんですけれども、子供たちに対する補助として利用するというのは当然のことだと思いますが、給食食べるのが子供たちだけではないということもあって、細かいこと言うので何ですが、先生たちとか職員の皆さんとかという部分についてはどういう対応になっているのか、一応お聞かせください。

○副議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 今年分ですけれども、これからの分、約5.9%上げるものを補助するということが入っていると、無償に関する部分と両方なんですけれども、先生たちの分は、先週金曜日に町の校長会があったもので、そこで申し訳ありませんけれども9月からの分については6%上げさせていただきますということで、ご負担くださいということでお願いしてまいりました。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 物すごい冷たい対応に聞こえますけれども、これは致し方ないと思います。なので、ちゃんとその辺の行政としての線引きというのをしっかりして対応してくれているということで安心をしました。

以上で質問を終わります。

○副議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 二、三点ちょっとお伺いします。

13ページの簡易水道の補助でございますけれども、これ支給の方法というのは個人個人に要は支給、通常の場合、町の水道料は全部個人個人の支給になるわけですが、簡易水道の場合はどのような計算式で、どのような支給になるのか、それが1点。

もう一点、15ページの長野の防災施設なんですけれども、建設設計費はこんなに2,000万もかかるものかなと思って、それをちょっとお伺いしたいのと、あと、先ほどの塩田議員のトレイルレースの話、ここでいろいろユーラスのほうから要は寄附金もらっている中で取り組まれるということなので、本当にいいことだと思うので、ぜひ推進していただきたいんですけれども、もしいろんな形で、今後そういうイベントのときに、例えばイベントに対して、協賛してくれるよとかというメーカーとかそういうのがあったら、そういうメーカーとかというのは受け入れる形で、町として受け入れる形で取り組んでいかれるのか、そこら辺をちょっとお伺いできれば。

以上、3点ほどお願いいたします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 簡易水道の補助金についてお答えします。

補助する先は、簡易水道組合と水道組合のほうになっております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、防災拠点施設長野地区の建設設計業務委託料の2,050万8,000円について説明をさせていただきます。

この金額は、今回、補正予算を計上するに当たりまして、静岡県の建築設計等委託料算定基準、こういうのがございまして、そちらに建物の用途及び施設の面積を入力すると設計額がはじき出されるということで、こちらの算定基準は国交省の告示の規定に基づいて算定さ

れるものとなります。

先月の7月5日の議員説明会のほうで、私のほうで概算事業費の中の設計費については500万程度と説明させていただきましたが、その金額については、既存の今ある笹原及び下佐ヶ野の防災センター建設当時の設計費で取りあえず説明させていただきましたので、今回、この基準に合わせて算定したらこの金額になったということですが、一応3分の1交付金が充当されるという部分もありますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、トレイルレースの協賛ということでお答えさせていただきます。

現在、メインスポンサーは、先ほど言いましたとおりユーラスエナジーさん、その他協賛につきましても、もう何件かお話もいただいております。それについては積極的に参加していただくようお願いしております。あわせて、他の団体にもボランティア等協力しておりますので、ぜひ皆さんの協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 漏らしていたことがありましたので、ご説明させていただきます。

簡易水道組合の補助金ですけれども、給水戸数が約240件で、水道料金のおおむね2か月分を目安に補助するようになってございます。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） それは簡易組合に240件分を算定して、要は簡易組合のほうに払っていくのか、それを要は個人個人に、通常の水道事業のほうは全部個人に返していくんだけど、簡易組合のほうはちゃんとした形で個人に行くのか、それとも簡易組合に行くのか。もし簡易組合に行くのであれば、それが町民のほうに支払われたという形が、要は承認されるようなシステムをお考えになっているのか、それをちょっとお伺いします。

○副議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 簡易水道組合のほうにお支払いして、町民から徴収しないという形になってございます。簡易水道組合から申請をいただいて、簡易水道組合へお支払い

するという格好です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 分かりました。

一応、これ同じような形でお支払いが町民に対して、要は個人個人なので、個人個人に行き渡るようなシステム、落ち度がないようお願いできればなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑はよろしいでしょうか。

1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） 1番、大川です。

10ページのところで2件ほどお伺いしたいんですけども、河津川の水力発電事業支援交付金ということで、以前、確か伊豆パワーさんでしたか、その件だと思うんですけども、関係団体をもう一度教えていただけますでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらにあつては、一応5団体を予定をしております。地区を含めての5団体ということでございますが、梨本区、川横区、大鍋区、河津川非出資協同組合、七滝観光協会でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） ありがとうございます。

もう一点、先ほど塩田議員のほうからもあったんですけども、企業マッチングの部分で、サイトを使った中でこれから充てていくよということなんですけれども、観光庁の補助事業の中で行いますということで、ワーケーションの施設を活用して企業を募集して体験してもらよということだと思うんですけども、これはある程度、例えば、何というんですか、この先つながるような、例えば旅行業者とか、例えばメディアを使ったような宣伝をしてくれる媒体の会社を選ぶのかとか、何かただやるだけじゃなくて、どういう目的というか、どういう方向をその先に考えるのかなという部分は持っているのでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） ワケーションのトライアルプログラムについては、一応、観光庁の補助金申請をしているということで、町の事業費の分もありますけれども、マッチングサイトで手を挙げた企業のほうにも観光庁のほうから費用が出て、それでただで参加で

きるというようなメリットがあります。

だから、そういったところもありますので、やはり無料で体験いただいて、町のいいところ、悪いところというのを意見をいただいて、そういったところを町のほうも参考にして改善していくというようなものが今回の目的であります。

それで、参加していただいた企業さんがそのままワーケーション施設等で、また、町内の施設等を改修とかしてそういった施設を造るとか、そういったものにつながっていけばなどというような見込みでいますので、幅広い企業に参加していただきたいというような目的でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 1番、大川良樹議員。

○1番（大川良樹君） ぜひ、何かうまくその先につながるような、どういう企業さんが申し込んでくるかはもちろん分からないんでしょうけれども、有意義なお金の使い方をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原です。

10ページの、先日も全協でもありましたが、アルコールチェッカーのことなんですけれども、公用車を運転するときにアルコールチェッカーをするということでしたが、今、職員の方々、車での通勤が大分多いかと思えます。そこで、出勤前、自分の自宅でアルコールチェッカーをするのが本当は最善、もし事故があった場合、そこら辺の根拠とか出せると思うんですけれども、そういう場合、自宅で検査してそれを確認できるような方法というのか特に考えていないんでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） アルコールチェッカーでございますが、10月1日からの道路交通法の改正に伴いまして、本来、公用車を運転するときに、その前にアルコールのチェックをするといったのが本来の目的でございますが、今回、予算を計上させてもらったのは、アルコールチェッカーを150個を購入する予定であります。この150個というのは職員1人ずつに持たせて、職員が自分の車を乗る前にもチェックができるような形の体制を取るといったことの150個でございます。

チェックをしますと、目盛りにアルコールチェックをいつして大丈夫でしたといった結果が表示できるようになりますので、その表示を出勤後、管理職等に見せた中で運転をすると

いった形の体制を取りたいというふうに思っております。

本来でしたら数ももっと少なく済むわけですが、このアルコールチェッカーを多くした理由的には、コロナウイルス感染症の対策といったことも含めまして、人が使った子機を使うというのはどうかなということもありましたので、個々に持たせるといった対応を取らせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 適切な対応を取っていただいていると思います。

やはり通勤のときにも事故もやはりそういうところで違反がもしあった場合、ちょっと大変なことになると思いますので、想定管理のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑はよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○副議長（遠藤嘉規君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 令和4年度河津町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第33号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第33号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,030万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（臼井理治君） それでは、議案第33号の説明をさせていただきます。

こちらの国民健康保険特別会計補正予算でございますが、主な提案理由といたしまして、制度改正に伴うシステムプログラム購入の増額補正であります。

それでは、次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

5款県支出金16万5,000円 1項県負担金・補助金同額でございます。

歳入合計16万5,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費16万5,000円 1項総務管理費同額でございます。

歳出合計16万5,000円でございます。

3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

5 款県支出金 1 項県負担金・補助金 1 目保険給付費等交付金 16 万 5,000 円 2 節特別交付金 16 万 5,000 円、特別調整交付金分でございます。今回の補正財源でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 16 万 5,000 円 10 節需用費 16 万 5,000 円、事業消耗品でございます。システムプログラム購入による増額でございます。

説明は以上となります。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 33 号 令和 4 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第34号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第34号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,968万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、議案第34号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

こちらの介護保険特別会計補正予算でございますが、主な提案理由といたしまして、令和3年度精算に伴います余剰金の一般会計繰入金及び国への返還金の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

3款国庫支出金7,000円2項国庫補助金同額でございます。

4款支払基金交付金8,000円1項支払基金交付金同額でございます。

5款県支出金3,000円2項県補助金同額でございます。

6款繰入金3,000円1項一般会計繰入金同額でございます。

9 款繰越金1,994万8,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計1,996万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4 款地域支援事業費 3 万円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費同額でございます。

7 款諸支出金1,993万9,000円 1 項繰出金831万7,000円、 2 項償還金及び還付加算金1,162万2,000円。

歳出合計1,996万9,000円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金、5 款県支出金 2 項県補助金、6 款繰入金 1 項一般会計繰入金、これらは地域支援事業費の増に伴う国県補助金等の増でございます。

9 款繰越金 1 項繰越金、今回の補正の財源でございます。

7 ページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費、これらは高額医療合算介護予防サービス費の負担金の増でございます。

7 款諸支出金 1 項繰出金、2 項償還金及び還付加算金、令和 3 年度精算に伴います余剰金の一般会計繰出金及び国県への返還金の補正でございます。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第35号～議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（遠藤嘉規君） 日程第13、議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定について、

以上8議案は同種の令和3年度決算でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号の8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第35号から議案第42号までの各会計の令和3年度歳入歳出決算認定については、地方自治法の第233条第3項の規定によりまして、令和3年度歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定について。

それぞれ8議案につきましては、担当課長から説明をさせます。

○副議長（遠藤嘉規君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着席して説明をしてください。

○会計管理者兼会計室長（鈴木亜弥君） ありがとうございます。

議案第35号から議案第40号までの一般会計及び各特別会計の決算認定につきましてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、お手元の令和3年度一般会計、特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、令和3年度河津町決算総括表がございます。

総合計はご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

議長よりお許しございましたので、これより着席して説明させていただきます。

1枚めくってください。

議案第35号 令和3年度河津町一般会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いします。

歳入です。

説明は、款につきまして、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。なお、予算現額、調定額、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税 9億7,684万1,095円、324万9,098円、4,277万5,814円。

2 款地方譲与税5,016万円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款利子割交付金47万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款配当割交付金404万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款株式等譲渡所得割交付金575万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款法人事業税交付金756万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款地方消費税交付金 1億7,149万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款環境性能割交付金474万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款地方特例交付金2,833万4,000円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款地方交付税18億3,347万1,000円、ゼロ円、ゼロ円。

11 款交通安全対策特別交付金141万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

12 款分担金及び負担金2,885万9,606円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いします。

13 款使用料及び手数料5,328万3,716円、10万8,730円、80万6,870円。

14 款国庫支出金 6億4,517万4,607円、ゼロ円、ゼロ円。

15 款県支出金 2億8,745万6,717円、ゼロ円、ゼロ円。

16 款財産収入1,684万8,539円、ゼロ円、ゼロ円。

17 款寄附金 1億6,515万3,203円、ゼロ円、ゼロ円。

18 款繰入金7,404万77円、ゼロ円、ゼロ円。

19 款繰越金 2億5,729万6,386円、ゼロ円、ゼロ円。

20 款諸収入8,616万652円、ゼロ円、ゼロ円。

21 款町債 3億6,015万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いします。

歳入合計50億5,873万4,598円、335万7,828円、4,358万2,684円。

続きまして、次の7、8ページをお願いします。

歳出です。

説明は、款につきまして、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に説明させていただきます。なお、予算現額、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款議会費5,626万3,387円、ゼロ円、98万6,613円。

2 款総務費13億5,092万6,231円、700万5,000円、5,374万3,769円。

3 款民生費11億7,515万2,209円、3億1,638万8,000円、4,548万2,791円。

4 款衛生費5億8,478万4,786円、ゼロ円、5,649万2,214円。

5 款農林水産業費1億4,157万8,481円、ゼロ円、2,080万8,519円。

6 款商工費2億9,987万7,948円、ゼロ円、2,860万5,052円。

7 款土木費1億9,763万9,434円、5,219万2,000円、1,129万6,566円。

8 款消防費2億6,928万3,021円、ゼロ円、974万979円。

次のページをお願いします。

9 款教育費3億2,997万2,606円、50万円、2,428万9,394円。

10 款災害復旧費ゼロ円、ゼロ円、6,000円。

11 款公債費3億4,871万7,596円、ゼロ円、355万8,404円。

12 款予備費ゼロ円、ゼロ円、484万7,000円。

歳出合計47億5,419万5,699円、3億7,608万5,000円、2億5,985万7,301円。

歳入歳出差引残額3億453万8,899円、うち基金繰入金ゼロ円。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、149ページをお願いします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

実質収支額に関しましては、ご覧のとおりとなりました。説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の決算でございます。

1枚めくってください。

次の議案第36号から特別会計となりますが、説明につきましては全て一般会計と同様の説明とさせていただきます。

議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1枚めくっていただきまして、1、2ページをお願いします。

歳入。

1款使用料及び手数料344万6,380円、ゼロ円、7万7,840円。

2款財産収入398円、ゼロ円、ゼロ円。

3款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

4款繰越金27万7,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計372万3,778円、ゼロ円、7万7,840円。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費357万5,778円、ゼロ円、61万9,222円。

歳出合計357万5,778円、ゼロ円、61万9,222円。

歳入歳出差引残額14万8,000円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いします。

歳入。

1款財産収入119万4,314円、ゼロ円、ゼロ円。

2款繰入金ゼロ、ゼロ円、ゼロ円。

3款繰越金35万9,342円、ゼロ円、ゼロ円。

4款諸収入3円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計155万3,659円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1款諸支出金119万4,314円、ゼロ円、34万3,686円。

歳出合計119万4,314円、ゼロ円、34万3,686円。

歳入歳出差引残額35万9,345円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に9ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款国民健康保険税 2 億44万881円、103万8,069円、1,919万9,201円。

2 款一部負担金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款使用料及び手数料12万4,500円、1万3,400円、11万2,000円。

4 款国庫支出金64万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金 7 億6,933万3,935円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款財産収入1,327円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款繰入金6,042万7,751円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款繰越金5,959万4,055円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款諸収入845万5,383円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計10億9,902万3,832円、105万1,469円、1,931万1,201円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費548万7,043円、ゼロ円、137万7,957円。

2 款保険給付費 7 億4,631万1,107円、ゼロ円、8,371万8,893円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億8,604万4,052円、ゼロ円、453万4,948円。

4 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

5 款保健事業費1,018万6,345円、ゼロ円、664万7,655円。

6 款基金積立金1,327円、ゼロ円、5,673円。

7 款公債費ゼロ円、ゼロ円、20万円。

8 款諸支出金767万3,614円、ゼロ円、144万5,386円。

9 款予備費ゼロ円、ゼロ円、30万円。

歳出合計です。10億5,570万3,488円、ゼロ円、9,823万1,512円。

歳入歳出差引残額4,332万344円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、25ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款保険料 2 億1,201万3,300円、119万2,630円、146万7,350円。

2 款手数料 1 万3,900円、9,500円、1 万8,300円。

3 款国庫支出金 2 億4,940万4,510円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款支払基金交付金 2 億5,304万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金 1 億4,521万1,636円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款繰入金 1 億5,117万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸収入311万1,686円、ゼロ円、1,500円。

8 款財産収入804円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款繰越金7,614万2,347円、ゼロ円、ゼロ円。

10款分担金及び負担金85万4,500円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計10億9,096万7,683円、120万2,130円、148万7,150円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費904万8,265円、ゼロ円、103万1,735円。

2 款保険給付費 9 億645万3,985円、ゼロ円、4,650万15円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

4 款地域支援事業費4,318万9,208円、ゼロ円、546万4,792円。

5 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

6 款基金積立金2,186万円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸支出金1,504万5,828円、ゼロ円、29万4,172円。

歳出合計 9 億9,559万7,286円、ゼロ円、5,329万2,714円。

歳入歳出差引残額9,537万397円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料8,290万7,200円、15万3,900円、11万2,400円。

2 款使用料及び手数料 1 万1,600円、1,500円、4,100円。

3 款繰入金2,754万4,243円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入26万4,600円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款繰越金 5 万8,300円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 1 億1,078万5,943円、15万5,400円、11万6,500円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,018万2,443円、ゼロ円、31万8,557円。

2 款諸支出金26万400円、ゼロ円、6万2,600円。

歳出合計 1 億1,044万2,843円、ゼロ円、38万1,157円。

歳入歳出差引残額34万3,100円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第35号から議案第40号についてご説明させていただきました。

次のページ以降に財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

水道温泉課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着席して説明をお願いします。

○水道温泉課長（渡辺音哉君） 私のほうから議案41号と議案42号の決算認定についてご説明させていただきます。

それでは、令和3年度の公営企業会計決算書の表紙をめくっていただきますと、議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算書でございます。

すみませんが、着席させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

令和3年度河津町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入（税込み）は、区分、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順で説明させていただきます。単位は円でございます。

1 款水道事業収益 2 億1,184万6,000円、ゼロ円、2 億1,184万6,000円、1 億8,012万2,012円。

決算額のうち、仮受消費税1,307万943円。

2 ページ目をお願いいたします。

支出でございます。

収入に予備費支出額と流用増減額を加えて説明させていただきます。

1 款水道事業費 1 億9,809万4,000円、△の572万円、ゼロ円、ゼロ円の 1 億9,237万4,000円、1 億8,599万2,047円。

決算額のうち、仮払消費税735万665円。

3 ページ目をお願いします。

(2) 資本的収入及び支出は、(1) 収益的収入及び支出と同様に説明させていただきます。

1 款資本的収入 2,181万4,000円、ゼロ円、2,181万4,000円、1,447万円。

決算額のうち、仮受消費税ゼロ円。

4 ページ目をお願いいたします。

支出（税込み）でございます。

1 款資本的支出6,352万3,000円、ゼロ円、ゼロ円、6,352万3,000円、4,588万868円。

決算額のうち、仮払消費税169万8,176円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,141万868円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額169万8,176円、過年度分損益勘定留保資金2,971万2,692円で措置した。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、議案第42号をお願いいたします。

議案第42号は、令和3年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

1 ページ目をお開きください。

令和3年度河津町温泉事業決算報告書は水道事業決算報告書と同様の説明とさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入（税込み）でございます。

1 款温泉事業収益1億872万円、ゼロ円、1億872万円、1億1,458万8,347円。

決算額のうち、仮受消費税978万4,904円でございます。

次に、2 ページ目をお願いいたします。

支出、税込み。

第1 款温泉事業費1億74万9,000円、△の124万6,000円、ゼロ円、ゼロ円、9,950万3,000円、8,669万6,833円。

決算額のうち、仮払消費税430万9,652円。

3 ページ目をお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出。

収入（税込み）でございます。

1 款資本的収入99万円、ゼロ円、99万円、313万5,000円。

決算額のうち、仮受消費税28万5,000円。

4 ページ目をお願いいたします。

支出（税込み）でございます。

第1 款資本的支出768万円、ゼロ円、ゼロ円、768万円、517万5,708円。

決算額のうち、仮払消費税47万519円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額204万708円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額47万519円、過年度分損益勘定留保資金157万189円で措置した。

令和4年8月29日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出とも、款の順にお願いします。

議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑ございませんか。なしいただきました。

質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会へ付託することに決しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いします。

委員長は、12日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎日程の追加

○副議長（遠藤嘉規君） 先ほど、町長から議案第43号 令和4年度見高地区嵩上げ工事請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○副議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（遠藤嘉規君） 追加日程第1、議案第43号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第43号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議案第43号について説明させていただきます。

議案第43号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事請負契約について。

令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事。

2、契約の方法 制限付一般競争入札による契約。

3、契約金額 9,061万8,000円。

4、契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社代表取締役、土屋順一。

令和4年8月30日提出。

河津町長、岸重宏。

この工事につきましては、令和3年度より継続して行っている見高地区のペロバ海岸における嵩上げ工事の継続でございます。7月5日の議員説明会にて説明し、同日の臨時議会において補正させていただきました工事です。8月24日入札が行われ、落札者が決定しましたので、今回、審議をお願いするものです。

説明は以上でございます。

○副議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） この契約につきまして、この工事の期間というのはいつからいつまで、要は契約をされたんでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 契約の工事の期間につきましては、来年の3月20日としております。それで入札されております。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 令和5年3月20日ということで。

今、資材だとかそういうやつが結構変動したり入ってこないとかと、そういうようなことも加味された契約期間ということで解釈をさせていただきたいと思っておりますけれども、これがあまりにも延びるようなことだとか、そういうのはいかがなもの、契約内容的にはそこら辺はどのような契約結んでいるんでしょうか。

○副議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 入札条件につきましても、この8月24日の入札の中で、3月20日という期間で入札していただいております。この内容で契約したと私としては承知しております。

ただ、護岸の工事ですので、今後、台風とか気候によって延長、または今後の資材高騰、もう少し情勢が変わったりすれば変わるかもしれませんが、現在の状態ではこの契約期間内で終了する予定でおります。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） こういう工事については、基本的には、不可能な事案も発生するようなことも考えられますけれども、基本的にやっぱり工期の中で処理していただくというのが基本になっていると思っておりますので、そこら辺はもしあれでしたら、今後の工事については、要は契約期間内の契約という部分をしっかりと明記した中で、極端に言うと、怠けてということはないと思うんですけれども、ペナルティーまで用意しろとは言わないけれども、そういうようなことをちゃんとした形で町として取り組んでいただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（遠藤嘉規君） そのほか質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○副議長（遠藤嘉規君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○副議長（遠藤嘉規君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより12日午後3時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

12日は午後3時から議会を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

副 議 長

仮 議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 12 日（月曜日）

令和4年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年9月12日(月曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 2 河津町議会改革調査特別委員会委員長報告について
- 日程第 3 第1常任委員会委員長報告について
- 日程第 4 第2常任委員会委員長報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第 1 議案第44号 令和3年度(仮称)河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大川良樹君 | 2番 | 桑原猛君 |
| 3番 | 渡邊昌昭君 | 4番 | 遠藤嘉規君 |
| 5番 | 上村和正君 | 6番 | 塩田正治君 |
| 7番 | 仲里司君 | 9番 | 渡邊弘君 |
| 10番 | 稲葉静君 | 11番 | 宮崎啓次君 |

欠席議員（1名）

8番 土屋 貴 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 基 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	稲 葉 吉 一 君	町民生活課長	土 屋 典 子 君
健康増進課長	臼 井 理 治 君	福祉介護課長	土 屋 勉 君
産業振興課長	中 村 邦 彦 君	建 設 課 長	山 本 博 雄 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	渡 辺 音 哉 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	島 崎 和 広 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	鈴 木 亜 弥 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 田 吉 光 書 記 山 田 祐 司

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆様、こんにちは。

私ごとでございますが、感染症感染により定例会を2日間欠席し、ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

ただいまの欠席議員は1名で、定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第35号～議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第1、議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

本8議案につきまして、去る8月30日に議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託し

てあります。また、これに関して委員長より審査報告書が提出されております。これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

4番、遠藤議員。

〔決算審査特別委員会委員長 遠藤嘉規君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（遠藤嘉規君） 令和4年9月12日。

河津町議会議長、上村和正様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、遠藤嘉規。

令和3年度決算審査特別委員会審査報告書。

1、議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

1、議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について

1、議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記8議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

附帯意見です。

意見。

1、デジタルトランスフォーメーションを推進し、業務効率化と町民生活の利便性向上を図られたい。

2、町独自で策定した「河津桜まちづくり計画」である。もっと真摯に計画実行に移されたい。

3、温泉会館の老朽化が著しい。観光施設、福祉施設としての在り方を含め、改修や魅力づくりを検討されたい。

以上です。

○議長（上村和正君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、塩田議員。

討論ですか。

○6番（塩田正治君） 反対討論させていただきます。

○議長（上村和正君） では、まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 6番、塩田でございます。

議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論させていただきます。

本議案につきまして、特別委員会において、るる説明を受け、数字的な面について決算でもありますし、反対するものでもありませんし、異議を唱えるものでもございません。

ただ、質問事項の中で、未収金の取扱いについて非常に活発な議論がされ、また課長からも説明があったわけですが、今後の未収金の取扱いについての説明について、私個人的に到底納得のできる説明と受け取れませんでした。ぜひとも今後しっかりとこの未収金について、どうするのか方向を示してほしいなと思いました。

今回、反対する主立った理由ですが、この決算認定を行うと、議員はそれぞれ町民に対する説明責任が発生すると思います。ですので、本案を納得できる形で認定しないと、我々議員が町民に対する説明に非常に困ることにもなります。

ですので、その点を考慮し、私は反対させていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 次に、本案に対する賛成の方の発言を許します。

2番、桑原議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

賛成討論をさせていただきます。

決算審査時、町当局からの説明で私債権関係の条例整備の検討を進めるとあり、これまでも滞納料金の縮減に町は積極的に対策を実施しております。ルールづくりを進めるとのことでしたので、議会として継続的に注視することで認定に賛成するものです。

以上です。

○議長（上村和正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 以上で討論を終結します。

これより議案第41号 令和3年度河津町水道事業会計決算認定についての採決をします。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上村和正君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、塩田議員。

討論ですか。

○6番（塩田正治君） 反対討論です。

○議長（上村和正君） まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

6番、塩田議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 6番、塩田です。

議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定について、反対の立場から討論させていただきます。

前41号と同様、未収金、いわゆる滞納金の取扱いについて、将来的にどうするのかという点につき、十分な説明というか、納得できる説明を私自身が受けた感覚がありませんので、前号と同様ですが、反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 次に、本案に対する賛成の方の発言を許します。

2番、桑原議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

賛成討論をいたします。

水道事業と同様となりますが、私債権関係の条例整備の検討を進めていただき、ルールづくりを進めることで、議会として継続的に注視することで認定に賛成するものです。

以上です。

○議長（上村和正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 以上で討論を終結します。

これより議案第42号 令和3年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上村和正君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎河津町議会改革調査特別委員会委員長報告について

○議長（上村和正君） 日程第2、河津町議会改革調査特別委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

4番、遠藤議員。

〔河津町議会改革調査特別委員会委員長 遠藤嘉規君登壇〕

○河津町議会改革調査特別委員会委員長（遠藤嘉規君） 令和4年9月12日。

河津町議会議長、上村和正様。

河津町議会改革調査特別委員会委員長、遠藤嘉規。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、調査事件 河津町議会改革調査に関する件。

2、調査の経過 別紙のとおりでございます。

3、調査の結果。

(1)常任委員会の活動の充実を図る。

(2)住民の意見を吸い上げる機会をつくり、政策提言など意見反映を進める。

(3)議員活動・議会活動の拡充のため、議員資質向上やICT導入など、先進事例の研究を進める。

2ページ目が経過報告となります。ご一読ください。

以上です。

○議長（上村和正君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって河津町議会改革調査特別委員会委員長報告を終了します。

◎第1常任委員会委員長報告について

○議長（上村和正君） 日程第3、第1常任委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

1番、大川議員。

〔第1常任委員会委員長 大川良樹君登壇〕

○第1常任委員会委員長（大川良樹君） 第1常任委員会委員長報告について説明いたします。

報告書の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

令和4年9月12日。

河津町議会議長、上村和正様。

第1常任委員会委員長、大川良樹。

第1常任委員会調査報告書。

本委員会において調査検討した事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、調査事件 公共交通に関する件。

2、調査の経過 別紙のとおりですので、後ほどご一読ください。

3、調査の結果。

(1)問題点。

町内の公共交通において、利用者のニーズに合わない面が見受けられる。

・自主運行バスの減便。

・タクシーの17時以降の廃止。

・町バスが利用者のニーズに合っていない（町バスアンケート調査結果）。

(2)課題。

町内の公共交通は、自主運行バスにおいても廃止路線が発生し、今後さらに公共交通空白地が発生する恐れがある。現行の公共交通制度を変更することは喫緊の課題と考える。

(3)調査のまとめ。

新しい公共交通の在り方として、自立できる公共交通網を確立するため、各種制度を活用し、事業を計画・推進していく必要があると考え、具体的な検討内容として、以下が挙げられる。

- ・配車アプリUberを利用した公共交通空白地有償運送。

事例「京都府京丹後市ささえあい交通」。

- ・公共交通の課題解決のための地域おこし協力隊の募集、活用。

事例「富山県朝日町」等。

- ・制度の活用。

地域おこし協力隊、集落支援員、地域プロジェクトマネージャー制度、過疎地域持続的発展支援交付金等。

上記制度などの活用を町に促し、問題解決を進めたい。

以上です。

○議長（上村和正君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって第1常任委員会委員長報告を終了します。

◎第2常任委員会委員長報告について

○議長（上村和正君） 日程第4、第2常任委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

3番、渡邊昌昭議員。

〔第2常任委員会委員長 渡邊昌昭君登壇〕

○第2常任委員会委員長（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭でございます。

第2常任委員会委員長報告について説明いたします。

報告書の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

令和4年9月12日。

河津町議会議長、上村和正様。

第2常任委員会委員長、渡邊昌昭。

第2常任委員会調査報告書。

本委員会において調査検討した事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、調査事件 アフターコロナ・ウイズコロナの町内の産業振興及びG I G Aスクール構想に関する件。

2、調査の経過 別紙のとおりですので、後ほどご一読ください。

3、調査の結果。

(1)町内の産業振興のため、国県の制度の積極的な活用による経済対策や町内事業者への事業形態ごとの適時有効な情報提供。

(2)学校において、誰もが取り残されることなく、機材を有効に活用できるG I G Aスクールの推進。

以上、2点の実現のために、町に積極的な事業取組を働きかけるものとする。

以上です。説明を終わります。

○議長（上村和正君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって第2常任委員会委員長報告を終了します。

◎議員派遣の件

○議長（上村和正君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（上村和正君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。暫時休憩とします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時32分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（上村和正君） 先ほど、町長から、議案第44号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約について、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。
暫時休憩とします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 追加日程第1、議案第44号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第44号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から、議案第44号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約について、ご説明をさせていただきます。

本件は、当変更請負契約の締結のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第44号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約について。

令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事。

2、契約金額 変更前3億6,003万円。

変更後3億9,636万3,000円。

3、契約の相手方 静岡県賀茂郡河津町峰222番地

東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和4年9月12日提出。

河津町長、岸重宏。

内容について、ご説明させていただきます。

令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約については、令和3年8月5日の第2回臨時会において議決をいただきました。以降、鋭意努力し工事を進めてまいりましたが、内容に変更が生じたため、契約金額の変更について上程をさせていただきました。

変更の主な理由につきましては、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の影響による材料価格の上昇によるものとなっております。

変更の金額につきましては、予算の範囲内での執行となっております。

変更請負の仮契約を令和4年9月7日付で相手方と契約しております。

なお、工事の進捗状況につきましては、8月末現在ですが95%の進捗となっております。

工期は9月30日となっております、工期内の完成が見込まれております。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日、これをもって令和4年河津町議会第3回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年河津町議会第3回定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

閉会 午後 3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和4年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第2号	令和3年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	4. 8. 30	
報告第3号	令和3年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
同意第14号	教育委員会委員の任命について	〃	同意 植松智子
同意第15号	教育委員会委員の任命について	〃	同意 金指正和
議案第28号	河津町地域子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第29号	河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第30号	河津町印鑑条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第31号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第32号	令和4年度河津町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第33号	令和4年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第34号	令和4年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第35号	令和3年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	4. 9. 12	認定
議案第36号	令和3年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第37号	令和3年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	4. 9. 12	認 定
議案第38号	令和3年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第39号	令和3年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第40号	令和3年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第41号	令和3年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第42号	令和3年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
議案第43号	令和4年度見高地区護岸嵩上げ工事請負契約について	4. 8. 30	原案可決
	河津町議会改革調査特別委員会委員長報告について	4. 9. 12	報 告
	第1常任委員会委員長報告について	〃	〃
	第2常任委員会委員長報告について	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	〃
議案第44号	令和3年度（仮称）河津町子育て支援施設建設工事変更請負契約について	〃	原案可決